

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和6年度実施状況調査結果 【資料編】

目標Ⅰ	子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	
	（1）子どもの権利に関する理解促進……………	1
	（2）子どもの意見表明・参加の促進……………	2
	（3）子どもの居場所・活動の充実……………	3
	（4）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済……………	7
目標Ⅱ	子どもを安心して産み育てるための支援を推進する	
	（1）子どもや家庭への医療・健康支援……………	9
	（2）子育て家庭への支援……………	12
目標Ⅲ	子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する	
	（1）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実……………	16
	（2）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備……………	20
	（3）子ども・若者支援に関わる人への支援……………	21

目標Ⅳ	若者の自立と社会参加を支援する	
	（1）若者の自立支援……………	22
	（2）若者の参加支援……………	24
目標Ⅴ	それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する	
	（1）状況に応じた支援……………	25
	（2）相談体制の充実と情報発信……………	36
目標Ⅵ	子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する	
	（1）地域の力の活用……………	40
	（2）安全・安心な社会環境の整備……………	43
	（3）子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり……………	46

（注釈）
○重点事業は薄橙色で網掛け表示
○新規事業は薄黄色で網掛け表示
○終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要						目標管理																						
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度															
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）											
目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」																															
（1）子ども権利に関する理解促進																															
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類（一般・中高生）で広報を実施	・リーフレット等を増やす（小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等）・動画等を作成	－	周知用パンフレット等の修正・配付	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、既存のパンフレットの内容を変更するとともに、「子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、小中学生の全児童・生徒に配付した。	B	引き続き、学習用パンフレットやマンガ版パンフレットの活用を周知し、子どもの権利の理解促進を図る。	周知用パンフレット等を通じた普及啓発、子どもの権利に関するPR動画の制作	区立小・中学校へのパンフレットやリーフレットの配付だけでなく、区内の私立学校に通う児童・生徒に対しても子どもの権利の大切さが普及するよう、私立学校に対して広報物の配布に関する働きかけを実施しました。	A	子どもの権利に関するパンフレットなどに加え、子どもの権利に関するPR動画などを効果的に活用することで、子どもから大人まで幅広い世代に向けて、子どもが持つ権利の大切さについて発信していきます。											
								子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。													子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	継続実施	－	広報誌で「子どもの権利」に基づく事業の周知を行った	①子ども月間である11月の広報としまで「子どもの権利相談室」「子どもの遊び場・居場所」「子ども若者総合相談」について掲載し、事業の周知を行った。 ②中央図書館で「子どもの権利」のパネル展示を実施した。 ③東京音楽大学が企画する「スペシャルコンサート」を協働で実施し、子どもの音楽体験の機会を提供した。	「子どもの権利」に基づく事業や、「子ども月間」に実施する行事の周知を図る。 5年度は各地区青少年育成委員会の行事が再開し、子どもの体験の場を提供してきた。6年度は更に行事の充実を図っていく。	ふくろう相談室並びに子どもの権利に関する普及啓発の実施	①11月の子ども月間に、広報としまと庁舎まるごとミュージアムでふくろう相談室に関する周知を行うとともに、中央図書館で「子どもの権利」に関する特集展示を行い、広く普及啓発を行いました。 ②11月の子ども月間に、サンシャインシティプレパークと、子どもの権利条約フォーラム2024への出展を行い、子どもの権利について具体的に考えてもらう機会を作りました。	A	11月の子ども月間を中心として、施設や地域の団体などと連携しながら、子どもが楽しく様々な体験ができる機会を創出していきます。合わせて、子どもの権利の大切さがより広まるための普及啓発に取り組み、子どもたちが地域でいきいきと成長することができる環境を整えます。
								子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。													子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①5回【5回】（100%） ②3回【5回】（30%） ③1回【2回】（50%） 指導課 ①5回【5回】（100%）	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回【5回】（100%） ②2回【10回】（20%） ③3回【2回】（150%） 指導課 ①5回【5回】（100%）	子ども若者課 ①- i 子どもにかかわる施設職員対象に子どもの権利をテーマにした豊島区子ども研修を3回実施しています。「子どもの権利についてⅠ・Ⅱ」「あそびの中に権利あり」（人材育成G） ①- ii 区職員を対象として、子どもの権利について学ぶ特別研修、ならびにeラーニングを実施しました。（権利擁護G） ②ファミリーサポートセンター援助会員養成講座、区内で活動する団体や個人に対して講座を行うとしま出前講座において子どもの権利に関する講座を実施しました。（権利擁護G） ③- i 子ども研修のうち「子どもの権利についてⅠ」を区民参加の公開講座として実施しています。（人材育成G） ③- ii 地域で子どもに関わる機会が多い団体などに対して、子どもの権利を保障するために大人が果たす役割について理解を深めるための講座を2回実施しました。（権利擁護G） 指導課 人権教育研修はもちろん、年次研修や生活指導主任研修においても「子どもの権利」を話題にし、教員の人権意識を高めました。
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	－	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】 ②CAPプログラム1校【1校】 指導課 5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利出張講座14校【14校】 ②CAPワークショップ0校【0校】 指導課 14校【3校】	子ども若者課 子どもたちが自身や他者の持つ「子どもの権利」に関する理解を深めることを目的に、希望のあった学校のうち、11校で子どもの権利擁護委員を講師とする出張講座、3校で子どもの権利相談員を講師として授業を実施しました。CAPワークショップについては、令和6年度の実施希望がありませんでした。 指導課 子どもの権利擁護委員による出前授業を小・中学校において実施しました。	A	子ども若者課 子どもの権利に関する理解がさらに深まることを目的に、希望のあった全ての学校において学習プログラムを実施します。また、授業以外の形で子どもの権利の普及啓発を行う形を検討していきます。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員による出前授業を実施します。											

具体的な取組				事業の概要					目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	実施園（2園/年）	－	継続実施	数値維持継続型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。
（２）子どもの意見表明・参加の促進																				
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①17人【30人】（56.7%） ②2件【1件】（200%）	事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。子どもの意見を反映しやすくするため、6年度は第1回目の会議で各テーマの説明を区から行い、区の困りごとを理解したうえで検討したいテーマを決めます。夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。	①25人【30人】（83.3%） ②5件【1件】	事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。また、夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。7年度は、新たな試みとして、子どもの成長度合いに合わせ、円滑に議論を行いやすいよう中学生と小学生を別のグループに分けます。
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数	－	30人	数値維持継続型	28人【30人】	事業の内容に合わせ「成果報告会with区長」と名前を変え12/16に開催しました。（立教大学主催）豊島こども大学で活動してきた内容を区長に発表し、子どもからの質問に区長がその場で回答する事業を実施しました。	B	立教大学内での実施が難しくなったことから、放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになりました。	－	放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになったため事業として終了しました。	終了	
			計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	利用者会議開催数	－	55回	数値上昇型	<中高生センター> 31回【34回】（91.2%） <子どもスキップ> 139回【44】	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> B 引き続き月1～2回開催し、日常やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	<中高生センター> 36回【36回】（100%） <子どもスキップ> 145回【44】（329.5%）	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> 引き続き月1～2回開催し、日常利用やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 引き続き利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。	計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	参加者数	－	160人	数値維持継続型	389人【250人】（155.6%）	<ジャンプ東池袋> リニューアルイベントを開催し、地域の方に参加してもらう事業を実施しました。地域の方と中高生が交流する機会となりました。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、周知活動として広報としま掲載や高校・大学と連携し演舞する機会を設けました。	A	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員のイベントを開催予定です。そこで地域の方と中高生を知ってもらい交流を深めることを目指します。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞の活動は引き続き地域と連携し、参加者増を目指します。公園緑地課と連携し、スラックラインを通じて地域の方と中高生と一緒に遊ぶ機会をつくります。	371人【300人】（124%）	<ジャンプ東池袋> 引き続き中高生実行委員のイベントを開催し、地域の方と中高生を知ってもらい交流を深めることを目指します。また、近隣施設と連携を図り、地域の方と交流できる企画を実施していきます。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、地域の高校や福祉施設と連携し、演舞する機会を設けました。そのほか、区施設でのボランティア活動や、スラックライン事業で近隣住民との交流活動を実施しました。	A	
			計画事業	10	青少年指導者養成事業	生涯学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップやフォローシップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数	－	10回	数値維持継続型	8回【10回】（80%）	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、ハッピーホリデーフェスタティバルとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくった。	B	子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォローアップを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図る。	8回【10回】（80%）	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、千早地域文化創造館で活動するサークル活動の見学や、ハッピーホリデーフェスタティバルとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくりました。	B	令和7年度からは「防災」をテーマに実施しています。子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォローアップを地域で発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図ります。
			新規事業	新規	意見表明等支援事業	子育て支援課	豊島区児童相談所が関わる子どもの意見・意向の表明の仕組みの整備による子どもの最善の利益の実現を目的とする。	児童相談所の措置等の決定等のタイミングや、一時保護所等の生活場面等において、子どもの意見や意向を聞き、児童相談所やその他関係機関との連絡調整等を行う。	措置等決定時の意見表明支援の実施率（%）	－	100%	－	－	－	－	100%	里親や施設職員への説明による理解促進を図りつつ、意見表明支援員による子どもの意見表明の機会を確保した。	A	毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会に報告することで課題に対応していく。里親委託中や施設入所中の子ども、また、家庭復帰後の子どもへの意見形成支援と意見表明支援を進める。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（％） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
（3）子どもの居場所・活動の充実																				
①子どもの居場所 の充実	子どもの居場所を 充実します。	施設整備の検 討、既存の居場 所事業の内容を 充実します。	重点事業	11	中高生センターの運 営	子ども若者課	中高生の放課後の 居場所を提供し、 自主的な活動を支 援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友 だちとの語らいや情報交換などを行 う場として中高生センターを運営し、 自主的な活動や社会参加等を支援し ます。また、中高生の心身が傷つけ られないよう、関係諸機関や団体と連 携して、その予防や早期発見に努め ています。	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,000人 【①2,200人】 ②30,000人 【②32,000人】	①数値上昇型 ②数値維持継続 型	①2,037人 【2,000人】 (102%) ②25,040人 【21,000人】 (83.5%)	午前中事業の周知チラシを作成 し、学校や関係機関に事業説明 及び配布を依頼しました。	B	午前中事業について、学校へ行くこ とができない中高生及び通信高校等 の利用の増加をめざし、居場所事業 を具現化及び充実させていきます。	①2,654人 【2,000人】 (133%) ②36,691人 【30,000人】 (122%)	午前中事業の内容を具体的に 紹介できるように、パンフレットを作 成しました。区立中学校及び通 信高校へも配布を依頼し、学校 へ行くことができない中高生だけ でなく通信高校の空き時間の利用 を目指しました。	A	・中高生の不登校対策を含めた午前 中利用の増加を目指し、事業内容を より具現化及び充実させていきま す。 ・中高生が意見表明できる機会を増 やし、日常の運営に反映及び中高生 自主企画行事等を実施し、中高生の 居場所を充実させていきます。
			重点事業	12	子どもスキップの運 営・改築	放課後対策課	小学生の放課後の 居場所を提供し、 放課後児童支援員 の指導のもと、安 心・安全な遊びを 通じて子どもたち の交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居 場所として、区立小学校22校に、校 舎内、敷地内または隣接地にて、学 童クラブの機能を持たせた子どもス キップを運営しています。また、別棟 建設などで利用者数増加に対応す るなど施設面での改善を図り、より 一層安全・安心な環境を整えていま す。	延べ利用者数	535,760人	540,000人	数値維持継続型	589,811人 内訳 学童クラブ (458,567人) 一般利用 (131,244人) 【540,000】 (109%)	令和5年5月8日から一般利用を 全面再開するとともに、一般利用 の限定的実施中の代替措置で あった学童クラブの臨時入会を廃 止し、子どもスキップの受入態勢 をコロナ前の状態に戻しました。	A	小学生の放課後の安全・安心な居場 所である子どもスキップをより充実 させるため、職員の人員確保すると ともに施設整備を行っています。	内訳 学童クラブ (448,328人) 一般利用 (158,304人) 【540,000】 (112.3%)	増加し続ける子どもスキップの利 用者に対応するため、小学校と交 渉し、スペースを確保するととも に、積極的かつ新たなアプローチ に取り組んだ結果、職員の欠員を 解消することができました。	A	小学生の放課後の安全・安心な居場 所である子どもスキップをより充実 させるため、職員の人員確保すると ともに施設整備を行っています。
			計画事業	13	放課後子ども教室 事業	放課後対策課	小学校の施設を 活用した安全・安 心な活動拠点づく りを進め、地域住 民の参加と協力を 得て、体験・交流 活動の推進に取 組みます。	区立小学校において、放課後や週 末等に、地域住民の参加と協力を 得て、子どもたちを対象に学習やス ポーツ・文化活動、交流活動等を行 います。	述べ実施回数	－	2,000回	数値上昇型	対面事業：1,008回 【対面事業：1,320 回】	教室開催数をコロナ前の水準に 戻すべく取り組んできましたが、地 域の方々で構成される放課後子 ども教室スタッフの確保することが できず、目標の開催数を達成す ることができませんでした。	B	放課後子ども教室スタッフ謝礼金を 増額するとともに、多様な手法を用 いて放課後子ども教室スタッフの確 保に努め、もって、放課後子ども 教室の開催数を増加させていきま す。	対面事業：1,462回 【対面事業：1,320 回】	放課後子ども教室スタッフ謝礼金 を増額したものの、地域の方々で 構成される放課後子ども教室スタ ッフを確保することができず、目 標の開催数を達成することができ ませんでした。	B	「チームとしま」やホームタウン協 定を締結したスポーツ団体、としま 未来文化財団等、地域や企業、大 学等との連携を進め、プログラムの 内容を充実させるとともに開催数 を増加させていきます。
			計画事業	14	子ども食堂ネットワ ーク	子ども若者課	子ども食堂で食 事の提供だけでな く、居場所としての 機能を充実させま す。	地域で活動する「子ども食堂」の連 絡会「としま子ども食堂ネットワー ク」への情報提供や広報の支援を行 います。子ども食堂の運営方法等、 運営者同士が情報交換を通して安全 に支援活動の輪を広げていきます。	登録食堂数	－	25食堂	数値上昇型	23食堂 【24食堂】	コロナ感染症が5類になったことか ら会食を再開する子ども食堂が少 しずつ増えてきました。ネットワ ーク会議では会食を再開したこと や、検討中だが何がハードルに なっているかなどの情報共有を行 いました。また、サポーターのCSW とも交流を深めました。	A	会食を再開する子ども食堂や新規 の子ども食堂も増えることが想定 されるため、セーフガーディングの 研修などを実施し、安全な運営を支 援します。また、ネットワーク会 議で子ども食堂間の交流を深め、 HPなどで情報発信のサポートを行 います。	20食堂 【25食堂】 (80%)	ネットワーク会議において各種研 修を行い、子ども食堂が安心でき る居場所として運営できるよう学 びました。また、会議において子 ども食堂間の交流を深め、HPな どで情報発信のサポートを行いま した。	B	新規の子ども食堂も増えることが 想定されるため、ネットワーク会 議を年3回開催し、運営に必要な知 識等を学び、子ども食堂が相互交 流できるよう支援します。また、子 ども食堂に応じた多様な支援を 検討します。
②屋外遊び場の 充実	子どもの遊び場の 充実を図ります。	既存の取組を推 進するとともに、 安心安全な屋外 遊び場の整備を 検討します。	重点事業	15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋 外で安全に楽し く遊べる機会の 充実を図ります。	子どもが自由に 豊かな遊びと多 様な体験できる プレーパーク（ 冒険遊び場）事 業を推進します。 池袋本町プレー パークの他、身 近な地域で冒 険遊びなどを体 験できるよう、 出張プレーパー ークを実施しま す。また、池袋 本町プレーパー ークは、子ども が自由に過 ごし、自分らし く、ゆったりと 安心できる場 所としての機能 も併せ持ちま す。	①参加者数 ②出張プレーパー ーク開催数	①31,002人 ②13回	①35,000人 ②20回	①数値上昇型 ②数値上昇型	①28,707人 【32,000人】 (82.0%) ②9回 【10回】 (45.0%)	池袋本町プレーパークを年間通 じ実施しましたが、5年度は夏季 期間の熱中症警戒アラートの発表 や、強風などの荒天時などから プレーパークを開める時間が多 くあり、利用者が前年を下回り ました。出張プレーパークでは 保育園、区民ひろばに加え公園 でも実施し近隣の園庭のない保 育園や地域の子どもが利用でき るようにしました。	A	常設の池袋本町プレーパークは 年間を通じ、屋外での自由な発 想で自分らしく遊べる場所の提 供を行います。身近な地域で実 施する出張プレーパークは主に 公園などの多くの子どもが利用 できる場所で開催し、近隣の園 庭のない保育園や地域の子ども が利用できるようにします。	①26,230人 【35,000人】 (75%) ②6回 【20回】 (30%)	池袋本町プレーパークを年間通 じ実施しましたが、6年度も夏 季期間の熱中症警戒アラートの 発表などからプレーパークを開 める時間が多くあり、利用者数 が前年を下回りました。出張プ レーパークでは区内の公園の実 施回数を増やし、近隣の園庭の ない保育園や地域の親子連れに も利用してもらえました。	B	常設の池袋本町プレーパークは 年間を通じ、屋外での自由な発 想で自分らしく遊べる場所の提 供を行います。身近な地域で実 施する出張プレーパークは主に 公園などの多くの子どもが利用 できる場所で開催し、近隣の園 庭のない保育園や地域の子ども が利用できるようにし、これまで 実施したことのない地域での開 催を検討します。
			計画事業	16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安 全な遊び場とし て、小学校の校 庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身 近で安全な遊び場として、小学 校の校庭を開放します。	実施施設数 （全小学校22 校）	－	22校	数値維持継続型	100% 【22校】	コロナ感染対策を講じながら、 児童の安全な遊び場として開放 しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確 保に努めていきます。	100% 【22校】	児童の安全な遊び場として開放 しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確 保に努めていきます。
			計画事業	17	公園・児童遊園新 設改良事業	公園緑地課	近隣の公園対し 区民満足度が 増し、子ども たちが利用し たいと思う公 園を整備して いきます。	既設の区立公園・児童遊園にお いては、子育て世代を含めた住 民ニーズ等を踏まえ、再整備を 検討します。また、学校跡地等 を活用して地域の活動拠点とな る近隣公園等を整備します。	新設・改修公園 数 2園／年	－	10園 （累計）	数値維持継続型	3園 【2園】	池袋本町四丁目・千川二丁目 児童遊園では、地元の保育園 や幼稚園児の意見を聞きなが ら遊具を選定し改修工事を進 めた。大塚台公園の改修につ いては、高校生や障害児を持 つ親など、幅広い層の方々 がメンバーのWSを開催した。	A	令和6年度は公園の再構築を 実施し、区内の公園の位置づ けを明確にすることにより、子 供たちを中心とした利用者目 線に立った整備を行っていく。 毎年2園以上の改修工事を引 き続き実施していくとともに、 大規模な公園改修や新設も含 め、利用してもらえる公園づ くりを進めていく。	2園 【2園】	南大塚二丁目児童遊園では、 地元町会や子供たちを集めた 井戸端会議を開催し、多くの 意見を収集し、また、近隣の 保育園には個別に意見聴取を し、遊具を置かずおもちゃ倉 庫を置くという整備工事を行 った。巣鴨四丁目児童遊園 では、地元商店街と連携し、 ニーズに合った整備工事を行 った。大塚台公園の改修につ いては、昨年度に引き続きWS を開催し、基本計画案を作成 した。	B	令和7年度以降は、モデル地区 を中心とした公園の再構築計 画に基づき、古くなった公園 を利用者目線で見直し再整備 していく。毎年2園以上の改 修工事が実施できるよう努め るとともに、大規模な公園改 修や新設も含め、利用しやす くなる公園づくりを行って いく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
②屋外遊び場の 充実	子どもの遊び場の 充実を図ります。	既存の取組を推 進するとともに、安 心安全な屋外遊 び場の整備を検 討します。	計画事業	18	「としまキッズパーク」 の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子も ない子ども安心し て遊べる場の充実を 図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年7月 から令和6年度まで「キッズパーク」と して運営します。公園内には「ミニトレ イン」を走らせるとともにインクルーシ ブ遊具を整備し、子どもが安心して遊 べる場にします。 (令和2年度より、「9月」に変更)	利用者数	－	440,000人 (累計)	数値上昇型	115,422人 【100,000人】	利用者：113,658人 イクバス活用等（園外保育）： 1,764人 近隣小学校特別学級による植 替え：2回 活用イベント：3件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の 場としての活用を図るとともに、近隣小 学校との連携等を進めていきます。	113,040人 【100,000人】	利用者：115,962人 イクバス活用等（園外保育）： 1,593人 近隣小学校特別学級による植 替え：2回 活用イベント：5件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の 場としての活用を図るとともに、近隣小 学校との連携等を進めていきます。
③活動・体験機 会の充実	子どもの体験機 会の充実を図りま す。	子どもが文化や芸 術、スポーツなど多 様な体験ができる 機会を提供しま す。	重点事業	19	子どものための文化 体験事業 （計画策定時は 「子どものための文化 体験プログラム」）	文化事業課 保育課	子どもたちが多彩 な文化芸術が体 験できる機会を提 供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文 化の担い手である子どもたちを対象に 文化芸術に触れるワークショップ等の アートプログラムを展開します。	①演劇公演実施 回数、延べ参加 者数 ②鑑賞教室実施 回数、延べ参加 者数 ③ワークショップ実 施回数、延べ参 加者数 ④保育園ワーク ショップ実施園 数、延べ参加者 数 ⑤ぞうしがや こども ステーション実施 回数、延べ参加 者数	①10回、2,056 人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931 人	左記5つの取組に ついて、同程度の 回数及び参加人 数を維持して実施 する。	①数値維持継続 型 ②数値維持継続 型 ③数値維持継続 型 ④数値維持継続 型 ⑤数値維持継続 型	①事業見直しのためプ ログラム廃止 ②9回 参加者数562 人 【340人】（95%） ③2回 参加者数40人 【30人】（83%） ④20園、515人 【参加数 延べ500人】 （114%） ⑤41回 参加者数1,168人 【1,000人】（60%）	①～③においては、区内各所で アートに気軽に出会える場を提供 しました。また、マスク着用の緩和 により、アーティストや俳優たちの 表情から、言葉だけに頼らない 作品や表現に触れることで、学校 や日常では体験できない豊かな 感受性を育む機会を与えることが できました。 ④においては、区内保育園20園 で身体表現と音楽のワークショップ を実施しました。ワークショップでは 普段の保育では見られない子ども たちの様々な表情が見られ、保 育士にとっても表現の楽しさを伝 える術を学べるなど、今後の保育 の参考となる場を提供することが できました。 ⑤においては、コロナの感染対策 の緩和により、ワークショップの定 員を増やし、多くの子どもとその家 族にアートに親しむ機会を提供し ました。また、アーティストや、参 加者同士の交流機会となり、新しい 出会いおよびアート体験を共有す る楽しさを知るきっかけになりまし た。	B	①～③、⑤については、区内に住む、 一人でも多くの子どもたちとその家族 が、アートに触れる機会を提供するた めに、令和5年度よりも、実施日数、回 数を増やしていきます。 ①～③については、ウェブサイトの日英 対応など外国ルーツの子どもたちにも参 加しやすいようにアクセスシビリティを整え ていきます。 ④については、限られた園数の中でもで きるだけ多くの保育園にワークショップを 提供できるよう、実施園が偏ることがな いように選考の際に配慮します。 ⑤については、令和5年度よりも、新し いプログラムを4つ増やし、広範囲の強 化をすることで、新規の参加者層にアプ ローチしていきます。	①文化事業課所管、 演劇公演については、 R4をもって事業廃止。 ②12回 参加者数 648人【587人】 （110%） ③2回 参加者数47 人【48人】（97%） ④保育課所管、保 育園ワークショップにつ いては、R5をもって事業廃 止。 ⑤56回 参加者数 1530人【1931人】 （79%）	②、③の事業では、夏休み期間 に区内で本物の文化を体験する 機会を創出しています。鑑賞教 室では、校庭など外で遊べない時 間に、子どもスキップと区民ひろば を会場に、未就学児から小学生 を対象に劇場ではない場所で、 演劇公演を展開しました。児童 文学など身近なテーマを通じて、作 品を鑑賞することで、子どもたち にとってかけがえのない時間を設ける ことができました。また③では、パ ントマイマーによる、親子向けプロ グラムを行いました。言葉に頼らない 親子のコミュニケーションを図るこ とで、外国籍や障害をもった子を含 む誰もが楽しめるプログラムを展開 することができました。⑤では未就 学を対象に親子でアーティストとふ れあうプログラムを1年を通じて 行っています。今年は予算増によ り事業数を増やし、昨年よりも多 くの方に参加する機会を提供する ことができました。事業後は、ア ーティストや参加者が交流する時間 を設けることで、文化を通して日 常の親御さんの悩みなどを聞く場 にもなりました。	B	事業見直しにより、事業廃止。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	20	次世代育成事業助成	文化企画課	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）	体験プログラム数	－	6プログラム	数値上昇型	10プログラム【10プログラム】	令和5年度は、多様な子どもたちが様々なアートに出会う「きっかけ」を創出しました。まずは、親子のアートサロンとして、乳幼児とその保護者を対象とした音楽・美術・演劇と3種類のプログラムを実施し、74組が参加しました。夏休み期間には、区内の放課後の居場所（学童）であるスキップで身体表現ワークショップを5か所で実施し、85名の子どもたちが参加しました。令和3、4年と実施したワークショップと比較すると参加者数は減少しましたが、アーティストと実際にコミュニケーションをとりながら体験するワークショップに、どの子どもも大満足だったという施設担当者の声が届いています。また、インリー子型のワークショップとして電子工作とアフリカン・リズム・セッション・ワークショップを行い、リズム・セッション・ワークショップの翌日には、公演を実施することで、体験でも鑑賞でも楽しめる機会創出を作り出しました。平成22年より実施している「こども日本舞踊教室」には、想定以上に応募者があり、当初16名定員を20名定員で実施しました。そして、クリスマスにあうすばとを活用した舞台公演では、合計1,307名が来場し、多くの子どもたちと保護者の方が文化芸術を楽しむ場となりました。最後に、どんな環境に置いても文化体験機会を提供するために公演招待事業も行い、全5事業に計130人が参加しました。	B	継続実施している「0・1・2のおもちゃ箱」や「こども日本舞踊教室」など、引き続き展開していきます。さらに、子供たちが多様な文化芸術に触れる機会を、令和5年度実施をブラッシュアップする形で展開し、さらには障害者をもつ子どもたちにも参加できる場づくりをしていくことが今後の目標です。	11プログラム【11プログラム】	前年度実施内容を引継ぎ「多様な子どもたちが様々なアートに出会う『きっかけ』となる場」づくりをテーマに実施しました。まずは、乳幼児とその保護者を対象に、アートを通じたコミュニケーションを目的に実施した「0.1.2.のおもちゃ箱」を春夏期（音楽）と秋期（身体表現）に開催。定員を大きく上回る応募の中から計42組が参加し、アートを通して子どもや他の参加者とのコミュニケーションを場となりました。夏休みには、子どもたちの創造性を引き出し自身の表現を行う帽子づくりワークショップ「ハット!キャップ大作戦!」と、親子コンサートに連動した「エイサー体験」のワークショップを実施。さらに鑑賞型事業として、沖縄・石垣島出身のアーティストを招聘して、同じく沖縄出身のイラストレーターの絵とともに楽しむコンサート「おーりとり! おきなわサマー」を開催し、ワークショップには57人の子ども達が参加。コンサートには2公演合計で316名が参加しました。クリスマスには、昨年に引き続き、パフォーマンスカンパニーto R Mansionによる新作「Miracle Xmas Circus HYPER!!」を上演。5公演合計で1,255名が来場し、新しいサーカス公演を楽しみました。関連事業とし、ベイビシアター「Miracle Xmas Circus BABY!!」（2回公演 計44名）そして、サーカス体験ができるワークショップ「Miracle Xmas Circus CHALLENGE!!」（2回公演 計79名）も同時に実施し、子ども達は、新しい芸術体験に大いに盛り上がっていました。毎年実施している区内児童施設連携事業では、影絵パフォーマンスを行う「かかし座」による公演を区内4か所のスキップで実施し、906名の子ども達が参加。うち2施設では手話通訳付き公演とし、区内にある放課後等デイサービスを利用しているろう児を招待しました。さらに、恒例となっている「こども日本舞踊教室」では、1・2年生、3～6年生の2チームに分かれて行いました。	A	「アートを媒介としたコミュニティの創造」「どんな環境にある子どもでもアートを体験する場を創出する」「アートに出会うきっかけづくり」をテーマに、各事業を継続・拡充して実施していきます。具体的には「0.1.2.のおもちゃ箱」は実施回数や中身をブラッシュアップし、よりコミュニティ形成にフォーカスしたプログラムとする。また、クリスマス公演では、バントマイムのカンパニーを招聘。手話通訳付回を設ける事で、より多くの方々に楽しんでいただける公演づくりを目指します。
			計画事業	21	アートカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。	プログラム提供回数	－	『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度	数値維持継続型	未実施	東京都へ事業移管したため、区の事業としては実施していません。	D	事業の実施予定はありません。		終了	事業の実施予定はありません。	
			計画事業	22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書普及企画の実施	－	年1回以上	数値維持継続型	143回【年50回以上】	読み聞かせボランティア人材バンクを活用し、区民ひろば20か所でおはなし会を合計136回で実施した。そのほか公民連携事業として西武池袋本店屋上やサンシャインシティ絵本の森など図書館外にて出張おはなし会を10回実施、子ども達が本に触れる機会や読書の楽しさを伝えた。	A	区民ひろば等における定期的な読み聞かせボランティア活動を継続的に実施する。「読み聞かせボランティア人材バンク」の運用について団体の自立を含め検討する。	196回【年50回以上】392%	令和6年度は読み聞かせボランティア養成講座を開催しボランティアの人材確保を進める傍ら、区民ひろばのほかコロナ禍において中止していた子どもスキップ等におけるおはなし会を再開しました。またサンシャインシティ絵本の森ではおはなし会を実施するなど、子ども達がいろいろな場所で本と触れ合うことができる機会を創出しました。	A	学校との連携を見直し強化することで、子ども達の読書活動を支援します。また区内企業等との連携を継続することで、子ども達や保護者が図書館以外の場所で本や読書の楽しさに触れる機会を増やします。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
③活動・体験機 会の充実	子どもの体験機会 の充実を図りま す。	子どもが文化や芸 術、スポーツなど多 様な体験ができる 機会を提供しま す。	計画事業	23	生涯スポーツ推進事 業	生涯学習・ス ポーツ課	年齢や性別を問 わず、スポーツに 親しみ、楽しめる 機会を提供し、ス ポーツ人口の増加 を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになる よう各種のスポーツを体験する機会を 提供するとともに、地域のスポーツ指 導者を対象として、スポーツ理論や実 践の講習を行い、スポーツリーダーを 育成します。	事業数	－	35事業	数値上昇型	21事業 【24事業 86%】	当初の事業計画に近い形で実 施することができ、子ども、若者世 代がスポーツに親しむ機会を提供 することで、心身ともに健全な育 成をはかるという目標に寄与する ことができた。	B	子ども、若者世代がスポーツに親しみ、 また継続して楽しんでもらうことが できるよう、今後も事業の継続と充 実を図る。	23事業 【24事業 96%】	前年度から新規で2事業を実施 しました。子ども、若者世代がス ポーツに親しむ機会を提供するこ とで、心身ともに健全な育成をは かるという目標に寄与することが できました。	B	引き続き子ども・若者世代を中心に誰 もがスポーツに親しむことができるよ う事業の継続と充実を図ります。
			計画事業	15	プレーパーク事業 【再掲】	子ども若者課	子どもたちが自由 で豊かな体験がで きる機会の充実を 図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な 体験ができるプレーパーク（冒険遊 び場）事業を推進します。池袋本町 プレーパークの他、身近な地域で冒 険遊びなどを体験できるよう、出張プ レーパークを実施します。また、池袋 本町プレーパークは、子どもが自由に 過ごし、自分らしく、ゆったりと安心で きる場所としての機能も併せ持ちま す。	出張プレーパーク 実施回数	－	20回	数値上昇型	9回 【10回】	保育園や区民ひろば、公園のほか、 地域のイベントでも出張プレー パークを実施し、多くの子ども達に 段ボール遊びやどろんこ遊び、シャ ボン玉遊びなど、様々な遊びの機 会を提供しました。	B	常設プレーパークから離れた地域でもプ レーパークを体験できるように、区内の 各地域で出張プレーパークを実施しま す。園庭のない保育園や近隣の保育 園、地域の親子連れが多く利用でき るように公園を中心に実施します。	6回 【20回】 （30%）	区内の公園の実施回数を増や し、近隣の園庭のない保育園や 地域の親子連れにも利用してもら えました。	B	主に公園などの多くの子どもが利用できる 場所で開催し、近隣の園庭のない保 育園や地域の子どもが利用できるよ うにし、これまで実施したことない地域 での開催を検討します。
④学習支援の充 実	学習支援が必要 な子どもに学習機 会を提供します。	区による補習や民 間団体による無料 学習支援を実施 します。	重点事業	24	コミュニティソーシ ャルワーカーによる子ども の学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣 の習得を図るとも に居場所となる 場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係 機関や地域住民、ボランティア等の 協力を得て、公共施設において要支 援家庭等の子どもの学習支援を行 います。	①学習会実施回 数 ②子どもの延べ参 加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①22回 【64回】 （34%） ②305人 【1,391人】 （22%）	新型コロナウイルス感染症が収束した 為、以前のように対面学習の 子どもの参加受入れを増やすこ とに努めました。 また、コロナ禍から実施してきたお 便りを年3回発行。内容によって 返信/ガキを同封し、子どもたちと ボランティアとの交流の機会も継 続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したの で、徐々に従来通りの対面での学習会 を開催を増やしていけるように努め ています。 また、区内で学習支援を行っている団 体等が増えてきていることから、以前 の学習会に立ち返るだけでなく、子 どもたちが学習できる場につない で行けるような仕組みづくりに取 組んでいます。	①25回 【65回】 （38%） ②315人 【1,400人】 （23%）	コミュニティソーシャルワーカーが中 心に活動するのではなく、地域住 民が主体となって学習支援活動 を実施していく仕組みに移行して いくことを踏まえ、昨年度と同数の 学習支援活動を実施しました。	C	コミュニティソーシャルワーカーが実施する 学習支援活動については、としま子ども 学習支援ネットワーク（とこネット）へ 引き続き参画し、支援を必要とする子 どもをつなげていきます。 また、地域のニーズや同地域で行われ ている他団体の活動状況などを確認 し、地域団体に移行できる場合は、随 時移行していくとともに、活動団体 に対し、必要に応じて学習支援活動の 運営をサポートしていきます。
			計画事業	25	としま未来塾	放課後対策課	コミュニティ・ス クールを中心とし た地域人材の活用 により、学習支援 が必要な子どもに 学習機会を提供し 、学力の定着や高 等学校等への進 学に繋がります。	様々な事情等により学習習慣が十分 に身に付いていない、学習の仕方が 分からない生徒の学習をタブレット 型PCを活用して支援し、学力の定 着や希望する高等学校等への進学 に繋がるよう支援を図ります。	地域人材を活用 し、希望する生徒 を対象に支援を 行う。	－	コミュニティ・ス クールを中心とし た地域人材を活用 し、中学校8校の希 望する生徒に対 象に支援を行う。	－	中学校8校の生徒を対 象として区内3か所 で実施 年33日（130回） 夏季休業中の平日 3日（6回） 延べ参加者数455人 【中学校8校の生徒を 対象】	教育センターは毎週、他東西の2 か所は隔週にて実施した。 英語の集中イベントや年度末のと しま土曜部活に特別出演するなど、 自己表現、自己発揮の機会を つくることができた。	A	定例の土曜日教室3か所に加え、平 日の開催を検討 学習面とサードプレイスを兼ね備え た事業として広く周知し、中学生に 対して使いやすい放課後の居場所 として検討を進める。	中学校8校の生徒を対 象として区内4か所 で実施 年83日（139回） 夏季休業中の平日 4日（6回） 延べ参加者数594人 【中学校8校の生徒を 対象】	従来の「土曜教室」に加え、令和 6年5月から学習院大学と連携し、 学習院大学のキャンパスで、同大 学の学生ボランティアによる「水曜 教室」を開催し、中学生の放課後の 居場所を拡大しました。	A	引き続き「土曜教室」を実施してい くとともに、「水曜教室」の拡大を 検討していきます。
			計画事業	26	小・中学校補習支 援チューター事業	指導課	各学校が放課後 や長期休業期間 に実施している補 習授業を支援し ます。	各学校が放課後や長期休業期間に 実施している補習授業を支援する ため、大学生等を補習支援チュー ターとして配置します。	各学校に大学生 等を補習支援 チューターを配 置する校数	－	各学校に大学生 等を補習支援 チューターを配 置する校数	数値維持継続型	大学生等を補習支援 チューターとして配置 した。 【小学校年間60時 間、中学校年間90 時間】	小学校 年間349時間（16時 間/校） 中学校 年間335時間（42時 間/校） 配置した。	B	今後も活用を継続する。	大学生等を補習支援 チューターとして配置 した。 【小学校年間60時 間、中学校年間90 時間】	小学校 年間373.5時間（17 時間/校） 中学校 年間469時間（59時 間/校） 配置しました。	B	今後も活用を継続します。
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子 どもに対する学習支 援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子 どもの学力向上の みならず、世帯の 生活向上につな げます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継 続的に利用できる学習会を実施し、 学習指導、進路、将来の希望等に 関する助言、不安・悩みの相談に応 じます。また、ひとり親相談員との 連携により保護者・家庭等に関する 生活支援を行います。	高校への進学率 100%	－	100%	数値維持継続型	100% 【100%】	週2回開催を標準化し、参加の 機会を拡大。どちらにも自由に参 加でき個別対応ができる体制を確 立させた。外部試験（模試、漢検、 英検）を取り入れ高校入試に役立 てた。ひとり親の就学に対する支 援を中心に積極的なかわりを持 てるよう努めた。	A	ひとり親の支援対象にあった所得額 の制限を撤廃し、参加者の拡大を 図る。学習はもとより様々な課題 解決に向け、支援を行えるより良 い体制を作る。安定した居場所と してしていきたい。	100% 【100%】	毎週固定した学習支援員を配置 し、個別対応ができる体制を確立 させた。外部試験（模試、漢検、 英検）を取り入れ高校入試に役立 てた。ひとり親の就学に対する支 援を中心に積極的なかわりを持 てるよう努めた。	A	学習はもとより様々な課題解決に 向け、支援を行えるより良い体制 を作る。参加児童たちにとっての 安心できる居場所としてきたい。
			計画事業	28	としま子ども学習 支援ネットワーク「と こネット」	福祉総務課	毎月の定例会にお いて、子ども達の 学習指導におけ る情報共有と意 見交換を実施す ることで、効果 的な支援を実施 します。	地域で活動する無料学習支援団体 をネットワーク化し、としま子ども 学習支援ネットワーク「とこネット」 を設立。共通する課題及び効率的 な運営のノウハウを共有する場を 設けるとともに活動を支援しま す。	とこネット定例会 の開催数	－	12回	数値維持継続型	12回 【12回】	感染状況は落ち着いたが、効率 面等を重視し引き続きオンライン にて開催している。	B	必要に応じてZOOMなどを利用しな がら、情報交換及び意見交換の場 を維持していく。	12回 【12回】 （100%）	効率面等を重視し主にオンライン にて開催、半年に一度対面にて 開催しました。	A	引き続きオンラインでの開催を続け つつ、定期的に対面での開催を行 い、団体間、および区と団体での 情報共有、意見交換の場を維持し ていきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
（４）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済																				
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①ー ①【2回（毎年度回数を維持）】 ②40回 ②【30回】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①2回【2回】（100%） ②43回【40回】（107.5%）	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげた。ヤングケアラーの周知については、依頼のあった保育園やジャンプで実施。	A	関係機関へ出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についてマニュアル、映像等を教材とした職員研修を実施する。	①2回【2回】（100%） ②38回【40回】（95%）	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応を図りました。大学の学生や小中学校の児同保護者向けにも実施し、またヤングケアラーの啓発には、2種の映像教材を活用しました。	A	関係機関へ出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげます。ヤングケアラー支援についてはマニュアルを作成し、研修内容の充実を図ります。	
			重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。 ①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校80.0% 中学校90.9%【100%】（80%） ②職層に応じ年3回実施【年3回】（100%）	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施（3回）をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データ及び令和5年度に作成した掲示用いじめ防止対策表を活用し、子どもスクップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。	①小学校77.5% 中学校63.3%【100%】（70%） ②職層に応じ年4回実施【年3回】（133%）	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施しました。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をしました。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をしました。 ・教員研修の実施（4回）をしました。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をしました。	B	令和6年度に策定した「いじめ重大事態調査報告書を受けた再発防止策」を基に研修を実施します。また、いじめに関する授業の充実やアサーショントレーニングを取り入れた児童生徒の良好な関係づくり等を行うなど、いじめの未然防止に重点を置いた取組を推進します。	
			新規事業	新規	子どもに関わる職にある者のサービスの厳正	指導課	子どもたちが安心して学習・生活に取り組めるために、子どもに関わる職にある者の日常的な綱紀粛正を図る。	導課長から「服務ニュースレターメール」を学校管理職、教員にとどまらず、放課後対策事業等、児童生徒に関わる人員を含めて定期的に配信する。	サービス事故の発生を防止する。	ー	0件	①数値維持継続型	2件【0件】	初任者研修において、サービス事故防止をテーマに研修を行った。学校で学期ごとに研修を実施した。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図る。	3件【0件】	初任者研修において、サービス事故防止をテーマに研修を行いました。学校で学期ごとに研修を実施しました。全教員を対象に性暴力に関する研修を行いました。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図ります。
			計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	ー	85名	数値維持継続型	120名【100名】	企業と共催で「ネットゲームが子どもたちの心と体にもたらす影響」という内容で実施。親子での参加が複数見られた。	A	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	115名【85名】	2回の区民公演会を実施しました。内容について、児童虐待防止は「親子のアンガーマネジメント」、ヤングケアラーについては「あなたの隣にもヤングケアラーが」というテーマを取り上げました。	A	7年度以降も児童虐待防止とヤングケアラー、2種の区民講演会を実施し区民への周知・啓発、児童虐待の早期発見と予防につなげます。
			計画事業	32	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	ー	100.0%	数値維持継続型	96.2%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して子育て応援ギフト（電子クーポン）を配布するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。	100%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して妊婦のための支援給付を案内するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	A	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、こども家庭センターとして妊娠期から関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。
			計画事業	33	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	ー	4,000件	数値上昇型	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	3,613件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組みました。訪問件数減少の理由はバースデーサポート事業の申込者の増加に伴い利用促進のための訪問を実施しなかったためです。	B	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていきます。
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	ー	100日	数値維持継続型	92日【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとりいれた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援が必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	188日【188%】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をおき、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとりいれた。ショートケアを経て、母子生活支援施設本入所につながったケースもあった。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見守りを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援が必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	－	1団体	数値維持継続型	1団体【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていく。	1団体【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用を助成しました。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていきます。
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置しました。さらに、各校1名配置から、3校は派遣人数・回数を2倍に、1校は3倍に増加しました。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をします。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】（100%）	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	30校【30校】（100%）	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、年間1,237回（30校×毎週3時間）各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒を早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。	A	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設【①令和3年度中に開設】 ②－【②50件】	①－ ②数値上昇型	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキャップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	39件【50件】（78%）	子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員をはじめ、関係機関と連携しながら子どもの権利侵害に関する相談に対応し、権利の救済や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持つってもらうため、小・中学生の意見を聞きながら、「ふくろう相談室」という愛称を決定しました。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談対応に応じるとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげるため、アウトリーチなどにも力を入れていきます。
			重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子ども若者課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	5件	20件【10件】	数値上昇型	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めていきます。
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営	児童相談課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	－	－	－	－	虐待相談及び困難ケースへの対応力向上のため、都区主催の専門研修受講を奨励するとともに、所内監督職による所内研修・OJTを、5年度に新規策定した「ケース対応の危機管理マニュアル」も活用しながら実施した。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き高度な専門性を備えた職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	－	一時保護時及び児童福祉施設等への入退所時、全児童から意見聴取等措置を実施した。また、6月より第三者機関による、一時保護中児童へのアドボケートを開始した。一時保護時の司法審査に対応するため、令和7年度から職員の増員を行い課内体制を整備した。また、国のマニュアルを元に業務フローや各種様式を作成するとともに、実際に保護状請求に必要な書類の作成、準備までのシュミレーションを実施した。	A	引き続き、意見聴取等措置を行うとともに、意見表明支援員との情報共有を行い、子どもの権利擁護に向けた取組を進める。また、児童福祉法の改正やこども性暴力防止法へ適切に対応するため、制度理解及び運用検討を行う。合わせて、児童相談体制の強化を目的とした都区連携強化にも取り組み、業務の平準化をはじめ、共同による人材育成や人材交流について検討を進めていく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子ども対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	－	－	－	17件（電話9件、対面8件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は9件）。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開（相談件数は8件）	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。	13件（電話11、対面2件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました（相談件数は11件）。	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。
			計画事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	登録相談者数	－	250人	数値上昇型	441人【350人】	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシスとおはなし）による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	321人【400人】（80%）	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布、区内デジタルサイネージで放映するなど啓発活動を行ったものの、令和6年度は目標値よりも約80人少ない相談者数となりました。前年度は特別相談者が多く441人だったため目標を高めめに設定していましたがこれに届かず、一昨年と同様の相談者数となりました。	B	区立小中学校でのみの啓発活動ではなく、専門学校、高等学校、区民ひろば、子ども食堂等での周知、アウトリーチ活動を強化します。相談内容は複雑化、複合化し多岐にわたります。相談者数だけでは成果を確認することが困難であるため、新計画では相談者数に加え、支援回数を評価の指標に追加します。
			計画事業	43	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	機関連携数	－	500件	数値上昇型	553件【480件】	3機関連携会議を活用しつつ保健所、保育園等関係機関と連携し、ケース対応し支援にあたった。	A	3機関連携会議を活用しさらに他機関との連携を図り虐待の予防に努める。	783件【500件】	三機関連携会議と併行し合同会議を開催し、予防の部分での連携の強化を図りました。	A	引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に取り組みます。
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受ける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	－	4件	数値上昇型	26件【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加した。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努める。	15件【4件】	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努めます。子どもの権利ノートに「児童福祉審議会へ意見表明の相談先」として記載します。	A	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	－	14,000件	数値上昇型	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	10,910件【14,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠などに対応する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。
目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」																				
（1）子どもや家庭への医療・健康促進																				
①妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。	重点事業	46	ゆりかご・としま事業	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%	①68%→90%に変更【①70.0%】 ②74%【②80.0%】	①数値上昇型 ②数値上昇型	健康推進課 ①89.7%【68%】 達成度131.9% 子育て支援課 ②67.5%【74%】 達成度91.2%	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援グッズと出産応援ギフト（電子クーポン）を配付しました。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を実施しました。	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目ない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行います。	健康推進課 89.5%【90%】 子育て支援課 ②60.1%【80%】 達成度75.1%	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援ギフト（電子クーポン）を配付しました。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行いました。	B	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目ない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②令和6年度をもって事業終了しました。
			計画事業	47	妊婦健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	出産にかかる経済的負担を軽減し、妊婦が安心して出産できるように支援を行います。	妊婦の健康保持増進を図るため、1回の妊娠につき妊婦健康診査受診票（14枚）・超音波受診票・子宮頸がん検診受診票を交付し、健診の公費助成を実施します。	初回検査実施率	－	95.0%	数値維持継続型	92.7%【95%】	転入者も含めすべての妊婦が健診を実施できるように受診票を交付しました。	B	多胎妊婦に対する追加5回分の妊婦健診受診費用、及び低所得の妊婦の初回産科受診料（産科医療機関において実施する妊婦の判定に要する費用）の償還払いを開始します。	92.6%【95%】	ゆりかご面接等で個々の妊婦の状況を把握し、多胎妊婦に対する追加5回分の妊婦健診受診費用、及び低所得の妊婦の初回産科受診料の償還払いについて、対象者に周知しました。	B	妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療につなげられるよう継続して実施していきます。また、受診票の交付により、妊婦健康診査費用の一部を助成することで経済的負担を軽減していきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（％）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。	計画事業	48	妊産婦歯科健康診査事業	健康推進課	妊産婦の口腔衛生の向上、安全な出産乳幼児の健やかな発育のため、歯科健診を通じかかりつけ歯科医をもつことを啓発します。	妊娠中から産後または妊娠終了後1年以内の女性を対象に、1回の妊娠につき、1回の歯科健診及び保健指導を実施し、妊産婦と子の歯と口腔の健康を推進します。	受診率（38％）	－	受診率40％	数値維持継続型	40.3％【43％】	妊娠届をされた妊婦に受診票を送付しています。乳児健診事業での啓発チラシを配布を実施しました。	B	今後も妊産婦とその子の歯と口の健康のため継続して実施します。	38.4％【41.0％】	妊娠届をされた妊婦に受診票を送付しています。乳児健診事業での啓発チラシを配布を実施しました。	B	今後も妊産婦とその子の歯と口の健康のため継続して実施します。
			計画事業	49	妊産婦・乳幼児保健指導事業	健康推進課 長崎健康相談所	経済的負担を軽減し、すべての妊産婦や乳幼児が健診を受けられるよう支援を行います。	経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に保健指導票を交付し、指定医療機関において保健指導を実施します。	保健指導票発行率	－	100％	数値維持継続型	100％【100％】	健診が必要な全ての妊産婦や乳幼児に受診票を発行しました。	A	継続して実施します。	100％【100％】	健診が必要な全ての妊産婦や乳幼児に受診票を発行しました。	A	継続して実施します。
			計画事業	50	産後ケア事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児に関する負担を軽減し、安心して育児に取り組めるよう支援します。	産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児不安等が認められる産後4か月未満の母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。	利用延べ日数	－	470日	数値維持継続型	806日【470日】	委託による宿泊型の産後ケア事業にて、助産師等による心身のケア、育児の支援、母子の健康増進に必要な支援を提供しました。	A	新たに通所型を加えて継続実施し、助産師等による専門的な支援により母子の健康を増進するとともに、育児不安の軽減を図ります。	宿泊型1335日 通所型313日【470日】	委託による宿泊型の産後ケア事業にて、助産師等による心身のケア、育児の支援、母子の健康増進に必要な支援を提供。新たに通所型を開始しました。	A	新たに訪問型を加えて継続実施し、助産師等による専門的な支援により母子の健康を増進するとともに、育児不安の軽減を図ります。
			計画事業	51	育児支援ヘルパー事業	子ども家庭支援センター	育児支援ヘルパーの利用を勧め出産、育児の負担の軽減を目指します。	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。	育児支援ヘルパー派遣回数	－	3,500回	数値上昇型	3,863回【3,800回】	出産、育児相談の際、育児支援ヘルパーの利用方法を具体的に提案した。要支援家庭、ヤングケアラー家庭の利用は計画に沿って効果的にすすめた。	A	育児支援ヘルパーの具体的な利用方法について引き続き周知に努め、有効な活用を目指す。	4,520回【3,500回】	出産、育児相談の際、育児支援ヘルパーの利用方法を具体的に提案しました。要支援家庭、ヤングケアラー家庭の利用は計画に沿って効果的に進めました。委託事業者を増やしたことでより希望に添えるようになりました。	A	さらに委託事業者を増やし区民の希望に添える状況を目指します。
			計画事業	52	としま育児サポーター	健康推進課	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	赤ちゃん訪問後も不安のある方へ助産師が個別訪問し、3～4か月児健診までのきめ細やかな支援を行います。	訪問数	－	270人	数値維持継続型	519人【270人】	赤ちゃん訪問などで把握された要支援家庭について、育児サポーター（助産師）による家庭訪問を実施しました。	A	育児サポーターによる家庭訪問を継続して実施し、育児不安の軽減を図ります。	310人【270人】	赤ちゃん訪問などで把握された要支援家庭について、育児サポーター（助産師）による家庭訪問を実施しました。	A	育児サポーターによる家庭訪問を継続して実施し、育児不安の軽減を図ります。
			計画事業	53	としま見る知るモバイル（令和3年度より「もっと見る知る」に変更）	健康推進課 長崎健康相談所	妊娠・子育て中の記録を管理することができ、必要な情報を簡単に入手することができるよう、支援体制の充実を図ります。	結婚・妊娠・出産・子育て支援の情報発信を行うアプリを導入し、双方向性の支援を実施します。また、予防接種スケジュール管理とお知らせメールの自動配信を行います。※令和2年度より事業内容一部変更	新規登録者数	－	各年度1,000件	数値維持継続型	1,961件【1,000件】	新しい事業の開始等を、プッシュ通知により図りました。	A	新規事業の開始通知等を漏らさないように努めます。	2,056件【1,000件】	新しい事業の開始等を、プッシュ通知により図りました。	A	新規事業の開始通知等を漏らさないように努めます。
			計画事業	54	ようこそ新米ママのひろば事業	健康推進課	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	生後4か月未満の乳児とその保護者を対象に、乳児の成長と母体の健康状態を確認し、育児に関する相談やメンテナンス体操を実施することにより、育児不安の軽減と母親のリフレッシュの機会を提供します。	実施回数	－	12回	数値維持継続型	12回【12回】	4か月未満の母子の健康と子育ての相談を保健師・助産師・心理士により、年間12回実施しました。	A	年間12回を継続して実施し、生後の早い時期から、子育て家庭の健康増進と育児への支援を行ないます。	12回【12回】	4か月未満の母子の健康と子育ての相談を保健師・助産師・心理士により、年間12回実施しました。今年度より父の参加も可能とし、父親支援を強化しました。	A	年間12回を継続して実施し、生後の早い時期から、子育て家庭の健康増進と育児への支援を行ないます。
			計画事業	55	豊島区特定不妊治療費助成事業	健康推進課	すべての人が安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	不妊治療を受ける夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）にかかった保険適用外の治療費の一部を助成します。	助成件数	－	500件	数値上昇型	66件【500件】	「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療にかかった治療費の一部を上乗せして助成している事業で、東京都の事業はすでに終了しているため年度の途中で大幅減となりました。	終了	「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療にかかった治療費の一部を上乗せして助成している事業で、東京都の事業はすでに終了しているため5年度で終了しました。			終了	
			計画事業	56	入院助産	子育て支援課	経済的に困難な妊産婦の自立につなげます。	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。	利用者数	－	10件	数値維持継続型	7件【10件】	病院からの情報提供、保健師からの連携により居所がない等の困窮若年女子の妊婦の相談が増加。出産費用の支援だけではなく児童相談所、NPO団体との連携をしながら出産に向けての安全確保を行った。	A	病院、保健師等の情報連携により迅速に対応し、出産費用だけではなく出産までの安全確保、その後の母子への生活支援も行う。NPO団体との連携も強化していく。	8件【10件】	病院からの情報提供、保健師からの連携により居所がない等の困窮若年女子の妊婦の相談が増加。出産費用の支援だけではなく児童相談所、NPO団体との連携をしながら出産に向けての安全確保を行った。	B	病院、保健師等の情報連携により迅速に対応し、出産費用だけではなく出産までの安全確保、その後の母子への生活支援も行う。NPO団体との連携も強化していく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（％） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
①妊娠期からの 切れ目ない支援	妊娠期から出産 後まで、相談・支 援体制の充実を 図ります。	妊娠・出産の不安 軽減や、子どもや 保護者の状況に 応じて切れ目なく 支援を行います。	計画事業	32	こんにちは赤ちゃん事 業【再掲】	健康推進課 長崎健康相談 所	育児の不安を解 消するとともに、把 握された要支援の 家庭に適切な支 援を行い、虐待の 未然防止と早期 発見に努めます。 虐待の未然防止 と早期発見に努め ます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対 象に保健師や助産師が家庭を全戸 訪問し、母子及び家族の保健指導 や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	－	100.0%	数値維持継続型	96.2% 【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び 乳児全戸訪問）を実施し、育児 不安への対応、子育てに関する 情報提供を実施するとともに、必 要に応じて関係機関と連携しまし た。生後2か月を過ぎても出生 通知票を未提出の家庭について は、勧奨文を送付して訪問率の 向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児 不安を軽減するとともに、必要に応 じて妊娠期から関係機関と連携しな がら切れ目のない支援をおこなうこ とにより、虐待の未然防止と早期発 見に努め、子どもが心身ともに健 やかに育つことを支援します。	100% 【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び 乳児全戸訪問）を実施し、育児 不安への対応、子育てに関する 情報提供を実施して妊婦のため の支援給付を案内するとともに、必 要に応じて関係機関と連携しまし た。生後2か月を過ぎても出生 通知票を未提出の家庭について は、勧奨文を送付して訪問率の 向上を目指しています。	A	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児 不安を軽減するとともに、こども家 庭センターとして妊娠期から関係 機関と連携しながら切れ目のない 支援をおこなうことにより、虐待の 未然防止と早期発見に努め、子 どもが心身ともに健やかに育つこ とを支援します。
			新規事業	新規	外国語版母子手帳 交付事業	健康推進課	日本語の理解が 難しい外国人が 安心して子育て ができるよう支 援する。	妊娠届出時に希望により10か国 語版の母子手帳を交付している。	希望の言語の母 子手帳を交付す る	－	－	－	－	外国語版母子手帳を希望者全 員に交付しました。日本語の母 子手帳との併用を希望する方 には、対訳版として可能な範囲 で外国語版も交付しました。	A	外国語版母子手帳の交付希望者 には引き続き全員に交付します。	－	外国語版母子手帳を希望者全 員に交付しました。日本語の母 子手帳との併用を希望する方 には、対訳版として可能な範囲 で外国語版も交付しました。	A	外国語版母子手帳の交付希望者 には引き続き全員に交付します。
			新規事業	新規	としま子育て応援 パートナー事業	長崎健康相談 所	妊娠期から出産・ 子育ての切れ目 ない支援を強化 し、相談者との信 頼関係を構築し、 不安軽減及び虐 待の未然防止に 努めます。	支援の必要な妊婦を対象に、ゆとり 尺度をはかるアンケート及び面接から ニーズを把握し、サポートプランを作 成します。児童福祉部門との合同会 議や研修の実施し、連携強化を図り 適切な支援を実施します。	サポートプラン作 成数	－	121件	－	－	－	－	110件	特に支援が必要な妊婦とその家 庭についてサポートプランを作成し ました。また、児童福祉部門との 合同会議を開催し、関係機関と の連携・調整を図り、適切な支援 を実施しました。	B	継続して実施し、妊娠期からの切れ 目のない支援の充実を図ります。ま た、児童福祉部門が妊娠期から継続 支援できるよう体制強化を図ります。	
②子どもの健康確 保のための取組	乳幼児の健康な 育ちを支える各種 事業を推進しま す。	乳幼児向けの健 康診断や休日診 療、健康に関する 悩み相談に対応 する事業を行いま す。	重点事業	57	乳幼児健康診査	健康推進課 長崎健康相談 所	乳幼児の健康状 況を把握し、保護 者の育児不安軽 減や適切な育児 環境となるよう支 援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10 か月児、1歳6か月児、3歳児を対 象に医師、歯科医師の診察及び保健 相談、栄養相談、歯科相談を行い、 健康診査の結果異常が認められる 児に精密健康診査を実施していま す。 ※3～4か月児及び3歳児については 保健所において集団的な健診を実 施しています。	①乳児（3～4か 月児）健診受診 率 ②3歳児健診受 診率	①93.5% ②92.2%	①— 【①97.0%】 ②95.0% 【②93.0%】	①数値上昇型 ②数値維持継続 型	①96.7% 【95%】(99.7%) ②92.9% 【95%】(97.8%)	3～4か月児健診を年間48 回、3歳児健診を年間36回、 集団健診で実施しました。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支 える各種事業を推進します。	①94.1% 【97%】(97.0%) ②93.5% 【95%】(98.4%)	3～4か月児健診を年間48 回、3歳児健診を年間36回、 集団健診で実施しました。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支 える各種事業を推進します。
			計画事業	58	乳幼児歯科衛生相 談事業	健康推進課 長崎健康相談 所	むし歯がなく、正 しい生活習慣を身 につけた子を増や します。	乳幼児をむし歯から守るために、1歳 児、2歳児、2歳6か月、3歳6か月か ら4歳未満までを対象に歯科健診、 歯みがき指導、予防処置（フッ化物 塗布）を行います。また、希望する 保育園に対し、歯みがき指導を実 施します。	①3歳児健診時 のむし歯のない子 ②1歳児歯科健 診受診率	－	①95% ②60%	①数値上昇型 ②数値維持継続 型	①95.8% 【96%】 ②63.5% 【63%】	1歳児歯科健診を年間24回、こ ども歯科（2歳児歯科）健診を 年間46回実施しました。	B	こどものむし歯予防のため、継続して 実施します。	①96.5% 【95%】 ②62.7% 【63%】	1歳児歯科健診を年間24回、こ ども歯科（2歳児歯科）健診を 年間46回実施しました。	B	こどものむし歯予防のため、継続して 実施します。
			計画事業	59	新生児聴覚検査事 業	健康推進課 長崎健康相談 所	全ての新生児が 聴覚検査を受診 しやすくし、早期 発見、早期療育 につなげます。	聴覚障害は早期発見と適切な治 療・支援が行われることにより、音 声言語の発達への影響を最小限に 抑えられることができます。検査費 用の一部公費助成により経済的負 担を軽減することで、全ての新生 児が聴覚検査を受診しやすくし、 医療機関との連携により、早期 発見、早期療育につなげます。	初回検査実施率	－	95%	数値維持継続型	91% 【95%】	妊娠届出時に新生児聴覚検査 受診票を交付し、検査費用の一 部助成を行いました。また、必 要に応じて精密健診票を発行し ました。	B	初回検査の実施率を向上させ、新 生児聴覚検査の充実を図ります。	92% 【95%】	妊娠届出時に新生児聴覚検査 受診票を交付し、検査費用の一 部助成を行いました。また、必 要に応じて精密健診票を発行し ました。	B	初回検査の実施率を向上させ、新 生児聴覚検査の充実を図ります。
			計画事業	60	乳幼児健康相談	健康推進課 長崎健康相談 所	子育て家庭の健 康増進をはかと ともに、安心して 育児に取り組め るよう支援しま す。	身近な区の施設等を会場として、 乳幼児を対象に身長、体重の計測 と栄養相談、育児相談、歯科相談 等を実施します。	実施回数	－	42回	数値維持継続型	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳 幼児の身長、体重の計測と栄養 相談、育児相談、歯科相談等 を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増 進を図るとともに、その家庭が 安心して育児ができるように支 援します。	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳 幼児の身長、体重の計測と栄養 相談、育児相談、歯科相談等 を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増 進を図るとともに、その家庭が 安心して育児ができるように支 援します。
			計画事業	61	予防接種事業	保健予防課	感染症の重症化 や死亡件数を抑 え、集団感染に よる感染拡大を 防止します。	ワクチンで予防できる感染症の重 症化や死亡を防ぎ、集団感染によ る感染拡大を防止するための重要 な施策です。定期予防接種の接種 率向上と任意予防接種の推進を 図ります。	接種率	－	94.0%	数値維持継続型	86.4%	接種対象者へ予診票及び予防 接種に関するお知らせを送付し、 費用助成を行った。	B	継続して実施しつつ、SNSや電子 申請等を活用する。	90.4%	接種対象者へ予診票及び予防 接種に関するお知らせを送付し、 費用助成を行いました。	B	継続して実施しつつ、SNSや電子 申請等を活用していきます。
			計画事業	62	先天性風しん症候 群予防対策事業	保健予防課	胎児の先天性風 しん症候群の発 生を防止しま す。	胎児の先天性風しん症候群の発 生を防止するため、妊娠を希望 する女性や、妊娠を希望する女 性または妊婦のパートナーや同 居人を対象に風しん抗体検査費用 の全額助成を行い、抗体価の低い 対象者には、MR（麻しん・風しん ワクチンを混合したワクチン）ま たは風しん予防接種費用の全額 助成を行います。	先天性風しん抗 体検査実施件数	－	1,000人	数値維持継続型	1,020人 【1,000人】	妊娠・子育て世代対象に抗体検 査を実施し、抗体値の低い方へ の予防接種を行うことで、先天 性風しん症候群予防となっている。	A	継続して実施する。	666人 【1,000人】	妊娠・子育て世代対象に抗体検 査を実施し、抗体値の低い方へ の予防接種を行うことで、先天 性風しん症候群の予防を推進し ています。	B	継続して実施します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度 の取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
②子どもの健康確保のための取組	乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。	計画事業	63	子どもの医療費助成事業	子育て支援課	子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上につなげます。	中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。	—	—	—	—	—	令和5年度に拡大された内容を含めて、医療費助成事業を実施した。	B	医療費助成事業自体に変更の予定はないが、健康保険証がマイナンバーカードに移行することに伴う医療証申請手続きの変更について周知を図る。	—	令和5年度に拡大された内容を含めて、医療費助成事業を引き続き実施しました。	B	医療費助成事業自体に変更の予定はないが、健康保険証が完全廃止され、マイナンバーカードに移行することに伴う医療証申請手続きの変更について周知を図っていきます。
			計画事業	64	休日診療事業	地域保健課	医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を確保します。	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。	年間開設日数	—	年間開設日数 休日73日（休日67日に年末年始の6日）、土曜準夜49日	数値維持継続型	年間開設日数：休日74日、土曜準夜50日【年間開設日数：休日74日、土曜準夜50日】	休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行った。コロナの5類以降、インフルエンザの流行もあり、令和4年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。	年間開設日数：休日73日、土曜準夜49日【年間開設日数 休日73日、土曜準夜49日】	休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行いました。令和5年度と比べて開設日数は減りましたが、利用者数はほとんど変わらず、1日あたりの受診者が増加しました。	A	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答えます。
			計画事業	65	平日準夜間小児初期救急診療事業	地域保健課	平日準夜間帯における、小児の救急診療の受け皿を確保します。	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。	年間開設日数	—	年間開設日数 平日243日	数値維持継続型	年間開設日数：平日242日【年間開設日数：平日242日】	平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できた。インフルエンザ等の流行により、令和4年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。	年間開設日数：平日242日【年間開設日数：平日243日】	平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できました。	A	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答えます。
			計画事業	66	こどものぜん息水泳教室	地域保健課	ぜん息に負けない体力づくりをする機会の提供します。	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	実施回数	—	各年度20回	数値維持継続型	20回【20回】	計画とおり事業を実施した。	B	インフルエンザの時期を回避し、水泳教室の成果が効果的な実施期間となるよう、実施回数を17回に変更して実施する。	17回【17回】	全17回の水泳教室と同時に、子ども向け、保護者向け講座、肺機能検査、キッズピラティスを開催しました。	B	引き続き、ぜん息等の子どもの健康の維持、回復を図ることを目的に、水泳教室を実施します。
			計画事業	67	子どものための禁煙外来治療費助成事業	地域保健課	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守ります。	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	①登録件数 ②助成件数	—	①10件 ②10件	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①登録3件【登録10件】 ②助成3件【助成10件】	世界禁煙デーに合わせて5/31広報としまや区HPで広く周知するほか、健康推進課「ゆりかご面接」実施時に妊婦に対してピンポイントで事業の啓発を行った。さらに、受動喫煙防止対策の観点から各イベントで啓発チラシや啓発ティッシュを配布した。	B	禁煙補助薬「チャンピックス錠」が出荷保留となっており、大多数の医療機関で禁煙治療が休止されている。登録・助成件数ともに目標達成は困難であるが、事業周知を継続して啓発する。	①登録4件【登録10件】 ②助成2件【助成10件】	世界禁煙デーに合わせて5/31広報としまや区HPで広く周知するほか、健康推進課「ゆりかご面接」実施時に妊婦に対してピンポイントで事業の啓発を行いました。また、区公式XとLINEを活用したばこによる健康被害の啓発と事業啓発を行いました。	B	令和7年度から助成対象者を全喫煙者に拡充し、事業名も「禁煙治療費助成事業」に改めて実施しています。なお、いまだに禁煙補助薬「チャンピックス」は出荷保留となっており、禁煙外来はバッチでの治療が主流となっています。
（2）子育て家庭への支援																				
①子育て支援サービスの充実	子育て家庭への支援を推進します。	個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。	重点事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センター	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①41,456人 ②1,630世帯	①45,000人 ②2,000世帯	①数値上昇型 ②数値上昇型	①26,864人【38,000人】(59.5%) ②1,468世帯【1,300世帯】(73.4%)	施設の開設状況をコロナ禍前に戻した。子育てに関する講座予約にオンラインを導入し利用しやすい状況になった。	A	講座予約のオンライン化の推進に加え利用者登録でもデジタル化をすすめることで利用しやすい施設を目指す。	①24,019人【45,000人】(53.4%) ②1,228世帯【2,000世帯】(61.4%)	子育て講座の取り組みを希望に合わせ実施しました。講座や講座保育で施設を利用するため来館者数は減少しました。	C	今後も希望に合わせたプログラムを展開し安心して子育てできる環境を支援していきます。
			重点事業	69	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域区民ひろば課	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	延べ利用者数	219,611人	222,500人	数値上昇型	149,051人【175,220人】(67%)	感染症対策を緩和し、安全面に配慮しながら子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談を行った。利用人数が上昇傾向にあることを考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。	147,513人【222,500人】(66.3%)	安全面に配慮しながら子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談を行った。令和6年度は施設の改修・改築工事のため一部の子育てひろばで規模を縮小して運営を行ったことを考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。
			新規事業	新規	出産・子育て応援事業	健康推進課	子育て家庭の経済的負担を軽減し、妊娠から出産・子育て期に切れ目なく相談・支援が受けられる伴走型相談支援を充実させます。	国の「出産・子育て応援交付金」、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の補助金を活用し、ゆりかご面接後に5万円相当、赤ちゃん訪問後に10万円相当の、出産・子育て応援ギフト(電子クーポン)を交付します。	ギフト交付数	—	4200件	—	4,825件(令和4年度出生児分も適応して対象になっています)	ゆりかご面接と赤ちゃん訪問の終了時に出産・子育て応援ギフト申請用紙を配布し、申請者に交付しました。	A	妊娠・出産時の相談支援事業と一体的に経済的支援を継続実施します。	3,111件	ゆりかご面接と赤ちゃん訪問の終了時に出産・子育て応援ギフト申請用紙を配布し、申請者に交付しました。	A	令和7年4月1日より「妊婦のための支援給付」として法制化されました。支給方法等変更点に留意しながら、伴走型支援とともに経済的支援を継続していきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
①子育て支援 サービスの充実	子育て家庭への 支援を推進しま す。	個々の状況に応じ た家庭支援、子 育てに関する情報 提供を実施しま す。	計画事業	70	子どもショートステイ 事業	子ども家庭支援 センター	宿泊を伴う子ども の預け先を確保 し、必要とする家 庭を支援します。	保護者の疾病、出産などにより、一 時的に保育を必要とする児童に対し て宿泊を伴う養育を行います。	利用泊数	－	450泊	数値上昇型	587泊 【450泊】	令和4年度に要支援家庭枠の 利用者が増加したことから、事業 者の利用枠を拡充提案した。 令和5年度は、周知活動の強 化により、要支援家庭枠利用者 数が359件と前年並であったのに 対し、一般枠が108泊（R4）か ら228泊（R5）に倍増した。	A	要支援家庭については、支援プラン のもと適正な支援の実施について、改め て進捗管理を徹底する。 一般家庭については、上限利用時間 が設定されているため、対象家庭に幅 広く利用していただけるよう、周知活動 を引き続き強化する。	517泊 【450泊】	要支援家庭の利用枠を1枠拡 充し、利用者の利便性を向上さ せることができました。なお、利用 実績については359泊（R5）か ら、370泊（R6）と微増となっ ています。 一般家庭については、228泊 （R5）から、147泊（R6）に 減少しました。	A	要支援家庭については、引き続き支援 プランのもと適正な支援の実施につい て、進捗管理を徹底します。 一般家庭については、対象家庭に幅 広く利用していただけるよう周知活動を 引き続き強化するとともに、利便性の向 上のため、区内で利用できる新たな協 力家庭を増やす取り組みを強化しま す。
			計画事業	71	ファミリー・サポート・セ ンター事業	子育て支援課	地域での子育て の相互援助を支 援します。	生後43日から小学校修了時までの 子どもを持ち、子育ての援助を必要と する方（利用会員）と子育ての援助 ができる方（援助会員）からなる 会員組織です。区は事務局として会 員間の橋渡しを行い、地域の中で の子育てを援助します。 ※令和2年度より、事業内容一部 変更	援助会員数	－	200人	数値上昇型	200人 【200人】	援助会員養成講座を年2回実 施。合計30名以上の援助会員 が誕生した。退会者もあったが、 会員数200名となった。	B	養成講座の確実な実施に加え、多媒 体での情報発信等により、引き続き援 助会員の拡大を図る。	192人 【200人】	援助会員養成講座を年2回実 施。合計19名の援助会員が誕 生しました。退会者もあったが、概 ね目標値を達成できました。	B	養成講座の確実な実施に加え、多媒 体での情報発信や、LoGoフォー ムの導入により利便性を高めながら、引き続き 援助会員の拡大を図っていきます。
			計画事業	72	子育て支援総合相 談事業	子育て支援課	子育てナビゲー ターが、妊娠・出 産・子育てに関す る相談にお応え し、また、ご家庭 の状況に応じた子 育て情報を提供 します。	子育て総合相談窓口「子育てイン フォメーション」に「子育てナビゲ ーター」を配置し、妊娠期から子育て 期に関わる相談の受付や専門部署へ の連絡・調整を行い、子育て支援の 相談機能の充実を図っています。ま た、子育て世帯に有益な情報の提 供や、子育てサークル等に関わる地 域活動支援も行います。	受付件数	－	5,000件	数値上昇型	4,373件 【5,000件】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者 増加した。 「としまもっと見る知る（母子 モ）」の機能を活用した子育てイ ベント情報の発信も引き続き実 施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報 発信強化を進める。	4,043件 【5,000件】	来室者はほぼ横ばいとなりまし た。 「としまもっと見る知る（母子 モ）」の機能を活用した子育てイ ベント情報の発信も引き続き実 施しました。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報 発信強化を進めます。
			計画事業	73	子育てひろば事業補 助	保育課	身近な地域にお ける子育て家庭へ の支援を広げま す。	身近な地域における子育て家庭への 支援を広げるため、地域の団体が行 う「子育てひろば事業」に対し、運営 助成を行います。	運営助成数	－	利用組数2,000 組	数値維持継続型	3,358組 【2,000組】	子育て親子の交流、子育てに関 する相談、子育て関連情報の提 供及び子育てに関する講習等実 施の場として「子育てひろば」を 実施する団体へ運営助成を行い、 子育て家庭への支援を行った。	A	令和5年度までの取組を継続的に 実施していくとともに、地域との 交流など、地域支援の場として、 子育て支援への取組の方向性を 拡充していく。	3,357組 【2,000組】	子育て親子の交流、子育てに関 する相談、子育て関連情報の提 供及び子育てに関する講習等実 施の場として「子育てひろば」を 実施する団体へ運営助成を行い、 子育て家庭への支援を行った。	A	令和6年度までの取組を継続的に 実施していくとともに、地域との 交流など、地域支援の場として、 子育て支援への取組の方向性を 拡充していく。
			計画事業	74	マイはいくえん事業	保育課	「マイはいくえん」 事業を通じて、安 心して出産し子 育てができるよう 支援します。	出産を控えている方、在宅で子育て している方を対象に、住まいに近い 区立保育園を「マイはいくえん」と 位置付けます（登録制）。「マイはい くえん」での電話や来園による育 児相談や園主催のプログラムへの 参加を通じて、安心して出産し子 育てができる環境の充実を図りま す。	登録者数（1園 あたり平均）	－	増加	数値上昇型	9.4人 【10人】	事業実施園が私立保育所、地 域型保育事業所まで拡大したこ とで、登録者数が増え、区民に とってさらに保育園が身近な場 所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向け のイベントを開催する。参加者に マイはいくえんを周知し、登録者 数を増やすとともに、保育園と 繋がりを持ってもらい、在宅子 育て家庭を支援していく。	8.9人 【10人】	区民ひろば10施設において、未 就園児親子向けのイベントを開 催した。参加者にマイはいくえん を周知したことで、保育園と 繋がりを持ってもらえ、登録に も繋がった。	A	園内開催のプログラムのほか、 区民ひろばで未就園児親子向け のイベントを引き続き開催する。 参加者にマイはいくえんを周知 し、登録者数を増やすとともに、 保育園と繋がりを持ってもらい、 在宅子育て家庭を支援していく。
			計画事業	35	家庭訪問型子育て 支援（ホームスタート） 助成事業【再掲】	子育て支援課	様々な理由から 公的な支援の「隙 間」にある家庭に 寄り添う地域活 動を支援します。	親の孤立化・虐待の未然防止を 図るため、区内でホームスタート 事業（未就学児のいる家庭を訪問 し、親の悩みなどの傾聴と、家事 育児などの協働を行うボランティア 活動）を行う団体に対して、活動 経費の助成を行います。	助成団体数	－	1団体	数値維持継続型	1団体 【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団 体の申請内容を審査・交付決定 し、当該団体のホームビジター 養成や訪問事業実施等の費用助 成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行 い、地域におけるホームスタート 事業の定着を支援するとともに、 既存事業との連携を図っていく。	1団体 【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団 体の申請内容を審査・交付決定 し、当該団体のホームビジター 養成や訪問事業実施等の費用助 成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行 い、地域におけるホームスタート 事業の定着を支援するとともに、 既存事業との連携を図っていく。
			計画事業	51	育児支援ヘルパー 事業【再掲】	子ども家庭支援 センター	育児支援ヘル パーの利用登録 を促し安心して 出産、育児ので きることを目指 します。	保護者の体調不良やストレスのた めに育児や家事に支障がある産前 から2歳未満の子どもを養育する 家庭に対し、育児支援ヘルパーを 派遣し支援を行います。ひとり親 家庭は要件が異なります。	育児支援ヘル パー登録数	－	500件	数値上昇型	412件 【450件】	連携機関において事業を紹介し てもらえるよう周知を丁寧に実 施した。	A	妊娠期から利用できることを妊 娠届時の説明を引き続き依頼し、 具体的な利用方法の周知も丁寧 に行う。	423件 【500件】	連携機関において事業を紹介し てもらえるよう周知を丁寧に実 施しました。 委託事業者を増やしたことで より希望に添えるようになりました。	B	妊娠期から利用できることを妊 娠届時の説明を引き続き依頼し、 具体的な利用方法の周知も丁寧 に行っています。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（％）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（％）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②家庭教育支援	家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。	子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。	重点事業	75	家庭教育推進事業	庶務課	家庭教育の重要性を啓発します。	以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。	①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きたい」と思う人の増加率 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数	①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施	①毎年度、18%上昇 ②300名 ③20校で講座実施（1校でも多い講座実施を目指す。）	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①32%上昇【18%上昇】（177%） ②0名【300名】（0%） ③11講座【17講座】（55%）	①対面講座を実施、今年度は新たに「としまPゼミ」という愛称で活動しました。12月の学習発表会に向けて、展示・ゲーム・クイズなどを作成し、多くの来場者を巻き込み、学びから見出した身近なSDGsの課題を見出し、解決策等を発信しました。 ②令和5年度は未実施。 ③対面講座に戻りつつあります。PTA会長・担当部門にも説明に向き、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	B	①対面で実施します。 ②子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的に実施します。 ③オンライン開催の希望があれば対応しながら講座実施を支援していきます。また説明が必要な学校へは訪問します。	①6%上昇【18%上昇】（33%） ②0名（0％） ③12講座【20講座】（60%）	①対面講座を実施。12月の学習発表会に向けて、展示・ゲーム・クイズなどを作成し、多くの来場者を巻き込み、学びから見出した身近なSDGsの課題を見出し、解決策等を発信しました。 ②令和6年度は未実施。 ③対面講座に戻りつつあります。PTA会長・担当部門にも説明に向き、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	C	①これまでPTA会長の推薦により参加者を決定していましたが、小学生の保護者を対象に公募します。コミュニケーションをテーマに、楽しく学べる活動を実施していきます。 ②令和7年度以降は、家庭教育学級としては実施せず、子ども等を支える学習支援者に向けた人権意識を高めるための研修を実施します。 ③PTAでの開催のハードルが下がろう、必要に応じて訪問し説明したり、スムーズに講座運営できるよう支援していきます。
			計画事業	76	母親学級、パパママ準備教室	健康推進課 長崎健康相談所	安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	実施回数 ①母親学級 ②パパママ準備教室	－	①18回（平日コース6回、休日コース12回） ②24回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①18回（平日コース6回、休日コース12回） 【18回（平日コース6回、休日コース12回）】 ②36回【24回】	安心して出産・育児を迎えられるように、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、子育てについて助産師等による講義・実技指導をおこないました。参加しやすい土日を中心に実施しました。	A	参加しやすい休日を中心に継続して実施し、安心して出産・育児を迎えられるように、事業をととして学習の機会と情報を提供します。	①31回（平日3日制18回、平日1日制1回、休日1日制12回） 【18回（平日コース6回、休日コース12回）】 ②36回【24回】	安心して出産・育児を迎えられるように、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、子育てについて助産師等による講義・実技指導をおこないました。参加しやすい休日を中心に実施しました。	A	参加しやすい休日を中心に継続して実施し、安心して出産・育児を迎えられるように、事業をととして学習の機会と情報を提供します。
			計画事業	77	母乳教室事業	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	母乳で育てたいと考えている母親のために、母乳相談を実施します。	実施回数 ①母乳教室 ②卒乳教室	－	①20回 ②15回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①21回【21回】 ②15回【15回】	子育て中の悩みのひとつである母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会として母乳教室と卒乳教室を実施しました。	A	継続して実施し、母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会を提供することにより、安心して子育てしていけるようを支援していきます。	①21回【20回】 ②12回【15回】	子育て中の悩みのひとつである母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会として母乳教室と卒乳教室を実施しました。	B	継続して実施し、母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会を提供することにより、安心して子育てしていけるようを支援していきます。
			計画事業	78	母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	母親向けの講座を開催し、母親の子育て力の向上・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。	講座参加者数（スマイル講座・NP）	－	500人	数値上昇型	466人【500人】	台風の影響や最低開催可能人数に届かず未実施の回があったため前年度より参加者数が減少した。	B	開催時期や対象年齢を調整し実施する。	373人【500人】	受講者が集まらず開講できない回があったため前年度より参加者数が減少しました。	B	開催時期や対象年齢を調整し周知に努め実施を目指します。
			計画事業	79	父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	父親向けの講座を開催し、父親の子育て力の向上・育児参加・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	講座参加者数（スマイル講座・父親向け講座）	－	300人	数値上昇型	176人【200人】	センターだよりやHPでの周知に加え、必要な家庭には声がけをし、参加につなげた。	A	育休中の父親からママと同様のイベントがあるかどうかの問い合わせもあり、今後も父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにし、父親の育児参加につなげる。	360人【300人】	センターだよりやHP・SNSでの周知に加え、必要な家庭には声がけをし、参加につなげました。	A	引き続き、育休中の父親が参加しやすい、父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにし、父親の育児参加につなげていきます。
			計画事業	80	親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センター	親が子どもの発達について理解し、対応スキルを身につけられるよう支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	講座参加者数（PT・PD）	－	300人	数値上昇型	344人【300人】	5年度はベビープログラム、ペアレントトレーニングを実施。ベビープログラム申し込みにオンライン予約を導入した。	A	ベビープログラムのニーズが高いためファシリテーター資格取得職員を増加とブラッシュアップを実施し質の高い講座を安定して開催する。	393人【300人】	6年度はベビープログラム、ペアレントトレーニングを実施しました。ベビープログラムの受講希望者が多く抽選になりました。	A	ベビープログラムのニーズが高いためファシリテーター資格取得職員を増加とブラッシュアップを実施し質の高い講座を安定して開催することを目指します。
			計画事業	81	保護者向け就学前教育に関する啓発	指導課	保護者向けに就学前教育に関する啓発をいいます。	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。	保護者向けパンフレットの配布回数/年	－	1回	数値維持継続型	0回【0回（令和5年度は作成準備）】	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会（3回）を開催しました。その中で学識経験者による研修（2回）を実施しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あて発行しました。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。	0回【1回】（0％）	豊島区が目指す幼児教育の理念の策定、今後の豊島区の幼児教育のあり方について検討する「豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会」を開催し、最終報告書で、保護者向け就学前教育に関する啓発の今後の方針を示しました。	C	「豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会最終報告（令和6年11月）」をもとに、幼児教育の質の向上、小学校への円滑な接続を取組方針とし、施策を進めていきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
③相談支援	育児や子育てに関する悩みや不安、問題の解決を図ります。	子育て一般に関する相談や、専門的な知識を要する相談など、子育てに関わる各種相談支援に取り組みます。	重点事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	相談件数	11,996件	13,000件	数値上昇型	16,102件【14,000件】(124%)	18歳までの相談に対応し、必要に応じて他機関の紹介をした。発達個別相談の枠を増やしたため利用者が増加した。	A	引き続き気軽に相談できる環境設定をし、親同士も仲間づくりができるよう講座やイベントの案内をし、支援する。	8,952件【13,000件】(68.9%)	発達相談を児童発達支援センターで受けたため相談件数全体は減少しましたが、来館者からの広場相談は増加し、気軽に相談できる子育てのパートナーとして寄り添うことができました。	C	引き続き、気軽に相談できる子育てのパートナーとして寄り添っていきます。
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数	－	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①304件【600件】 ②19件【36件】	大規模なイベント開催をは難しいものの、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナの分類変更も踏まえ、今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	①195件【600件】 ②33件【36件】	在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	保護者が適切な支援を受け子育てに取り組めるように相談対応します。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	－	4,000件	数値上昇型	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	3,613件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組みました。訪問件数減少の理由はバスデーサポート事業の申込者の増加に伴い利用促進のための訪問を実施しなかったためです。	B	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていきます。
			計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	－	5,000件	数値上昇型	4,373件【5,000件】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	4,043件【5,000件】	来室者はほぼ横ばいとなりました。「としまっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施しました。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進めます。
			計画事業	74	マイはいくえん事業【再掲】	保育課	「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイはいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数（1園あたり平均）	－	増加	数値上昇型	9.4人【10人】	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したことで、登録者数が増え、区民にとってさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイはいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。	8.9人【10人】	区民ひろば10施設において、未就園児親子向けのイベントを開催した。参加者にマイはいくえんを周知したことで、保育園と繋がりを持ってもらえ、登録にも繋がった。	A	園内開催のプログラムのほか、区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを引き続き開催する。参加者にマイはいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）

目標 3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」

（1）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	重点事業	83	私立保育所施設整備助成	保育課	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	私立保育園の受入定員	4,629人	6,192【6,852人】	数値維持継続型	5,055人【5,055人】(81.6%)	令和5年度、令和6年度については、新規開設を行わない方針の元、待機児童ゼロを継続してきた。令和5年度には「今後の保育政策のあり方検討会議」を立ち上げ、現状の課題を整理した。	A	今後は、大型マンション竣工等の局地的な保育需要に対応していくとともに、既存施設の空き定員や小規模保育事業の閉園への対策についても検討を進めていく。	4,982人【4,982人】(80.4%)	「今後の保育政策のあり方検討会議」での検討内容を報告書として取りまとめました。保育定員の確保については、当面の間は、既存の保育施設を活用し、0～5歳人口や保育需要の動向等を毎年度確認しながら、必要な定員の確保に向けた取組みを継続することとされました。	A	大型マンション竣工等の局地的な保育需要に対応していくとともに、既存施設の空き定員や小規模保育事業の閉園への対策についても引き続き検討を進めています。
			計画事業	84	通常保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズや保育需要を把握し、必要な保育を提供します。	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	在籍児童数(4月1日)	－	7,629人	数値維持継続型	6,200人	必要な保育の提供と保護者支援を行った。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。	6,108人	必要な保育の提供と保護者支援を行った。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。
			計画事業	85	区立保育園の民営化	保育課	区立保育園3園の民営化を進めます。	多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育園の民営化を進めます。	公立保育園3園の民営化	－	3園	数値上昇型	1園	東池袋第一保育園の民営化を実施し、区立保育園3園の民営化を完了した。	A	今年度、区立保育園のあり方を整理していく中で、今後の区立保育園の民営化についても検討する。	－	「今後の保育政策のあり方検討会議」において、今後の区立保育園のあり方について検討を実施した。	終了	現在の区立保育園数は当面維持し、0～5歳人口動態や保育需要、まちづくり等の動向を踏まえ、公設民営保育園のあり方について検討していく。
			計画事業	86	家庭的保育事業	保育課	家庭的な雰囲気です少人数を対象に、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。
			計画事業	87	小規模保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、小規模保育事業A型・B型・C型3つの事業類型により、家庭的保育事業に近い保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。
			計画事業	88	事業所内保育事業	保育課	事業所の従業員の仕事と子育ての両立を支援するとともに、地域の子どもを受け入れ、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。会社等の従業員用保育施設に豊島区民枠を設けています。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	－	－	D	事業廃止のため取組なし。	－	－	D	事業廃止のため取組なし。
			計画事業	89	居宅訪問型保育事業	保育課	保育を必要とする世帯の自宅で保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。	1対1で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	保育需要を把握し、保育を提供。	保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	保育需要を把握し、保育を提供。	保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。
			計画事業	90	臨時保育事業	保育課	待機児童対策事業として、認可保育所等へ入園内定が出なかった世帯への保育を提供します。	認可保育所等の待機児童に対応するため、区有地を活用して時限的に整備した施設において保育を行います。	待機児童数	－	0人	数値維持継続型	0人【0人】	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	A	引き続き、待機児童の受入れを継続する。	0人【0人】	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	A	待機児童ゼロを維持していることから、令和6年度末をもって閉鎖する。
			計画事業	91	認証保育所運営費等補助事業	保育課	認証保育所の開設・運営を補助し、保育サービスの充実を図ります。	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	認証保育所への補助	－	－	－	－	区内認証保育所5園および区外認証保育所8園に対し、運営費の補助を実施した。	A	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。また、近年、ニーズが増加している特別な配慮や支援を必要とする児童を預かった場合の補助を拡充し、保育サービスの充実を図る。	－	区内認証保育所5園および区外認証保育所9園に対し、運営費の補助を実施した。	A	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。また、禁煙ニーズが増加している特別な配慮や支援を必要とする児童を預かった場合の補助を令和6年度より拡充したため、活用の拡大を図る。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	92	延長保育事業	保育課	必要な家庭が安全に延長保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超過して保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	定員数	－	増加	数値上昇型	1,365名【1,365名】	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員が拡大した一方、閉園した施設があり、全体としては減少した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育サービスを確保する。	1,722名【1,717名】	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員が拡大した一方、閉園した施設があり、全体としては減少した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育サービスを確保する。
			計画事業	93	一時保育事業	子ども家庭支援センター 保育課	必要な家庭が安全に一時保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	①一時保育利用時間 ②定員数	－	①16,000時間 ②増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	子ども家庭支援センター ①23,021時間【20,000時間】 ②20名【20名】 保育課 ①21,855時間【20,000時間】 ②57名【55名】	子ども家庭支援センター 利用予約に母子モアプリによるWEB予約を導入。24時間予約キャンセルができることで利便性が向上し利用者が増加した。 保育課 地域型保育事業において、新たに余裕活用型の一時預かり事業を開始し、定員を拡大。家庭で保育を行う方に必要な保育を提供した。	A	子ども家庭支援センター 今後もWEB予約の周知をすすめより多くの方の利用に努める。 保育課 こどもつながる定期預かりとあわせ、家庭で保育を行う方に、必要な保育を提供していく。	子ども家庭支援センター ①22,798時間【16,000時間】 ②20名【20名】 保育課 ①19,244時間【16,000時間】 ②49名【55名】	子ども家庭支援センター 利用予約に母子モアプリによるWEB予約を導入しました。24時間予約キャンセルができることで利便性が向上し利用者数は高止まりしています。 保育課 こどもつながる定期預かり事業とあわせ、家庭で保育を行う方に必要な保育を提供しました。	A	子ども家庭支援センター 引き続き事業の周知に努め多くの方の利用を目指します。 保育課 こどもつながる定期預かり事業とあわせ、家庭で保育を行う方に必要な保育を提供します。
			計画事業	94	病児・病後児保育事業	保育課	病児・病後児の保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	実施施設数	－	4施設	数値維持継続型	5施設【5施設】	新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ基準を緩和し、5施設で病児・病後児保育を実施した。	A	引き続き、病児・病後児保育を実施し、保育サービスの充実を図る。	5施設【5施設】	5施設で病児・病後児保育を実施した。	A	引き続き、病児・病後児保育を実施し、保育サービスの充実を図る。
			計画事業	95	小学生の病児保育助成事業	子育て支援課	病児保育料の助成により、子育てと就労の両立を支援します。	学童クラブに在籍する小学1年生から6年生の児童が、病気やけがにより登校困難になり、居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、利用料を助成します。	利用件数	－	10件	数値維持継続型	3件【10件】 30%	コロナ等の感染症などによる患が減少したせいか、横ばいの利用状況となった。	B	引き続き対象家庭への周知を継続し、必要な家庭が確実に助成を受けることができるよう事業の定着を図る。	4件【10件】 40%	個別具体的な案内を行うなど、病児保育利用が必要な家庭への周知を行いました。	B	引き続き対象家庭への制度周知を行い、必要な家庭が確実に助成を受けることができるよう事業の定着を図っていきます。
			計画事業	96	訪問型病児保育補助事業	保育課	訪問型病児保育の保育料補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	訪問型病児保育保育料の補助	－	－	－	－	延468日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	A	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。	－	延465日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	A	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。
			計画事業	97	休日保育事業	保育課	休日における保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	定員数	－	40人	数値維持継続型	50人【50人】	4施設において休日保育を実施した。	A	引き続き休日保育を実施していく。	50人【50人】	4施設において休日保育を実施した。	A	引き続き休日保育を実施していく。
			計画事業	98	短期特例保育	保育課	緊急に保育が必要な利用者に対し、保育サービスの充実を図ります。	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。	受入人数	－	増加	数値上昇型	18人【12人】	延271日の短期特例保育を実施した。	A	引き続き、短期特例保育を実施していく。	5人【12人】	延80日の短期特例保育を実施した。	A	引き続き、短期特例保育を実施していく。
			計画事業	99	認証保育所保育料負担軽減補助事業	保育課	認証保育所利用者に対し、保育料の補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	対象者への補助	－	－	－	延800人	延800人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	A	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。	延781人	延781人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	A	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。
			計画事業	100	保育コンシェルジュの配置	保育課	保育ニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、安心して保育所に入所できるよう支援します。	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	相談件数（申込み状況）	－	増加	数値上昇型	2,838件【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	A	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。	2,753件【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	A	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。
			計画事業	101	学童クラブ事業	放課後対策課	放課後の保育が必要な児童を支援します。	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	待機児童数	－	0人	数値維持継続型	0人【0人】	児童数の増加に対応するため、利用スペース・定員を確保しました。	A	引き続き利用者の増加に対応します。	0人【0人】	児童数の増加に対応するため、利用スペース・定員を確保しました。	A	引き続き利用者の増加に対応します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度				
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）	
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	102	認定こども園の整備検討	指導課	区立幼稚園の認定こども園への移行を検討します。	区立幼稚園から認定こども園への移行の検討・準備を進めます。また、保育園や私立幼稚園については、既存園からの移行を含め、設置を検討します。	公立認定こども園の設置数	－	1園	－	0園【0園】	庶務課 池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について、他2園の区立幼稚園の方針が定まっていないなどの理由から令和7年4月1日からの開設を見送りました。改めて幼児教育の方針について検討するため、幼児教育部会を設置しました。 保育課 教育委員会と連携をしながら、分園型認定こども園の整備の検討を進めました。	休止	新しく設置した幼児教育部会において、幼児教育のあり方や区立幼稚園の存在意義を改めて検討します。幼児教育・保育サービスの充実に向けて認定こども園化の必要性を含めて再度検討してまいります。	0園【0園】	・「豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会 最終報告書（令和6年11月）」にて、国および豊島区の認定こども園の意義（設置により期待される効果）は、以下で代替するため、区立幼稚園の認定こども園化について早期の設置は検討しないとしました。 ①待機児童ゼロの達成、②預かり保育の拡大、給食（弁当）の提供、③幼児教育センターにより、質の高い幼児教育の提供や保幼小連携強化による公立・私立の幼稚園、保育園間（ヨコ）や小学校との連携（タテ）を積極的に推進、④区立幼稚園および幼児教育センターの幼児教育に係る相談機能を充実など	C	幼児教育に係る国の制度や東京都の動向、豊島区の就学前人口の推移、区施設の再構築、学校の改築による施設の複合化などの状況をふまえたうえで、総合的に検討・判断していきます。	
			計画事業	103	区立幼稚園預かり保育の実施	学務課	区立幼稚園で「預かり保育」を実施します。	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	預かり保育の実施園数	－	3園	数値維持継続型	3園【3園】	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施しました。		A	全園での「預かり保育（長期休業中含む）」実施を維持します。	3園【3園】100%	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施しています。	A	全園での「預かり保育（長期休業中含む）」実施を維持します。
			計画事業	104	私立幼稚園一時預かり事業の推進	保育課	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	一時預かり事業の実施	－	増加	数値上昇型	1園【事業自体が「私立幼稚園一時預かり事業の『推進』」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	実施を検討する園との相談を実施した。		B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	1園【事業自体が「私立幼稚園一時預かり事業の『推進』」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	
			計画事業	105	私立幼稚園等園児保護者援助事業（入園時補助を含む）	保育課	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保護者補助金の支給	－	－	－	－	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。		A	継続して補助事業を実施する。	－	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。	A	継続して補助事業を実施する。
			新規事業	新規	こどもつながる定期預かり事業	保育課	必要な家庭が安全に事業を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保育所等に通っていない、未就学児を週1回定期的に預かり、子ども同士の触れ合いや保育士との育児相談の機会をつくる。	利用人数	－	145人	－	25人	5園で事業を実施し、保育所等に通っていない未就学児が多様な他者と関わる機会を設けるとともに、家庭保育について相談できる機会を設けた。		B	国制度の本格実施を見据え、実施園、利用人数を拡大する。利用する側、受け入れる側双方からの意見を踏まえ、本格実施のあり方を検討する。	【145人】226人（156%）	園長会や、園を訪問しての協力依頼を行い、令和5年度から21園増の26園（公立園3園、私立認可・地域型保育事業25園、私立幼稚園1園）で事業を実施。利用定員数の確保とサービスの充実を行った。	A	本事業は、令和8年度から、国制度に基づく事業として実施される。令和7年度は、引き続き試行的事業を実施しながら利用者へのサービスの充実を図るとともに、実施園、利用者からの意見や課題を抽出する。
			②幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。	施設職員の研修や巡回指導、施設の環境整備を行います。	重点事業	106	子ども研修	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人		数値維持継続型	1,395人【1,800人】（77.5%）	36講座 延受講者数1,395人参加しました。（その他、普通救命講習10回193名実施） 私立保育園など対象施設が増える中、コロナ感染症による人数制限も解除しグループワークも含め実施しました。	B	会場の収容範囲内で多くの受講希望者を受け入れ実施します。体を動かす研修や実技を行う研修では広い会場を確保し、参加者が多くても安全に実施します。また、グループワークなども充実させ、参加者間の交流も取れる研修を実施します。	1,436人【1,800人】（80%）
計画事業	5	保育の質向上事業【再掲】				保育課	子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	①レミダワークショップ実施園 ②CAPプログラム実施園	－	①9園 ②9園	①数値上昇型 ②数値上昇型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	
計画事業	107	区内保育施設イケア活用事業				保育課	子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。	区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乘坐、猛暑日を除く10月～3月にキッズパーク及びサンシャイン水族館への送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更	延べ参加園数	－	105園	数値上昇型	115園【95園】	バスの園児定員減等によるバス台数の調整やサンシャインシティの来場者増加等による実施可能日減等の調整を行い、希望する全ての保育園の催行を手配した。	A	利用者アンケートの結果を踏まえた行程の検討等を行いながら、引き続き希望する保育園の催行を確保できるよう調整する。	119園【105園】（113%）	希望する全ての保育施設の催行を確保した。園児にIKEBUSを活用した園外活動体験を提供し、保育園の満足度も高いものとなった。	A	IKEBUSの関係部署等と活用方法・事業内容を共有しながら、より効率的な行程を検討し実施する。	
計画事業	108	保育指導事業				保育課	区内のどの保育施設に通っていても、一定水準以上の質の高い保育を受けることができるよう保育の質を向上を図ります。	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。	①巡回支援回数 ②検査実施施設数	－	①241回 ②49施設	①数値上昇型 ②－	①302回【138回】 ②79施設【77施設】	令和4年度に引き続き、感染対策に配慮して巡回を実施した。指導検査方法を変更し、事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。	A	引き続き巡回及び実地検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。	① 418回【241回】（173%） ②81施設【84施設】	①巡回訪問により、保育の助言・指導を行った。 ②指導検査は、事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。	A	①巡回訪問による指導・助言をあわせて行い、保育の質向上を図る。 ②指導検査は、引き続き事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
②幼児教育・保 育の質の向上	幼児教育・保育 施設の保育の質 の向上を図りま す。	施設職員の研修 や巡回指導、施 設の環境整備を 行います。	計画事業	109	保育の質ガイドライン 関係事業	保育課	保育の質ガイド ラインの普及・啓発 を通じ、豊島区全 体の保育の質向 上を図ります。	豊島区における「保育の質ガイドラ イン」の区内保育施設の保育士への配 布や、普及版の窓口等での配布によ り、「豊島区保育の質ガイドライン」の 普及・啓発を図るとともに、必要に応 じた改定を行います。	①新設園への「保 育の質ガイドラ イン」の配付数 ②普及版の配布 数	－	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①2園 35部 ②普及版増刷 3,000部 【目標が「新設園への 「保育の質ガイドラ イン」の配付」であり、本事 業のみで目標数を明 示するのは困難】	新設園に「保育の質ガイドライン」 を配付するとともに、普及版を増 刷し施設、窓口等での配布を 図った。	A	「保育の質ガイドライン」の活用により保 育の質向上を推進するとともに、普及 版等を通じて広く豊島区の保育の理解 促進を図る。	①新設園が無かったた め、配布実績なし ②普及版は増刷なし 通常版増刷 1,500 部 【目標が「新設園への 「保育の質ガイドラ イン」の配付」であり、本事 業のみで目標数を明 示するのは困難】	普及版を施設、窓口等で配布し た。また、施設より通常版を欲し いという声があったため、増刷して 要望があった施設に配布した。 新規採用職員を中心とした施設 内の研修に活用することで、保育 の質の向上を図ることができた。	A	「保育の質ガイドライン」の活用により保 育の質向上を推進するとともに、普及 版等を通じて広く豊島区の保育の理解 促進を図る。
			計画事業	110	保育の質向上のための 研修委託事業	保育課	民間保育施設の 保育士等を対象 とした研修を実 施し、保育の質 向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象と したコミュニケーションの向上及び職 種・職層に応じた専門的な研修を実 施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の 保育士等を対象 とした研修 ①実施数 ②人数	－	①10回 ②300人	－	①7回 【6回】 ②921人 【300人】	民間保育施設の保育士等を対 象とし、保育の質向上のための研 修を実施した	A	引き続き研修の実施により、保育の質 の向上を図る。	①6回 【10回】 （60%） ②850人 【300人】 （283%）	民間保育施設の保育士等を対 象とし、保育の質向上のための研 修を実施した。	A	民間保育施設の保育士等を対象とし たコミュニケーションの向上及び職種・職 層に応じた専門的な研修を実施し、保 育の質向上を図る。
			計画事業	111	私立幼稚園教育環 境整備事業	保育課	私立幼稚園の経 営の安定と教育 の充実及び心身 障害児教育の教 育条件の維持・ 向上を図ります。	私立幼稚園の経営の安定と教育の 充実及び心身障害児教育の教育 条件の維持・向上を図るため、補助 金を交付します。	教育環境整備補 助金の支給園数	－	13園	数値維持継続型	13園 【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教 育環境の充実、幼児教育の振 興を図った。	A	継続して補助事業を実施する。	12園 【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教 育環境の充実、幼児教育の振 興を図った。	B	継続して補助事業を実施する。
			計画事業	112	区立幼稚園児幼児 期道徳性育成事業	指導課	区立幼稚園に道 徳性育成指導員 を配置します。	幼児期の道徳性を育成し、小学校 への円滑な接続につなげるため、区 立幼稚園に園児の道徳性育成等を 担当する専任教諭を配置します。	区立幼稚園の道 徳性育成指導員 を配置した園数	－	3園	数値維持継続型	3園 【3園】	区立幼稚園3園に道徳性育成 指導員を配置した。	A	道徳のみならず子どもの多様性を受け 入れた指導の実施。（事業名変更予 定）	3園 【3園】	区立幼稚園3園に幼稚園運営 補助員を配置しました。	A	道徳のみならず子どもの多様性を受け 入れた指導を実施しました。（事業名 変更）
			計画事業	113	保育施設間の連携 協力事業	保育課	保育施設の情報 共有や連携を通 じて、区内保育 施設全体の保育 の質向上を図り ます。	区内の認可保育施設がエリアごと に連携し、勉強会等を通じて、保育内 容や地域の情報共有を図ることで、 地域のネットワーク強化を図ってい きます。	良好な連携協力 を実施	－	－	－	－	新型コロナの分類変更を踏まえ、 園同士・園児同士の交流を含め た連携のあり方を模索しながら、 少しずつではあるが連携を図って いる。	B	継続して連携を実施する。	-	コロナ禍により、保育施設間の連 携が十分に進んでいなかったこと から、令和6年度より、区立・私 立保育所、地域型保育事業によ る全体会と、地域ごとの取組み を実施した。	A	全体会と、地域ごとの連携を継続して 実施する。
			計画事業	114	地域型保育施設へ の連携協力事業	保育課	連携協定に基づ 交流や合同保育 等を通じて、園児 たちの遊び場や体 験の機会の確保 を図ります。	公立・私立保育園と地域型保育施 設が連携協定を結び、行事を通じた 交流、合同保育の実施、施設・園 庭の開放等の取組を行います。	連携協力事業の 実施	－	－	－	－	新型コロナの分類変更を踏まえ、 感染対策を徹底したうえで、園庭 の開放や、情報共有を行った。	B	継続して連携を実施する。	-	すべての地域型保育事業が公立 ・私立保育所と連携協定を締 結し、園庭解放等を通じて交流 している。	A	継続して連携を実施する。
			計画事業	115	保育施設の園外活 動支援	保育課	園庭のない保育 施設等の園外活 動を支援するた め、園児の遊び場 確保を図ります。	園庭のない保育施設等の園外活動 を支援するため、教育委員会の協力 のもと区立小学校の校庭や子どもス キップ施設の活用など、園児の遊び 場確保を図ります。	利用回数等 ①小学校校庭開 放 ②区民ひろば	－	①延べ100回1、 000名 ②延べ13か所	①数値維持継続 型 ②数値上昇型	①延132回2,591名 【延100回1,000名】 ②延29か所 【延13か所】	引き続き区立小学校・地域区民 ひろば課等と調整し、園児の遊び 場確保を図った。	A	引き続き園児の遊び場確保を図る。	①延162回3,413名 【延100回1,000名】 （341%） ②延25か所 【延13か所】 （192%）	区立小学校・地域区民ひろば課 等と調整し、園児の遊び場を確 保し、園庭のない保育施設等の 園外活動を支援した。	A	園庭のない保育施設等の園外活動 を支援するため、教育委員会の協力 のもと、区立小学校の校庭など、園 児の遊び場確保を図る。
計画事業	116	保育施設の運営充 実助成	保育課	保育施設における 保育サービスの 推進や保育環境 の充実、保育士 の人材確保等を 支援します。	保育施設における保育サービスの推 進や保育環境の充実、保育士の人 材確保等を支援するため、補助金 を交付します。	保育施設への補 助	－	－	－	－	対象の全保育施設に対し、補助 金を交付した。	A	引き続き、保育施設への補助を実 施する。	-	対象の全保育施設に対し、補助 金を交付した。	A	引き続き、保育施設への補助を実 施する。			
③幼稚園・保育 所と小学校の連 携	幼稚園・保育園・ 小学校の連携を 促進します。	職員間の交流機 会の提供や、連携 促進を目的とし たプログラムを開 発していきます。	計画事業	117	保幼小連携推進プ ログラムの作成	指導課	「保幼小連携推 進プログラム」を 作成・検証しま す。	就学前期のそれぞれの時期にふさわ しい指導を積み重ね、小学校への円 滑な接続が図られるよう、0～5歳 児の就学前プログラム、小学校入学 後のスタートプログラムをまとめた 「保幼小連携推進プログラム」を 作成します。また、区立幼稚園を中 心にプログラムの検証等の研究を行 い、関係機関への情報発信を行いま す。	・0～5歳児の 就学前プログラ ムの作成 ・小学校入学後 のスタートプロ グラムの作成	－	「保幼小連携推 進プログラム」に 基づいた幼児教 育の充実	－	就学前教育（特別 支援教育、保幼小 連携）の研究・実 践を行い、保幼小 連携推進プログラ ムを検討しま す。	保幼小連携推進プログラムの作 成に向けた前段階として、池袋小 学校ブロックで私立保育園、幼 稚園を含めた保幼小連絡会を開 催しました。本区の保幼小の取 組を周知するため、保幼小連携 通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼保 園あてに発行しました。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の 取組・実践・研究を踏まえた保 幼小連携推進プログラムの検討 を進めます。保幼小連携推進 プログラムを踏まえ、保護 者向けパンフレットについて検 討します。	豊島区教育ビジョン検 討委員会幼児教育部 会の開催 5回	豊島区が目指す幼児教育の理 念の策定、今後の豊島区の幼児 教育のあり方について検討する 「豊島区教育ビジョン検討委員 会幼児教育部会」を開催し、最 終報告書で、就学前教育共通プ ログラム策定の今後の方針を示 しました。	C	「豊島区教育ビジョン検討委員会幼 児教育部会最終報告（令和6年11 月）」をもとに、幼児教育の質の 向上、小学校への円滑な接続を取 組方針とし、施策を進めていま す。
			計画事業	118	保幼小連絡会（仮 称）の設置	庶務課（教育 施策推進担当 課長）	保幼小連絡会 （仮称）を設 置します。	幼稚園・保育所・小学校の教職員 間における定期的な交流と情報交 換を行うための場を設置しま す。	保幼小連絡会 （仮称）の開 催回数/年	－	1回	数値上昇型	3回 【3回】	池袋小学校ブロックで私立保 育園、幼稚園を含めた保幼小 連絡会を開催しました。本区 の保幼小の取組を周知するた め、保幼小連携通信誌「つな がれ！Ho Yo Show」を区内全 公立私立幼保園あてに発行 しました。	A	池袋小ブロックでの保幼小 連携の取組・実践・研究を 踏まえた保幼小連携推進 プログラムの検討を進めま す。	豊島区教育ビジョン検 討委員会幼児教育部 会の開催 5回【3 回】	豊島区が目指す幼児教育の理 念の策定、今後の豊島区の幼 児教育のあり方について検 討する「豊島区教育ビジョ ン検討委員会幼児教育部 会」を開催し、最終報告書 で、就学前教育共通プ ログラム策定の今後の方針 を示しました。	A	区立小学校区ごとに、校長と公立・私 立の幼稚園・保育園等の園長との 連絡会を開催し、情報交換を通 じて学校・保育園間の教育内容 にうちて共通理解を図る、連絡 会議を年2回開催します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
（２）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備																				
①子どもの権利に関する学びの支援	学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。	リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。	重点事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】（100%） ②CAPプログラム1校【1校】（100%） 指導課5校【3校】（166%）	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利出張講座14校【14校】 ②CAPワークショップ0校【0校】 指導課14校【3校】（467%）	子ども若者課 子どもたちが自身や他者の持つ「子どもの権利」に関する理解を深めることを目的に、希望のあった学校のうち、11校で子どもの権利擁護委員を講師とする出張講座、3校で子どもの権利相談員を講師として授業を実施しました。CAPワークショップについては、令和6年度の実施希望がありませんでした。 指導課 子どもの権利擁護委員による出前授業を小・中学校において実施しました。	A	子ども若者課 子どもの権利に関する理解がさらに深まることを目的に、希望のあった全ての学校において学習プログラムを実施します。また、授業以外の形で子どもの権利の普及啓発を行う形を検討していきます。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員による出前授業を実施します。
			計画事業	119	人権課題に対する教育の充実	指導課	道徳の時間や特別活動における授業、弁護士会等と連携した法教育、都委託事業を活用した人権尊重教育推進校事業を実施します。	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	都のプログラムを活用した授業の実施数	－	都のプログラムを活用した年3回以上の授業の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施する。 ・他地区人権尊重教育推進校の研究発表内容を本区でも共有し、人権教育を推進する。	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催しました。教員研修を実施しました。	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施します。 ・令和6・7年度人権尊重教育推進校である要小学校の取組を共有し、人権教育を推進します。
			計画事業	120	道徳教育の充実	指導課	学校において、児童・生徒の道徳性を一層充実させる研究や取組を推進します。	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	道徳に関連した研修の実施数	－	年間3回以上道徳に関連した研修の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	区立小中学校における道徳授業の研修をした。	A	特別の教科 道徳が導入されてから小学校で6年、中学校で5年が経ち、一定の成果が出たため、事業を中止する。			休止	
②意見表明と参加の促進	学校の日常の中において、子どもの主体的な活動を推進していきます。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	重点事業	121	子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。	－	ISSの取組―区内小中学校10校 人権尊重教育推進校発表―小学校1校 小中学校における生活に関するきまりの見直し	ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。 人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。 全小中学校で生活のきまりを自主的に見直しした。	A	今後も年1回以上、学校のきまり（校則）について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。	人権尊重教育推進校発表―小学校1校 小中学校における生活に関するきまりの見直し	人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行いました。全小中学校で生活のきまりを自主的に見直ししました。	A	今後も年1回以上、学校のきまり（校則）について、児童・生徒・保護者の意見を見直す取組を推進します。
③学校における体験機会の提供	学校における、子どもの体験機会を確保します。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	計画事業	122	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	子どもたちに質の高いアート体験を提供します。	区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。	プログラム提供日数	－	2日間	数値維持継続型	未実施	令和2年度からコロナを機に中止となった当該事業については、再開に向けての検討をしましたが、事業内容の見直しを図るため、現状、事業を実施していません。	D	事業の実施予定はありません。			D	事業の実施予定はありません。
			計画事業	123	伝統・文化の継承	指導課	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進します。	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸風づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。	・区の文化施策についての研修の実施数 ・区の地域教材への理解を深める研修の実施数	－	年1回以上伝統文化に関する研修の実施	数値維持継続型	年1回【年1回以上】	区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。区としてのSDGsの取組について担当課より教員に説明を行った。	A	今後も推進する。	年1回【年1回以上】	SDGs達成に向けた教育活動について外部講師より教員に研修をしました。	A	区内外の教育資源を活用する重要性について、職員間で一定の理解が進みました。今後は、各校が独自で協力していただいている企業や地域をリストアップし、次年度以降の教育活動に生かします。
			計画事業	124	次世代文化の担い手育成事業	指導課	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高める取組を推進します。	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	事業の実施数	－	幼稚園3園 小学校4校	数値維持継続型	幼稚園2園、小学校4校で実施【幼稚園3園、小学校4校程度】	地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器、体験、造形遊びを実施した。	B	今後も推進する。	幼稚園2園、小学校4校で実施【幼稚園3園、小学校4校程度】	地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器、体験、造形遊びを実施しました。	B	今後も推進します。
			計画事業	125	オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導課	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施します。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	オリパラ学習の実施校数（指定小中学校において、先進的なオリパラ推進事業に取り組む。）	－	7校	数値維持継続型	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付けて実施している。また、研究開発指定校としてコミュニケーションをテーマに研究開発を進め、成果を発表した。	A	学校レガシーの取組を今後も推進する。	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付けて実施しました。	A	オリンピック・パラリンピック東京大会が終了して4年が経ち、一定の成果が出たため、事業を終了します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
（3）子ども・若者支援に関わる人への支援																				
①子ども・若者支援に関わる人への支援	子ども・若者に関わるおとなが学ぶ機会を確保します。	子どもに関わる施設職員や地域団体に対して子どもの権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課指導課	子どもに関わる施設や地域でおとなが子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) ②3回【5回】(30%) ③1回【2回】(50%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたeラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修にだけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) ②2回【10回】(20%) ③3回【2回】(150%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①- i 子どもにかかわる施設職員対象に子どもの権利をテーマにした豊島区子ども研修を3回実施しています。「子どもの権利についてⅠ・Ⅱ」「あそびの中に権利あり」(人材育成G) ①- ii 区職員を対象として、子どもの権利について学ぶ特別研修、ならびにeラーニングを実施しました。（権利擁護G） ②ファミリーサポートセンター援助会員養成講座、区内で活動する団体や個人に対して講座を行うとしま出前講座において子どもの権利に関する講座を実施しました。（権利擁護G） ③- i 子ども研修のうち「子どもの権利についてⅠ」を区民参加の公開講座として実施しています。（人材育成G） ③- ii 地域で子どもに関わる機会が多い団体などに対して、子どもの権利を保障するために大人が果たす役割について理解を深めるための講座を2回実施しました。（権利擁護G） 指導課 人権教育研修はもちろん、年次研修や生活指導主任研修においても「子どもの権利」を話題にし、教員の人権意識を高めました。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深めるための機会を引き続き創出することで、地域が一体となって子どもの権利を保障する気運を高めていきます。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」に基づいた教育の推進を位置付けます。教員研修は継続して実施します。
			計画事業	106	子ども研修【再掲】	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人	数値維持継続型	1,395人【1,800人】	子どもの権利擁護委員が講師の研修や児童虐待防止、遊びの中から権利を学ぶ研修など実施しました。	B	子ども施設職員に対して、子どもの権利への理解を深めるため、昨年同様に子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する研修等を実施します。	1,436人【1,800人】(80%)	35講座を通して子どもの権利に基づいた研修を実施しました。子どもの権利擁護委員が講師の研修や児童虐待防止、遊びの中から権利を学ぶ研修など実施しました。	B	子ども施設職員に対して、子どもの権利への理解を深めるため、昨年同様に子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する研修等を実施します。
			計画事業	110	保育の質向上のための研修委託事業【再掲】	保育課	民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象とした研修 ①実施数 ②受講人数	—	①10回 ②300人	—	①7回【6回】 ②921人【300人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	①6回【10回】(60%) ②850人【300人】(283%)	民間保育施設の保育士等を対象とした保育の質向上を目的とした研修を実施した。	A	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図る。
②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。	子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。	重点事業	126	教員の働き方改革推進事業	指導課	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①研修2回、相談41日【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】(200%) ②30校【30校】(100%) ③2校に配置【4校に配置】(50%)	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③今後も活用、推進する。	①研修0回、相談53日【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】(50%) ②30校【30校】(100%) ③3校に配置【4校に配置】(75%)	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談への同席を行いました。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置しました。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校3校に配置しました。	B	①②③今後も活用、推進します。
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	—	—	—	—	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	—	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置しています。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（％）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。	子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。	計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	関与した学校数	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	30校【30校】（100%）	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、年間1,237回（30校×毎週3時間）各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒を早期発見し、学校、福祉・医療関係機関と連携し、ケースに応じた支援を行い環境の改善を図った。 ・SSW資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間368時間実施した。 ・SSWと、令和6年4月より中学校3校に区独自に配置された不登校対策支援員による連携支援を開始した。	A	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。

目標 4「若者の自立と社会参加を支援する」

（1）若者の自立支援

①日常生活への支援	若者の生活力向上や健康確保を図ります。	若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。	計画事業	128	中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	子ども若者課	中高生が社会のなかで生きていく力を身に着ける機会を提供します。また困難に直面している中高生に対し、解決する一助となるよう支援します。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業（都エイズ啓発事業ふぉーてぃー/N P Oビデオラール）により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身につける機会を提供します。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	参加者数	－	120人	数値上昇型	136人【130人】	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会、また相談窓口を知る機会となるよう事業実施します。	148人【120人】（123％）	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会、また相談窓口を知る機会となるよう事業実施します。 事業だけではなく、相談機関のパンフなどを手に取りやすい工夫をしています。
			計画事業	129	鬼子母神plus	地域保健課	若年者の健康とそ の基礎となる生活衛生（食品、環境）及び妊娠・出産・子育てに関する情報を発信します。	池袋保健所1階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	展示替えの回数	－	年間12回	数値維持継続型	12回【12回】	計画とおり事業を実施した。	B	引き続き、結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していく。	12回【12回】	計画とおり事業を実施しました。	B	引き続き、結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していきます。
			計画事業	130	若年者向け（40歳未満）健診事業	健康推進課	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。	実施回数	－	24回	数値維持継続型	24回【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施しました。	A	継続して実施します。	24回【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施しました。若年層の方へ健康診査の機会を通して、生活習慣の見直しや疾病予防について啓発しました。	A	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、本事業を継続して実施します。
			計画事業	131	AIDS知ろう館	保健予防課	エイズの正確な知識を提供し、予防行動を啓発します。	エイズについて、「正しく知り」「考え」そして「行動」できるよう学習するためのスペースです。館内には東京都エイズ啓発拠点（ふぉーてぃー）が開設され、同年代のスタッフによる若者への正しい知識、予防行動についての情報提供が行われています。	来館者数	－	270人	数値維持継続型	208人	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行った。	B	若者を中心にエイズ・性感染症に関する予防啓発情報を積極的に発信・提供し、予防への関心を向上させる。	455人（ふぉーてぃーの来館者数）	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行いました。	A	令和8年度からは新保健所への移転に伴い現在の形でのスペースはなくなりませんが、引き続き若者を中心にエイズ・性感染症に関する予防啓発情報を発信・提供し、予防への関心の向上を目指します。
			計画事業	132	エイズ予防教育	健康推進課	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	HIV感染者・エイズ患者が増える中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっています。区内公立中学校と連携し、エイズや性感染症に関する健康教室を実施しています。	実施回数	－	7回	数値維持継続型	3回【7回】	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防、性の多様性について学習する機会として健康教室を実施しました。また、健康についての相談先について周知しました。	C	中学校の受け入れ状況が回復し、依頼数が増えた際には目標回数の予防教育を実施します。	3回【7回】	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防、性の多様性について学習する機会として健康教室を実施しました。また、健康についての相談先について周知しました。	C	中学校の受け入れ状況が回復し、依頼数が増えた際には目標回数の予防教育を実施します。
			計画事業	133	子宮頸がん検診	地域保健課	子宮頸がん検診の受診率向上させます。	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。	子宮頸がん検診の受診率	－	31.00％	数値上昇型	27.8％【30.0％】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付し、受診再勧奨についても再開しました。これにより、受診者9,693人と前年度比17.5％もの大幅な増加が見られ、再勧奨の効果があつたと考えられます。	A	引き続き、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付します。受診再勧奨を再開させます。	27.4％【31.0％】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付しました。受診再勧奨については、予算上の制約から費用対効果の高い大腸がん検診を対象としたため、受診者が8,301人と前年度比14.4％もの大きな減少が見られました。	A	引き続き、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付します。受診再勧奨については、予算の範囲内で再開できるよう検討を行います。
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合数 ②ゲートキーパー養成数（累積）	－	①70.0％ ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6％ ※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。 【70％】 ②3,592人【3,430人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①68.6％（「健康に関する意識調査令和4年度版」より） 【70％】 ②3,978人【3,950人】	①普及啓発：あらゆる年代に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施をしました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
①日常生活への 支援	若者の生活力向上や健康確保を図ります。	若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。	計画事業	135	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコラージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	－	200人	数値上昇型	172人 【170人】	《ジャンプ東池袋》 心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 《ジャンプ長崎》 ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいようグループでの参加など工夫します。	143人 【200人】 (71%)	《ジャンプ東池袋》 心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 《ジャンプ長崎》 ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	C	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについて、日ごろの運営のなかでの利用者への周知をしています。自己肯定感を高めるために効果的な事業の検討も進めています。
			計画事業	136	子ども・若者への消費者教育推進事業	産業振興課	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	小中学生向け啓発パンフレットの送付数 ①小学生用 ②中学生用	－	①1,400部 ②880部	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①1,422部 【1,400部】 ②915部 【880部】	区立小学校6年生、区立中学校3年生へ消費者教育に関するパンフレットを配布しました。子どもスキップで7件の出前講座等を実施しました。また区内大学の新入生ガイダンスでの講座や専門学校での講座を実施しました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフレットの配布や出張講座を通じた教育・啓発活動を実施するとともに、区内大学などへの教育・啓発活動も進めていきます。	①1,455部 【1,400部】 ②892部 【880部】	区立小学校6年生、区立中学校3年生へ消費者教育に関するパンフレットを配布しました。子どもスキップで12件の出前講座等を実施しました。また区内大学の新入生ガイダンスでの講座や専門学校での講座を実施しました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフレットの配布や出張講座を通じた教育・啓発活動を実施するとともに、消費生活相談員による「出張講座」を実施し教育・啓発活動を進めていきます。
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	男女平等推進センター	若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数	－	10回	数値上昇型	12回 【8回（区立中学校数）】 (150%)	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座を実施します。	17回 【10回】 (170%)	区立中学校8校に加え、区内私立男子中・高でも実施。区立中では新たに特別支援級で実施したほか、私立男子校では男子向けに深く学べるよう工夫するなど、それぞれに合わせた内容で若年層へ広く周知啓発を促進しました。	A	若年層において顕在化してきているデートDVを、将来、配偶者間のDVにつながるまいよう、区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図るほか、区内の中・高・大等へ、広くデートDV予防の必要性を周知していきます。
②経済的自立への 支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	重点事業	138	就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	福祉総務課	若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	参加者数	73人	100人	数値上昇型	103人 【70人】 (103%)	1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施した。	A	引き続き支援を必要とする層に向け適切な支援が行えるよう事業を展開する。	5人 【100人】 (5%)	高校1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施しましたが、学校からの講演依頼が少なく、例年より低い実績となりました。	C	引き続き支援を必要とする層に向け、適切な支援が行えるよう事業を展開します。
			計画事業	139	若者自立支援事業	子ども若者課	ひきこもり等の若者の自立を支援するため、就労体験の機会を提供します。	ひきこもり等の若者に就労体験の機会を提供するため、中高生センタージャンプの清掃業務の一部を、若者の自立支援を行う団体に委託します。	清掃業務委託の修了人数	－	2人	数値維持継続型		令和2年度末で事業終了のため、実施なし。	D	令和2年度末で事業終了。今後も事業再開予定なし。		終了		
			計画事業	140	子ども・若者支援事業 ↓ 令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っているように支援します。	高校在籍率	－	100%	数値維持継続型	100% 【100%】	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。	100% 【100%】	引き続き、訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行います。
			計画事業	141	就業支援事業	産業振興課	若年求職者と採用意欲のある企業とのマッチングの場を提供します。	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	参加者数	－	60名	数値維持継続型	①就職面接会2回開催 1回目：参加3社、求職者28名、就職者5名 2回目：参加3社、求職者16名、就職者7名 【2回開催】 ②東京都労働相談情報センターによる街頭労働相談（区後援）1回開催 【1回開催】	・6月15日、10月12日にイクベズでハローワーク池袋、豊島区共催の就職面接会を開催しました。 ・5月17日池袋西口地下通路において区後援の東京都街頭労働相談を開催しました。	B	ハローワーク池袋就職面接会、東京しごと財団・しごとセンターからの就職支援情報の発信、東京都労働相談の後援を通じて就労を支援していきます。	①就職面接会2回開催 1回目：参加3社、求職者27名、就職者3名 2回目：参加3社、求職者22名、就職者3名 【2回開催】 ②東京都労働相談情報センターによる街頭労働相談（区後援）1回開催 【1回開催】	・6月5日、10月17日にイクベズでハローワーク池袋、豊島区共催の就職面接会を開催しました。 ・5月28日池袋西口地下通路において区後援の東京都街頭労働相談を開催しました。	B	ハローワーク池袋就職面接会、東京しごと財団・しごとセンターからの就職支援情報の発信、東京都労働相談の後援を通じて就労を支援していきます。
			計画事業	142	インターンシップの受入	人事課	公務職場を目指す学生の就労体験を支援します。	就業体験を通じ、学生の公務に対する理解を深めるとともに自治体行政への関心を高め、今後の就職活動等に活かします。	事業の継続	－	－	－	32名	受入れ数及び受入れ課の拡充を目標とし、各大学1名程度の募集とすることで様々な地域の大学と連携を深め、受入大学数も拡大した。受入れ数は7名、受入れ課数は3課増加した。	B	事業を継続し、今後は研修生の意欲をより高めるため、志望動機等を記入し事前に提出するエントリーシートの設置等に取り組んでいく。	29名	学生の質、学生と研修先のマッチングに課題があったことから、質を高めることを目標とし、エントリーシートの事前提出や申込時、HPに受入課紹介を掲載する等を行った。	B	引き続き事業を継続する。各大学と協定を結ばないインターンシップが求められているため、運用変更を検討する。また、受入課の減少が課題であるため（特に事務系）対応策を検討していく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	計画事業	143	自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、より効果的な就労支援を実施し、定着支援を強化します。	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	就労支援数	－	200人	数値上昇型	170人【140人】	相談者に寄り添った支援を実施した。	A	引き続き相談者に寄り添った支援を実施する。	112人【200人】（56%）	単に求人のあるっせんだけではなく、個別求人の開拓や就労が継続できるよう定着支援等も行いました。しかしながら、有効求人倍率の上昇等を背景に、コロナ収束以降は新規相談者が減っており、就労支援数も減少しました。	C	コロナ収束以降新規相談者が減り、就労支援数も減少していることから、潜在的な生活困窮世帯の掘り起こしのため、制度や窓口に関する広報活動に力を入れていきます。
			計画事業	144	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、その方の状況・状態に応じたオーダーメイドの支援プランを提供します。	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感等を醸成する支援を行います。	就労支援数	－	50人	数値維持継続型	18人【50人】	この支援を希望する相談者が少なく、目標数に届かなかった。	C	より当事者にとって魅力的と思われるプラン、選択肢を相談者に提示し、オーダーメイドの支援を実施する。	18人【50人】（36%）	すぐの就労が難しい、経験が乏しいなど様々な課題を抱える方々に対し、就労体験や社会参加活動の場を提供しました。この支援を希望する相談者が少なく、目標数を下回りました。	C	より当事者に寄り添い、意欲の喚起と本人希望を大切にしたプランの策定に努めるとともに、幅広い選択肢を提示し、オーダーメイドの支援を実施していきます。
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	－	300人	数値維持継続型	367人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	305人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施します。
			計画事業	146	就労準備支援（就労意欲喚起）事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	－	90人	数値維持継続型	72人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	62人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行います。

（２）若者の参加支援

①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	重点事業	147	中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したO・B・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくれます。	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件	①82人 ②1,095人 ③100件	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①60人【60人】（73%） ②1,637人【800人】（150%） ③544件（544%）	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何等かの課題を抱えていることが多いのが現状です。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできた。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。	①69人【70人】（98%） ②1,175人【1,000人】（117%） ③841件【200件】（420%）	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何等かの課題を抱えていることが多いのが現状です。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできる場として機能できるようにしていきます。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。
			計画事業	148	若者学びあい事業	生涯学習・スポーツ課	つど、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくれます。	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	－	5回	数値上昇型	3回【5回】	みらい国際映画祭では、過去最多の応募作品があり、映画祭の準備や当日の運営でも、学生や地域の若者が多数携わり実施できた。	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていきます。	5回【5回】（100%）	みらい国際映画祭では、97作品の応募があり、映画を見るだけではなく、一般参加の若者たちにも映画製作における「考え方」「ノウハウ」が身につくプログラムを多数実施しました。	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていきます。
			計画事業	149	としまコミュニティ大学	生涯学習・スポーツ課	人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場をつくることで、7大学に在籍する学生をはじめ、若者世代が、地域に目を向けるきっかけとします。	豊島区と区内7大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学）が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を実施します。	事業実施回数	－	65回→70回	数値維持継続型	66回→70回【68回】	各大学による講座では、講師の補助として学生の参加が多数見られ、区民の学びの助けとなった。	A	大学との連携による講座の開催では、どの世代にも、関心のある講座を受講できるよう、学習の機会を提供していく。	79回【70回】（112%）	各大学の特色を生かし、どの世代にも関心のある講座を展開できるよう、学習の機会を提供しました。	A	引き続き、各大学の特色を生かした講座を展開し、若者を含む幅広い世代の方の学習機会を広げられるよう取り組んでいます。
			計画事業	150	区立図書館におけるYA向けの取組	図書館課	子ども・若者の読書機会の提供します。	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。	読書普及企画の実施数	－	年1回以上	数値維持継続型	図書館訪問対応：3回【年1回以上】	6/30目白小学校「図書館見学」、10/12南池袋小学校「町たんけん」、1/30東京大学教育学部附属中等教育学校「りんごのたな見学」に対し、児童、生徒達へ施設案内、質疑応答等を実施した。	A	YA向けの企画展示について引き続き充実を図り、SNS等を活用した周知を行う。	図書館訪問対応：3回【年1回以上】300%	7/2目白小学校「図書館見学」、11/13南池袋小学校「図書館見学」、12/10朋有小学校「図書館見学」に対し、児童へ施設案内、質疑応答等に対応しました。	A	子どもたちが授業を通じ図書館を身近に感じ、親しみを持って成長してから図書館を活用してもらえよう学校との連携を深めるほか、気軽に参加できるYA向けのイベントを試行していきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	計画事業	151	としscope	SDGs未来都市推進課	「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	ひと月当たりの平均ページビュー数（前年度は平均3,000）	－	6000回	数値上昇型			終了	計画事業No.151【再掲】へ継承したため終了した。			終了	
			計画事業	138	就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】	福祉総務課	子ども・若者の進路指導決定に対するサポートを行います。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	進路支援数	－	40人	数値上昇型	5人【25人】	個別進路支援に至った対象は少なかった。	C	支援プランのひとつとして案内を行い、支援につなげる。	5人【100人】（5%）	高校1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施しましたが、学校からの講演依頼が少なく、例年より低い実績となりました。	C	引き続き支援を必要とする層に向け、適切な支援が行えるよう事業を展開します。
②社会参加の推進	若者の社会参加を促進します。	社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。	計画事業	152	としまぐらし会議プロジェクト	SDGs未来都市推進課	若者を含め、区在住・在勤・在学者を対象に、「わたしらしく、暮らせるまち。」を実現したいひとの一步を踏み出す支援を行います。	“「わたしらしく暮らせるまち。」はみんなで作る。”をコンセプトに、区在住・在勤・在学者等によるそれぞれが主体的に地域課題を解決するための取組を支援していきます。また、新たな担い手の創出に取り組んでいます。	としまぐらし会議新規参加率	－	－	－				廃止しました。			終了	廃止しました。
			計画事業	153	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	若者の選挙に対する関心及び投票率の向上を目指す。	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。	各種啓発事業の適正な実施	－	－	－	主権者教育講座（年3回実施）、明るい選挙ポスターコンクール（年1回）等	マンガ家のたまごを支援する「紫雲荘活用プロジェクト」のメンバーがデザインしたポスターを作成した。選挙時にゲームセンターや百貨店等の大型ビジョンで啓発を行った。	A	小中学生向け主権者教育の内容を再検討、ポスターコンクールの更なる拡充により若年層への啓発を推進する。	主権者教育講座（年4回実施）、明るい選挙ポスターコンクール（年1回）、若年層投票立会人の募集	主権者教育講座は高校生を対象としたものが多いため、校長会での小学生・中学生を対象とした、主権者教育講座の募集の呼びかけを行いました。ポスターコンクールの募集作品を増やすため、区内の中学校へ直接赴きました。	A	高校生だけでなく、小中学生向けの主権者教育講座の実施を目標とします。ポスターコンクールの作品募集のため、全ての区内の中学校へ赴きます。若年層立会人の募集には、SNSを活用し、募集人数を効果的に増やします。
			計画事業	154	地域防災力向上事業	防災危機管理課	新たな地域防災の担い手を創出します。	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講話への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組めます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。※令和2年度より事業内容を一部変更	若者を対象とした防災啓発事業の実施	－	年2回程度実施	数値維持継続型	16回	区内小中学校及び高等学校15校において防災授業を実施した。避難所での感染症対策として導入した段ボール間仕切りの設営体験や避難所受け入れシミュレーション（HUG）に加え、学校の防災設備の確認などを実施した。	A	令和5年度に引き続き、区内小中学校及び高等学校において防災授業を実施し、防災意識の普及啓発に努める。	13回	区立小中学校および都立高校11校にて防災授業を実施しました。避難所運営ゲーム（HUG）の実施やマンホールトイレの組立方法など防災資機材等の使用方法の確認を行いました。	B	引き続き、区内小中学校及び高等学校において防災授業を実施し、防災意識の普及啓発に努めるとともに、積極的学校の

目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」

（1）状況に応じた支援

①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	84%【55%】	数値上昇型	66.8%【66%】	三機関の連携強化のため定期的な会議実施継続。また関係機関職員向けの出張講座も開催し、児童虐待防止・対応に関する啓発を実施した。	A	引き続き、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、職員の質向上にも努め、要支援家庭の状況の改善を図る。	52.8%【84%】（62.9%）	関係機関との会議実施のほか、豊島こども会議にて、ヤングケアラーについての啓発に関して取り組んでもらいました。また、児童虐待等要支援家庭の改善率については、長期に渡るケースが増加していることから、改善率の実績が低くなっています。	C	豊島こども会議で提案された内容（イベントでの啓発、着ぐるみの活用、など）を取り入れ、引き続き要支援家庭の状況改善を図ります。
			計画事業	155	母子生活支援施設	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	－	20世帯	数値上昇型	17世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。退所後の地域に向けた生活支援を想定して関係機関との連携を行う。随時担当の指導員による心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努める。退所後の地域に向けた生活支援を想定して関係機関との連携を行う。随時担当の指導員による心理面接もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める	16世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングもおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、入所中にできるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活支援を想定して関係機関との連携を行う。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングもおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	－	20件	数値上昇型	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センター・ジャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めていきます。
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営【再掲】	児童相談課	児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ緊ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	－	－	－	－	増加する虐待相談及び困難ケースへの十分な対応を行うため、専門研修の受講、所内OJTを実施し、各専門職の人材育成を図った。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き市職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	－	一時保護時及び児童福祉施設等への入退所時、全児童から意見聴取等措置を実施した。また、6月より第三者機関による、一時保護中児童へのアドボケートを開始した。一時保護時の司法審査に対応するため、令和7年度から職員の増員を行い課内体制を整備した。また、国のマニュアルを元に業務フローや各種様式を作成するとともに、実際に保護状請求に必要な書類の作成、準備までのシュミレーションを実施した。	A	引き続き、意見聴取等措置を行うとともに、意見表明支援員との情報共有を行い、子どもの権利擁護に向けた取組を進める。また、児童福祉法の改正やこども性暴力防止法へ適切に対応するため、制度理解及び運用検討を行う。合わせて、児童相談体制の強化を目的とした都区連携強化にも取り組み、業務の平準化をはじめ、共同による人材育成や人材交流について検討を進めていく。	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	－	14,000件	数値上昇型	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年の妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	10,910件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。外国人、若年の妊娠などに対応する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年の妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。
②社会的養育の推進	社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。	社会的養育に関する普及啓発や里親・ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。	重点事業	156	社会的養育基盤構築事業	児童相談課	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭	①数値上昇型 ②数値上昇型	①7回【5回】(87.5%) ②22家庭【21家庭】(100%)	区主催イベントへの参加や個別相談会・地域への出前講座等をはじめ、庁舎内や都電を活用した里親制度の広報を通じて、区兄弟が開設したメリットを最大限に活かした、区独自の里親制度の普及啓発と里親登録家庭拡充事業を展開した。	A	里親登録のさらなる拡充と未委託里親への委託促進のため、小学校区を基準とした里親登録促進をフostラング事業所と連携し行う。体験発表会や各種イベントを活用し広く里親制度への認知度の向上に向けて取り組む。引き続き未委託里親の育成や適切なマッチングを行い、委託促進に向けて支援を行う。	①26回【8回】325% ②26家庭【22家庭】118%	相談会や出前講座等を開催するとともに区内イベントにも参加し、普及啓発及び区内団体との交流を図った。社会貢献活動見本市では「豊島新聞賞」、「としまNPO推進協議会地域活動奨励賞」を受賞した。あわせて、既存の里親に向けた研修・トレーニングも実施し、養育スキルの維持向上に継続的に取り組んでいる。	A	四半期ごとに到達目標と現状を明確にし、原因と対応策をチェックするとともに、所内里親連絡会を月1回開催し、管内養育家庭の状況を把握する。また、児童福祉審議会や里親委託等推進委員会等に適時経過報告を行い、里親委託等推進に向けたアドバイスを伺う。
			新規事業	新規	児童養護施設退所者等支援事業	子育て支援課	自立前後の切れ目のない相談支援及び経済支援をすることで、伴走型支援を実現し、高い中退率・離職率、経済的な困難・不安を解消する。	児童養護施設や里親のもとから巣立つ若者に対して、支度金と給付型奨学金による経済的支援と、退所前からの切れ目のない相談支援により、退所後の生活に対する不安を軽減し、自立や自己実現を後押しする。	措置解除者のうち進学者の2年後在籍・卒業率（%）	－	90%	－	－	－	－	100%	相談支援については、社会的養護経験者に加えて、虐待を受けた経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった若者も対象として実施。	A	毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会に報告することで課題に対応していく。公的支援につながらなかった若者に対して、SNSを活用したアプローチなど様々な手法を実施してゆく。	
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件（重篤化する前の予防的な相談を増やす）	①数値上昇型 ②数値上昇型	①31件【20件】(124%) ②17件【30件】(42.5%)	区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室、教育センター、児童発達支援センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	①7件【20件】(35%) ②7件【30件】(23%)	引き続き区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行いました。全体相談人数が約80人減少していることを受け、不登校及びひきこもりに関する相談も減少しました。	C	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室、教育センター、児童発達支援センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努めるとともに、子ども食堂や中高生センター・ジャンプへのアウトリーチにも力を入れます。
			計画事業	157	柚子の木教室（適応指導教室）	教育センター	不登校状況にある児童・生徒のうち、適応指導教室を利用することが有効と思われる児童・生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	義務教育修了時点の社会復帰率	－	100%	数値維持継続型	100%【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく ・VLP事業「バーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めた。 ・教室リニューアル改修に備え、児童・生徒と共に環境整備を進めた。	100%【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく。 ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく。 ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく。 ・VLP事業「バーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。 ・新たに教室リニューアル改修、昼食提供、楽しい授業等を実施することで児童・生徒の登室意欲向上に繋げる。	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく。 ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく。 ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく。 ・VLP事業「バーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。 ・新たに教室リニューアル改修、昼食提供、楽しい授業等を実施することで児童・生徒の登室意欲向上に繋げる。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
③いじめを受けた 子ども、不登校、 ひきこもりへの支 援	いじめや不登校、 ひきこもり等の悩 みを抱える子ども ・若者に対する支 援を推進します。	相談体制の整備 や、適応指導教 室の運営等の事 業を実施します。	計画事業	158	教育相談	教育センター	養育上の悩みや 不登校、いじめな どの学校不適応 問題に対するの解 消及び未然防止 を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一 人一人の自立を支える機関として、 臨床心理士による来所相談、電話 相談を実施し、相談内容に応じて学 校や関係機関との連携を図ります。 区立幼稚園幼児教育相談では要 支援の幼児とその保護者のサポート を行います。	教育相談取扱い 件数	－	460件	数値維持継続型	495件 【460件】	令和4年度に引き続き学校だけ でなく関係機関とも連携すること で、教育相談の認知度が高まり、 相談件数が目標件数を上回っ た。	A	・令和6年4月より中学校3校に区 独自で不登校対策支援員を配置し、 学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小 学校）に配置することで、小学校段階 から不登校傾向の児童を把握し、継 続的な支援を行う。職員室にスкуль ソーシャルワーカーがいることで、教職員 との情報共有がスムーズになり、学校だ けでは対応しきれないケースに応じて、 医療や福祉などの専門機関へとつなげ る。	552件 【460件】	令和5年度に引き続き学校だけ でなく関係機関とも連携したこと で、教育相談の認知度が高まり、 終了件数よりも新規受付件数が 増えた結果、目標値を上回った。 前年度からの継続相談が増えて いるため、丁寧な伴走支援が行 えている。	B	・心理職による、定期的な継続相談を 通じ子どもの成長や発達に伴って生じる 問題や悩み、いじめ等に伴走支援を し、相談者が自立できるようにしていく。 また心理職にしかできない発達検査や 継続相談を通じて、子ども自身の自己 理解や保護者の子への理解を深め、 家庭や学校内で上手にやっていけるよ う後方支援をしていく。 ・不登校対策として西池袋中学校に チャレンジクラス（スリジエ）を開設した ことにより、在籍校とも連携しながら中 学進学の相談を丁寧に対応する。
			計画事業	36	スクールカウンセラ 事業【再掲】	指導課 教育センター	都立学校スкуль カウンセラを区立小・中 学校に派遣し、いじ めや不登校などの 未然防止と早期 発見に努めます。	都立学校スкульカウンセラを区 立小・中学校に派遣し、いじめや不 登校などを未然に防止するためのカウ ンセリングや教員への助言を行いま す。また、区立幼稚園も対象に加え 、教育センター相談員によるスкуль カウンセリングを行います。	配置校数 （全小中学校30 校）	－	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼を する。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続 する。	A	指導課 東京都からのスкульカウンセラを小・中学校全校に配置しまし た。さらに、各校1名配置から、3 校は派遣人数・回数を2倍に、 1校は3倍に増加しました。 教育センター スкульカウンセラが区立幼稚 園を巡回し、子どもの課題や困 惑への対応について教職員等へ 助言を行った。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスкульカウンセラを小・中学校全校に配置しまし た。さらに、各校1名配置から、3 校は派遣人数・回数を2倍に、 1校は3倍に増加しました。 教育センター スкульカウンセラが区立幼稚 園を巡回し、子どもの課題や困 惑への対応について教職員等へ 助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼を します。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続 する。
			計画事業	37	スкульソーシャル ワーカー活用事業 【再掲】	教育センター	不登校、ひきこも りなど困難な状況 にある区立小・中 学校に在籍する 児童・生徒に対し て、学ぶ権利の確 保に向けた支援を 行います。	学校のみでは解決が困難な問題を 抱える児童・生徒に対しスкульソ シアルワーカーを派遣し、家庭や地域 社会、学校との協働体制の整備や 関係機関と連携を図るなど、環境改 善を行います。また、アウトリーチ（訪 問型の支援）を用い、児童・生徒の 状況に応じた支援を行います。さら に、地域や学校の特性を把握し、不 登校等の未然防止に寄与します。	支援・関与数	－	180件	数値維持継続型	110件 【180件】	・SSW8名体制を取り、学校配 置型事業を充実させ、間1,050 回（30校×3時間×35回）巡 回し、早期発見、未然予防につ なげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、 スーパーバイザによるスーパーバ イズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校へ の周知を進めた。	C	・令和6年4月より中学校3校に区 独自で不登校対策支援員を配置し、 学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小 学校）に配置することで、小学校段階 から不登校傾向の児童を把握し、継 続的な支援を行う。職員室にスкуль ソーシャルワーカーがいることで、教職員 との情報共有がスムーズになり、学校だ けでは対応しきれないケースに応じて、 医療や福祉などの専門機関へとつなげ る。	170件 【180件】 94%	・SSW10名を中学校区（中学 校及び隣接する小学校）毎に配 置し、年間1,237回（30校×毎 週3時間）各校を巡回、課題や 問題のある児童・生徒を早期発 見し、学校、福祉・医療関係機 関と連携し、ケースに応じた支援 を行い環境の改善を図った。 ・SSW資質向上の為に、スー パーバイザによるスーパーバイズ を年間368時間実施した。 ・SSWと、令和6年4月より中 学校3校に区独自に配置された 不登校対策支援員による連携 支援を開始した。	A	・SSW10名を中学校区（中学校及 び隣接する小学校）毎に配置し、各 校を巡回、課題や問題のある児童・生 徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校 対策支援グループ及び不登校対策 SV、不登校巡回教員、さらに全8中 学校に拡大配置された不登校対策支 援員とSSWが相互連携し、支援体制を 一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデ ルに、小学校への学校巡回数を増やす 等、児童に対する支援強化を図る。
			計画事業	38	「子どもの権利擁護 センター（仮称）」の 設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護 センター（仮称）」 を設置することで、 いじめや不登校、ひ きこもり等の悩みを 抱える子ども・若者 への支援も推進し ます。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、 多様な性自認・性的指向の人々、 外国人など、子ども自身からの相談 に応じるために、子どもの権利擁護委 員を配置した子どもの権利擁護セン ターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて 検討中 ②設置に向けて 検討中	①令和4年度中 に開設 【①令和3年度中 に開設】 ②－ 【②50件】	①－ ②数値上昇型	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教 育文化センター内に令和5年9月 に開設した。また、相談室で相談 を受けるほか、子どもスキップや中 高生センタージャンプでのアウト リーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を 整備しながら、相談を進めていく。また、 相談室の愛称を小・中学生から募ると ともに、相談室の周知を図る。	39件 【50件】 （78%）	子どもの権利相談員、子どもの権 利擁護委員をはじめ、関係機関 と連携しながら子どもの権利侵害 に関する相談に対応し、権利の 救済や回復に向けた取組を行っ ています。相談室に親しみを持っ てもらうため、小・中学生の意見を 聞きながら、「ふくろう相談室」とい う愛称を決定しました。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子 どもの権利侵害に関する相談対応に応 じるとともに、子どもの権利侵害の早期 発見、早期改善につなげるため、アウト リーチなどにも力を入れていきます。
			計画事業	39	子どもの権利擁護委 員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信 を受け止め、関係 機関と連携して支 援する。	子どもの権利侵害について相談に応 じ、救済や回復のために支援をしま す。また、権利侵害に関わる調査・調 整を行い、関係機関等と連携を図 り、子どもの権利侵害を予防し、子 どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わ る活動件数	－	20件	数値上昇型	28件 【25件】	令和5年9月に「としま子どもの 権利相談室」を開設し、個別相 談に対応するほか、ジャンプでの 巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施 するとともに、「としま子どもの権利相談 室」の活動報告書を作成し、広く活動 を周知していく。	39件	相談室に寄せられる個別相談への 対応をはじめ、権利擁護委員 による中高生センタージャンプへの 巡回訪問を継続して実施してい ます。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相 談に応じるとともに、関係機関へのア ウトリーチなどを通じて、子どもの権利 侵害の予防、早期発見に努めていきま す。
④生活困窮家庭 への支援	生活困窮家庭の 自立を促進しま す。	経済的支援、就 労支援、就学援 助や子どもへの学 習支援等を実施 します。	重点事業	159	生活困窮者自立相 談支援事業（子ど もの学習・生活支援 事業）	福祉総務課	地域の無料学習 団体の支援及び 拡大を図ること で、学習を通じた 子どもの居場所作 りを推進します。ま た、世帯全体の 生活支援により困 窮課題の解決を目 指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就 労支援や各種助成制度の紹介など を困窮課題解決のための支援、子ど もへは学習支援を中心に実施しま す。 ②無料学習団体をネットワーク化し た「とこネット」の定例会を毎月開催 し、団体運営においての課題を解決 する場を提供する。併せて、登録団 体の拡大に向け取り組みます。	①支援者数 ②無料学習団体 数（とこネット登録 団体）	①47人 ②14団体18教 室	①42人 【①60人】 ②－ 【②20団体25教 室】	①数値上昇型 ②数値上昇型	①19人 【30人】(45.2%) ②15団体19教室 【18団体18教室】	支援希望者が少なかつたため目 標数には届かなかった。	C	引き続き、学習支援の後方支援活動 としてとこネット運営を実施する。	①9人 【①42人】 （21.4%） ②19団体25教室 【②20団体25教室】	地域の学習支援団体への働きか けに努め、令和5年度に比べて団 体数、教室数のいずれも増加しま した。	A	とこネットのさらなる周知、会場確保等 の支援拡大を実施していきます。
			重点事業	140	子ども・若者支援事 業 【再掲】 ↓ 令和6年度より「次 世代育成支援事 業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉 課	貧困の連鎖を防 止し、生活保護を 受給している子ど もや若者が夢や 希望をもって自らの 人生を選択し、 自立した生活を 送れるようにしま す。	子どもや若者のいる生活保護受給 世帯に対して、専門の支援員が訪問 や面接等を重ねる中で問題点を把握 し、ケースワーカーと連携して生活 課題の解消や学力向上を目指した 無料学習会へのつなぎなどの支援を 行い、将来自立した生活を送ってい けるように支援します。	高校等在籍率	100%	100%を維持	数値維持継続型	100% 【100%】(100%)	訪問・面接相談等を通して各世 帯の抱える課題を把握し、必要 な情報提供や個々に応じて関係 機関に繋げるなどの支援を行っ た。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱え る問題点を把握し、ケースワーカーや関 係機関と連携しながら必要な支援、情 報提供等を行う。	100% 【100%】 （100%）	訪問・面接相談等を通して各世 帯の抱える課題を把握し、必要 な情報提供や個々に応じて関係 機関に繋げるなどの支援を行っ た。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱え る問題点を把握し、ケースワーカーや関 係機関と連携しながら必要な支援、情 報提供等を行います。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	160	家計改善支援事業	福祉総務課	子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	家計改善支援数	－	70人	数値上昇型	81人【70人】	多重債務の整理など状況に応じた支援を実施した。	A	引き続き適切な支援提案を実施する。	81人【70人】（115.7%）	収支の見える化や必要に応じて多重債務の整理など状況に応じた支援を実施しました。	A	家計に課題を抱える方に対し、引き続き適切な支援提案を実施します。
			計画事業	161	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるよう支援します。	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学を意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	高校在籍率	－	100%	数値維持継続型	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や問題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施する。	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や問題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施します。
			計画事業	162	被保護者自立促進事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	支給人数	－	25人	数値維持継続型	23人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促します。	17人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。
			計画事業	163	奨学基金援護事業	生活福祉課	高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を経済的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	支給率 ①生活保護受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯	－	①98.0% ②85.0%	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①100%【98%】 ②85.8%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行ないました。 生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。	①100%【98%】 ②86.6%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行ないました。 児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。	A	引き続き、児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。
			計画事業	164	就学援助費支給	学務課	広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。	区内に住所を有し、国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	就学援助申請者数 ↓ 認定者数へ変更	－	申請者数を令和2年度と比較して5%増、2,126名を目指す。	数値上昇型	1,912名【2,025名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。	1,482名【2,126名】70%	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。
			計画事業	165	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	困窮する世帯に対し、塾代や受験料の提供を実施します。	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	支給決定数	－	300人	数値上昇型	172人【150人】	窓口での相談の際に支援策のひとつとして情報を提供した。	A	相談件数の増加にむけた周知活動を実施する。	176人【150人】（117.3%）	くらし・しごと相談支援センターで相談を受けた受験生を抱える子育て世帯等に対し、支援策のひとつとして情報を提供しました。	A	利用件数の増加にむけた周知活動を実施します。
			計画事業	166	住居確保給付金	福祉総務課	新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方等を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就業機会の確保に向けた支援を行います。	支給決定数	－	100人	数値上昇型	43人【50人】	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全て撤廃されたことから、令和2～4年度の件数からは激減した。	B	引き続き適切な給付を実施する。	36人【100人】（36%）	くらし・しごと相談支援センターの利用者へ積極的に事業周知を行いました。が、コロナの収束に伴い、令和2～4年度のコロナ禍の件数と比べ大幅に減少しました。	C	事業周知の幅を広げるとともに、引き続き適切な給付を実施していきます。
			計画事業	167	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食堂や必要とする方に食料を届けます。	社会福祉協議会と連携して、区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	社会福祉協議会へ提供した食品数	－	640kg	数値上昇型	約1,337.2kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店やサンシャインシティ・帝京平成大学の民間事業者等との連携によるフードドライブを計11日間、消費生活展・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区のイベントで計4日間特別受付を実施。 SNSや区HP等で当事業内容の周知を行った。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。 また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。	約853.4kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店や東武百貨店 池袋店・サンシャインシティ・帝京平成大学・東京ビジネス外語カレッジなど民間事業者等との連携によるフードドライブや、消費生活展・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区のイベントで特別受付を実施。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。 また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（％） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
④生活困窮家庭 への支援	生活困窮家庭の 自立を促進しま す。	経済的支援、就 労支援、就学援 助や子どもへの 学習支援等を実施 します。	計画事業	24	コミュニティソーシャル ワーカーによる子ども の学習支援【再掲】	福祉総務課	要支援家庭等の子 どもの学習習慣 の習得を図ると ともに居場所となる 場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係 機関や地域住民、ボランティア等の 協力を得て、公共施設において要支 援家庭等の子どもの学習支援を行 います。	①学習会実施回 数 ②子どもの延べ参 加者数	－	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①22回 【64回】 ②305人 【1,391人】	新型コロナウイルス感染症が収束した 為、以前のように対面学習の 子どもの参加受入れを増やすこと に努めました。 また、コロナ禍から実施してきたお 便りを年3回発行。内容によって 返信ハガキを同封し、子どもたちと ボランティアとの交流の機会も継 続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したの で、徐々に従来通りの対面での学習会 を開催を増やしていけるように努めてい きます。 また、区内で学習支援を行っている団 体等が増えてきていることから、以前の 学習会に立ち返るだけでなく、子ども たちが学習できる場について行けるよ うな仕組みづくりに取り組んでいます。	①25回 【65回】 （38%） ②315人 【1,400人】 （23%）	コミュニティソーシャルワーカーが中 心に活動するのではなく、地域住 民が主体となって学習支援活動 を実施していく仕組みに移行して いくことを踏まえ、昨年度と同数の 学習支援活動を実施しました。	C	コミュニティソーシャルワーカーが実施する 学習支援活動については、としま子ども 学習支援ネットワーク（とこネット）へ 引き続き参画し、支援を必要とする子 どもをつなげていきます。 また、地域のニーズや同地域で行われ ている他団体の活動状況などを確認 し、地域団体に移行できる場合は、随 時移行していくとともに、活動団体に 対し、必要に応じて学習支援活動の通 営をサポートしていきます。
			計画事業	145	就労支援専門員支 援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉 課	稼働能力を有す る者に対し、就 労支援専門員に よる就労支援を 行うことにより、経 済的自立を助長 します。	中学校卒業後の15歳以上の生活 保護受給者に対して専門職の就労 支援専門員が就労支援を行い、自 立を支援します。	就労支援者数	－	300人	数値維持継続型	367人 【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し 、本人の意向、抱える課題・問 題点・経歴等を考慮しながら就 職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確 に把握することにより、より効果的に就 職支援と就職の継続を目指す定着 支援を実施する。	305人 【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し 、本人の意向、抱える課題・問 題点・経歴等を考慮しながら就 職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確 に把握することにより、より効果的に就 職支援と就職の継続を目指す定着支 援を実施します。
			計画事業	146	就労準備支援（就 労意欲喚起）事業	生活福祉課 西部生活福祉 課	就労経験がない、 長期未就労等 で、就労に課題 の多い者に対し、 就労意欲の喚起、 就労と就労後の 支援を行い、自 立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15 歳以上の生活保護受給者に対して 就労意欲の喚起を行い、就労自立 を目指した支援を行います。	支援者数	－	90人	数値維持継続型	72人 【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し 、個々に応じたプログラム参加を 促した。それらにより就労阻害要 因の解消と、就労自立を目指した 支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握 しながら就労阻害要因の解消を図り、 就労自立を目指した支援を行う。	62人 【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し 、個々に応じたプログラム参加を 促した。それらにより就労阻害要 因の解消と、就労自立を目指した 支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握 しながら就労阻害要因の解消を図り、 就労自立を目指した支援を行います。
⑤ひとり親家庭へ の支援	ひとり親家庭の抱 える課題の解消や 生活の安定を図り ます。	相談支援や経済 的支援、自立に 向けた支援事業 などを行います。	重点事業	168	ひとり親家庭支援セ ンター事業	子育て支援課	ひとり親家庭が抱 える課題の解消を 図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設 置し、ひとり親家庭の総合窓口とし て、様々な相談に応じ、支援を提供し ます。	相談件数	9,384件	10,000件	数値上昇型	7,224件 【8,000件】 （72.2%）	ひとり親家庭のしおり、リーフレット 作成・配布、ホームページによる 広報を実施した。またひとり親にな る前からの相談（離婚前相談） にも力を入れ離婚前の取り決めを まとめたリーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解 決する対応となつてしまい、長期的な生 活の安定を目指した支援につながつて いない。単発に支援策を提供するの ではなく子どものライフステージを視 野に入れた自立支援プログラムを開 拓すべく体制の整備を行う。	7,624件 【8,000件】 （99.1%）	ひとり親家庭のしおり、リーフレット 作成・配布、ホームページによる 広報を実施した。またひとり親にな る前からの相談（離婚前相談） にも力を入れ離婚前の取り決めを まとめたリーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解 決する対応となつてしまい、長期的な生 活の安定を目指した支援につながつて いない。単発に支援策を提供するの ではなく子どものライフステージを視 野に入れた自立支援プログラムを開 拓すべく体制の整備を行う。
			計画事業	169	養育費に関する取り 決め促進事業	子育て支援課	養育費を確保す ることで離婚後の ひとり親世帯の生 活安定を目指し ます。	ひとり親世帯の生活の安定を図るた め、公正証書作成や養育費保証な ど養育費の確実な履行確保のため の補助を行い、養育費についての取 り決めを行うことを促進します。	事業利用者数	－	15件	数値維持継続型	4件 【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離 婚前相談から養育費促進事業の 周知につとめた。ホームページ、 離婚前セミナー等で養育費取決 めの必要性を伝えている。	B	離婚前のガイドブックを利用しながら 離婚前からの相談支援に努める。引 き続きHP、セミナーを活用し養育 費の取決めの重要性を相談者に伝 える。社会情勢も注視しながら専 門相談への連携を強める。	3件 【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離 婚前相談から養育費促進事業の 周知につとめた。ホームページ、 離婚前セミナー等で養育費取決 めの必要性を伝えている。	B	離婚前のガイドブックを利用しながら 離婚前からの相談支援に努める。引 き続きHP、セミナーを活用し養育 費の取決めの重要性を相談者に伝 える。社会情勢も注視しながら専 門相談への連携を強める。
			計画事業	170	母子及び父子福祉 資金	子育て支援課	ひとり親の経済 的自立の援助とそ の扶養する児童 の福祉増進を図 ります。	20歳未満の子どもの扶養している ひとり親家庭等を対象に、経済的 自立の援助と、生活意欲の助長を 図り、合わせて扶養する児童の福 祉増進のために必要な資金の貸 付を行います。	貸付件数	－	60件	数値維持継続型	23件 【40件】	ひとり親支援の相談者に特に将来 の子の進学時の資金が必要なか ることを説明し事業案内に努めた。 貸付後の生活相談も含めて返済 計画も行っている。給付型奨学 金も増えたため、相談や貸付金 額は減少している。	B	まとまった資金が必要な時に備え、 早期に就労相談や家計の見直し等 の生活相談ができるような体制に する。返済も含めた長期的な相談 支援につなげていく。	27件 【40件】	ひとり親支援の相談者に特に将来 の子の進学時の資金が必要なか ることを説明し事業案内に努めた。 貸付後の生活相談も含めて返済 計画も行っている。給付型奨学 金も増えたため、相談や貸付金 額は減少している。	B	まとまった資金が必要な時に備え、 早期に就労相談や家計の見直し等 の生活相談ができるような体制に する。返済も含めた長期的な相談 支援につなげていく。
			計画事業	171	母子家庭等自立支 援給付事業	子育て支援課	資格取得、講座 取得を促しひとり 親家庭の経済的 自立の促進を図 ります。	経済的自立の促進を図ることを目 的に、児童扶養手当を受給してい る、または同様の所得水準にある ひとり親家庭の母及び父が、資格 取得や就労に生かせる講座を受講 するための給付金を支給します。	事業利用者数	－	18人	数値上昇型	5人 【15人】	ひとり親の生活相談者または離 婚前の相談者に対し、子どものラ イフステージに係る金銭面の相談 も含めて長期的な視野を持って もらえるよう努めた。そのため の増収を図る資格取得や講座の 案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージ できるような相談を心掛け、資 格取得や講座によるスキルアップ の必要性とその給付についての周 知を行う。とりわけ離婚前の 相談者に対して積極的な案内を 行う。	9人 【18人】	ひとり親の生活相談者または離 婚前の相談者に対し、子どものラ イフステージに係る金銭面の相談 も含めて長期的な視野を持って もらえるよう努めた。そのため の増収を図る資格取得や講座の 案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージ できるような相談を心掛け、資 格取得や講座によるスキルアップ の必要性とその給付についての周 知を行う。とりわけ離婚前の 相談者に対して積極的な案内を 行う。
			計画事業	172	ひとり親家庭自立 支援プログラム策 定事業	子育て支援課	ひとり親の自立 促進のために転 職、就職等の就 労支援を行います。	児童扶養手当を受給している、ま たは同様の所得水準にあるひとり 親家庭の母及び父に個別に面接 を行い、ハローワークとの連携など 個々のケースに応じた就労支援 を行います。	就職率	－	80%	数値維持継続型	56.2% 【80%】	ハローワークと連携し就労、転 職支援をおこなった。就労の妨 げとなる課題解決についても行 っている。現在の就労問題だけ ではなく今後の就職に有利な資 格取得についても勧めている。	C	ひとり親の就労の軸となる支援の 枠組みを構築する。生活状況から 就労の内容まで踏み込み、子育て のライフスタイルに合わせた長 期的な寄り添い対応を行う。就 労しただけでは終わらせず、安 定した生活を第一に考え相談 継続していく。	55.5% 【80%】	ハローワークと連携し就労、転 職支援をおこなった。就労の妨 げとなる課題解決についても行 っている。現在の就労問題だけ ではなく今後の就職に有利な資 格取得についても勧めている。	C	長期的視点に立ち、ひとり親の 就労の軸となる支援の枠組みを 構築する。利用者本人の意向も 大切にしつつ、生活状況から就 労の内容まで踏み込んだ、総合 的支援を行う。就労しただけ では終わらせず、安定した生 活を第一に考え相談継続して いく。

具体的な取組				事業の概要					目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業	173	福祉住宅	福祉総務課	住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数	－	20戸	－	0戸【0戸】	福祉住宅の空き状況により斡旋するため、令和5年度の募集実績は0戸。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	3戸【3戸】	福祉住宅の空き状況により斡旋する。	B	福祉住宅の空き状況により斡旋する。
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもへの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	－	100%	数値維持継続型	100%【100%】	週2回開催を標準化した。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持つよう努めた。	B	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。個々の状況に合った安心した居場所づくりに努める。	100%【100%】	毎週固定した学習支援員を配置し、個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持つよう努めた。	A	学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。参加児童たちにとつての安心できる居場所としていきたい。
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	－	100日	数値維持継続型	92日【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を助めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をき、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとりいれた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	188日【188%】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を助めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をき、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとりいれた。ショートケアを経て、母子生活支援施設本入所につながったケースもあった。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。
			計画事業	155	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指す。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	－	20世帯	数値維持継続型	17世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、入所中にできるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。随時担当の指導員による心理面接もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める	16世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングもおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、入所中にできるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングも行い、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	重点事業	174	発達支援相談事業	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	発達相談件数	5,048件	5,200件	数値上昇型	7,430件【6,000件】（142.9%）	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	6,885件【5,200件】（132.4%）	児童発達支援センターを開設し、区民や関係機関に区のホームページや会議等で設置の周知を行いました。また新たに栄養士を配置し、食育指導や調理体験等を実施し食に課題のある児童の支援を強化することができました。地域支援を担う役割として関係機関向けの学習会を実施しました。	A	個別専門相談の待機期間の減少に努めています。
			計画事業	175	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	重度障害者の学習する場を支援します。	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	－	－	－	－	－	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業である為、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	－	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業である為、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。
			計画事業	176	発達支援センター（仮称）の設置検討	子ども家庭支援センター	発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。	－	－	－	－	－	教育部関係課及び障害福祉課と協議会を設置。近隣自治体への視察等を踏まえ、望ましい複合施設のあり方について検討を進めた。また、図面作成のために職員数や利用者数の算出や適正な部屋数について検討を進めた。	A	教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指す。また、必要物品の割り出しなどより具体的な作業に入ることから、細部にわたり確認を進める。	－	設置された協議会（千川中複合施設プロジェクトチーム）を開催し、設計図面や実務者レベルで検討した運営方法等の情報共有・課題整理を行いました。	A	引き続き、教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指します。また、教育センターと児童発達支援センターの情報共有のルール等、運営方法の細部を検討します。
			計画事業	177	発達障害者相談窓口	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の相談者数	－	相談者数180人	数値上昇型	217人【190人】	区民向けに広報とし、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報とし、X、ホームページ等で窓口の周知に努め、関係機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につないでいく。	219人【180人】	広報とし、ホームページ等で明確なニーズのある区民への窓口の周知に努めました。講演会等で潜在的なニーズのある区民への働きかけをし、窓口のPRを図りました。関係部署・機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図りました。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係部署・機関を紹介しました。	A	明確なニーズのある区民へは広報とし、X、ホームページ等で窓口の周知に努めます。潜在的なニーズがある区民には講演会等を通じ、窓口のPRを図ります。関係部署・機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につないでいきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	—	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	—	—	—	—								
			計画事業	179	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	全校園における交流及び共同学習の実施	—	全校園における交流及び共同学習の実施	—	全校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けた。	東京都補助事業として要小中学校が取り組んできたことを参考に、各校でインクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	A	モデル校での事業成果を広く周知し、豊島区特別支援教育推進計画に基づいて、区内小・中学校での交流及び共同学習を推進する。国立特別支援教育総合研究所の支援事業を実施し、全校におけるインクルーシブ教育の実現を目指す。	全校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けました。	東京都の指定を受け要小中学校が取り組んできたことを参考に、各校でインクルーシブな教育を推進しました。	A	令和7年3月に策定した「豊島区特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】」に基づいて、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、互いの多様性を認め合う共生社会の形成を目指します。
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業	子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設のべ訪問件数	—	500園	数値維持継続型	560園【540園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。特にスキップからの依頼が増加した。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	494園【500園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行いました。保護者面談を実施し保護者と施設職員が発達について共通理解する機会をつくりました。	B	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行います。
			計画事業	181	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	発達障害の当事者やその家族が、発達障害に関する問題について、区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の支援をします。	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の費用の一部を補助します。	適正な補助金の支出数	—	360件	数値維持継続型	492件【360件】	区民向けにホームページ、ちらしで事業の周知を行い、関係機関向けには連携会議等で事業の周知やカウンセリング機関の見学会を実施し利用に繋がった。またカウンセリング機関と密に情報共有し、適正に補助金の支出をした。	A	区民や関係機関に事業の周知を行うとともに、丁寧に事業内容の説明を行い適切な利用につなげる。カウンセリング機関とは当グループ相談窓口の状況やカウンセリング機関の受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。	486件【360件】	区民向けにホームページ、ちらしで事業の周知を行い、関係部署・機関向けには連携会議等で事業の周知やカウンセリング機関の見学会を実施し利用につなげました。またカウンセリング機関と密に情報共有し、適正に補助金の支出をしました。	A	区民や関係部署・機関に事業の周知を行うとともに、丁寧に事業内容の説明を行い適切な利用につなげます。カウンセリング実施機関とは当グループ相談の状況やカウンセリング実施機関の受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行います。
			計画事業	182	障害児保育事業	保育課	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ同う障害児訪問保育を実施します。	必要なサポートを行いながら保育を実施	—	—	—	—	必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。	—	必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。
			計画事業	183	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	放課後の保育が必要な障害児を学童クラブで受け入れ、支援を行います。	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	実施施設数（全学童クラブ22校）	—	22施設	数値維持継続型	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	障害児の増加に対応するため、スクールスキップサポーターを全施設に複数名配置していきます。	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	障害児の増加に対応するため、スクールスキップサポーターを全施設に複数名配置していきます。
			計画事業	184	障害児通所支援事業	障害福祉課	将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進します。	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	適正な受給者証の発行数	—	597件	数値維持継続型	812件（内訳） ・児童発達支援428件 ・医療型児童発達支援1件 ・放課後等デイサービス328件 ・保育所等訪問50件 ・居宅訪問型児童発達支援5件【812件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	924件（内訳） ・児童発達支援449件 ・放課後等デイサービス381件 ・保育所等訪問支援85件 ・居宅訪問型児童発達支援9件【924件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。
			計画事業	185	障害者（児）日中一時支援事業	障害福祉課	施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行いサービス利用へつなぎます。	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	適正な受給者証の発行	—	87件	数値維持継続型	72件【72件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。	73件【73件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者向けガイダンス等で事業に関する積極的な説明を行う。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	186	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関で発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようにします。	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	発達障害者支援ネットワーク会議（専門部会含む）の開催	－	2～3回	数値維持継続型	3回【2～3回】	ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に向け、発達障害を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された会議会員でネットワーク会議および専門部会を開催した。会議では各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討、医療機関見学等を行い連携と支援力の強化を図った。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では大学教授による発達障害に関する講義を行い、ライフステージを通じた切れ目のない支援について意見交換を行う。専門部会では情報交換、事例検討等を通じて切れ目のない支援の実現に向け支援力と連携の強化を図る。	3回【2～3回】	ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に向け、発達障害を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された会員でネットワーク会議および専門部会を開催しました。会議では学識経験者の発達障害に関する講話を受け、各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討等を行い連携と支援力の強化を図りました。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では学識経験者による発達障害に関する講話を行い、ライフステージを通じた切れ目のない支援について意見交換を行います。専門部会では情報交換、支援体制づくりのための「地域診断」を通じて切れ目のない支援の実現に向け支援力と連携の強化を図ります。
			計画事業	187	障害者サポート講座	障害福祉課	映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座とします。	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	区民ひろば等での講座開催	－	20回	数値上昇型	4回【4回】	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。としま子ども会議と連携し、参加した子ども達にとしまテレビに出演してもらい、YouTubeで放映した。	A	引き続き民間事業者など幅広い区民への周知を図る。また子どもなど多くの方にとって、分かりやすいことを意識したサポート講座を実施していく。	4回【4回】	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。	A	障害者への声掛けや手助け方法など簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座の開催や、サポート方法を収録した動画のYouTube配信を行います。
			計画事業	188	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害者アート事業実施回数	－	5回	数値維持継続型	5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」は、センタースクエアでの展示を再開し5日間で783名の来場者があったほか、オンライン展示も引き続き実施した。まちかど回遊美術館は新たに「サンシャインプリンスホテル」での展示を行った。	A	オンライン展示を継続しながら、展示規模の拡大や新たな展示場所・展示方法を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会の提供を図っていく。	5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」は、昨年度に引き続き、センタースクエアでの展示を行い5日間で577名の来場者があったほか、オンライン展示も引き続き実施した。「ときめき想造展」の受賞作品について、庁舎まるとミュージアムでの展示を行った。まちかど回遊美術館は新たに「池袋消防署」での展示を行った。	A	「ときめき想造展」について、会場展示とオンライン展示を継続しながら、作品の出品数や来場者数について、展示規模の拡大を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会の提供を図っていく。
			計画事業	189	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	障害福祉課	就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を通わせる場を提供し、就労の定着を目指します。	コロナ過での安全な活動	－	月2回 年24回実施	数値維持継続型	24回開催（登録者14名）【年24回】	感染症対策のため中止していた外出行事を再開し、参加者の更なる満足度の向上と心の安定を図った。	A	年間を通して登録を可能とし、区ホームページ等を活用した積極的な周知を行うことで、参加者の拡充を図る。また、区内地域活動支援センターを活用し、精神障害者対象の余暇活動とあわせて充実を図っていく。	知的：年6回開催 精神：年2回開催	知的障害者を対象とした余暇活動に加え、精神障害者を対象とした余暇活動を実施しました。知的障害者を対象とした余暇活動については、実施回数を減らす一方で、外出の頻度を高めるなど活動の質の向上を図ることで、利用者の満足度向上につながることができました。精神障害者を対象とした余暇活動は、活動内容の周知が十分に行き届かなかったことに加え、体調管理が難しいといった障害特性も影響して、継続的な利用者の確保には至りませんでした。	B	知的障害者を対象とした余暇活動は、年6回実施するとともに、普段の生活では体験できない活動の充実を図り、利用者の満足度向上に努めていきます。また、精神障害者が参加しやすい活動の実現に向けて、豊島区障害者就労支援センター主体の余暇活動の実施をとおして、より適切な活動形態を模索していきます。
			計画事業	190	就労促進支援事業	障害福祉課	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけっていきます。	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことごの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけっていきます。	就労前準備講座の開催	－	各年度3～4回程度実施	数値維持継続型	0回【2～3回】	令和5年度は就労前準備講座の開催しなかった。代わりに、コロナ過で規模を縮小していた庁内実習の参加人数を2人から4人に増やし、年7回開催することで、就労前の実習の機会を多く提供した。また、3月に区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が集まるネットワーク・としま会議を4年ぶりに開催し、就労支援機関のネットワークを強化するなど、より効果的な取り組みを実施した。	B	障害者本人に対する支援策を強化するため、就労前準備講座のあり方を検討し、より就労支援に効果的な取り組みを充実させる。また、地域資源である区内の障害者の就労に関わる支援機関の連携と底上げを図る目的で、ネットワーク・としま会議は毎年開催し、障害者本人を地域全体で支援していく取り組みを推進する。	0回【2～3回】	「行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ」を開催し、就労に対するイメージを膨らませることに寄与するとともに、就職に関する課題解決のための相談機関として障害者就労支援センターの周知をはかりました。また、区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が参加するネットワーク・としま会議や、障害者本人を地域全体で支援していく体制整備を進めています。	A	就労に対するイメージを持ち、将来の選択肢の幅を広げてもらえるよう、障害のある子どもを対象にした「就労ワークショップ」の開催をしています。また、ネットワーク・としま会議や担当者会、障害者就労フェアを開催し、就労支援機関の連携強化を図り、地域全体で障害者を支援していく体制整備を進めています。
			計画事業	191	日曜教室（つばさCLUB）	生涯学習・スポーツ課	中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	日曜教室（つばさCLUB）実施回数	－	15回	数値維持継続型	14回【15回】	知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため、月2回全員での活動を再開し、4年ぶりのバスハイクを実施、学外学習の機会も提供した。	B	引き続き月2回、全員での活動を実施する。受講生の意見を取り入れながらプログラムを作成し、主体的な取り組みを行うことで、知的障害のある方の生涯学習活動の充実をより一層図る。	14回【15回】(93%)	知的障害のある方を対象とし、月2回活動を行いました。バスハイクや学外学習の機会も担保し、受講生が主体的に取り組めるようプログラムの工夫をして実施しました。	B	受講生の意見を取り入れながら、月2回のプログラムを実施します。主体的に関われるよう工夫しながら、引き続き知的障害のある方の生涯学習活動の充実を図っていきます。
			計画事業	192	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。	障害者の自立を促進するため、豊島区役所において就労経験を積む場所を提供します。区自らが就労機会の拡大を図ることにより、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めていきます。	①任用人数 ②一般企業等への就職	－	①3名 ②契約年数満了までの就職	①数値維持継続型 ②－			終了		終了			

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（％） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	193	マルチメディアページの充実	図書館課	子ども・若者の読書機会を提供します。	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアページの活用により、読書環境を整備します。	マルチメディアページ等、発達段階に合わせた図書の提供	－	実施	－	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアページ： 12（2タイトル増） ・りんごの棚： 333（132タイトル増） ・音の出る資料： 8,432（925タイトル増）	マルチメディアページ図書については障害の有無に関わらず貸出可能な資料が販売されていないが、寄贈の形で収集できた2タイトルを蔵書に加えることができた。が、りんごの棚の資料や音の出る電子図書館資料については、販売している資料を積極的に収集した。	A	読書が困難な子ども・若者が楽しめる書籍を現物で提供する「りんごのたなスポンサー制度」のさらなる周知と、言語に依存しないボードゲームなどを使用したイベントの実施について検討する。	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアページ： 12（2タイトル増） ・りんごの棚： 363（30タイトル増） ・音の出る資料： 8,267（165減）	「りんごのたなスポンサー制度」は2社から計11冊の本の寄贈を受けました。また、りんごのたなに関係する資料に関しては積極的に収集を進めたことにより蔵書数をより多く増やすことが出来ました。	A	読書をサポートするリーディングトラッカーの整備といった、資料の充実とは異なるアプローチで読書が困難な若者への取り組みを進めます。
			重点事業	194	多文化共生推進事業	企画課 （多文化共生推進担当）	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等の間のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	連携団体数	1件	20団体	数値上昇型	20団体 【20団体】 （100％）	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。 令和2年度に実施した外国籍区民への調査では、日本人との交流を希望する声が多かったことから、先述のシンポジウムに参加した団体が国際交流事業を行う際に庁内関係課との調整を行ったほか、豊島区民社会福祉協議会と学習院大学の学生が共同で行う交流イベントに参加・協力するなど、外国人支援団体と連携し国際交流事業を行った。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、令和6年度の新規事業「外国人支援体制の強化」に向けて区内の支援団体との繋がりを広げ様々な意見を取り入れながら進めていく。	23団体 【20団体】 （115％）	区民提案事業「外国人支援体制の強化」として、新たに「外国人相談窓口」を令和6年7月に開設し、多言語での相談に対応するほか、外国人向けのリーフレットやチラシ等を集約して一元的に提供しました。また、専門学校と連携して新たにアニメーションでわかりやすく生活ルールを伝える動画と冊子を作成しました。 そのほか、これまで同様、学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加しました。 総括としては、学習院大学と連携した外国籍区民への調査、月1回庁舎4階で実施するとする（外国人支援団体）外国人相談、区民提案制度などの事業を進める際には、関連団体との各種情報共有や連携したことで、団体との関係構築を進めることができました。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティ・機関との連携を進めていきます。 また、「外国人相談窓口」の周知強化やニーズ把握のため、これまでの繋がりを活かしながら、様々な方々からの意見を聴く機会を設けていく予定です。
			計画事業	195	日本語指導教室	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	日本語指導の実施人数	－	－	－	36名	指導者数の減少に伴う新指導体制の構築と安定した指導内容の維持・継続に向けた指導計画を確立した。 教育センターへの児童送迎が保護者の負担となることで、児童への日本語学習に影響が出ないよう、学校への巡回指導の体制を整えた。	B	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	53名	小学校への巡回指導を開始した。そのことにより保護者の送迎負担がなくなったことから新規の申請が増加し、児童については令和5年度のおよそ2倍の入級数となった。	A	小学校への巡回指導を開始し申請数が増えたことから、入級まで1か月以上待機期間が発生することがあった。円滑に指導を開始できるよう、日本語指導教室の体制整備を進めるとともに、指導方法の見直しを行うことを通じ、困っている子どもがより早く日本語指導につながる事業を目指していく。
			計画事業	196	日本語初期指導事業	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	通訳者派遣の実施人数	－	－	－	64名	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。	A	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	97名	通訳が可能な言語を増やし（ミャンマー語）、さらに多様な需要に対応できる体制とした。	A	今後も多様な言語に関する通訳のニーズに迅速に対応できるよう事業を推進していく。
			計画事業	197	外国籍の子どもへの学習支援	教育センター	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援します。	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	日本語初期指導 日本語学級 日本語指導加配	－	－	－	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。 大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も推進する。	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。 大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も継続的に取り組みを行ない、外国籍の児童・生徒が学ぶ環境を整えていく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	計画事業	198	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成		①観光課 ②広報課 ③学務課 ④土木管理課 令和6年度から ⑤企画課（多文化共生推進担当課）	①当課における「インバウンド事業の推進」については、外国人向けの魅力の創出・発信、訪区外国人旅行者を増やすための広報・イメージ戦略等を行っている。 ②外国人の方が必要な情報をまとめたページを作成し、3言語（英語・中国語・韓国語）に翻訳したページを公開します。 ③外国籍の方への行き届いた教育の案内 ④交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。 ⑤令和6年7月に開設された外国人相談窓口の周知を図る。	区のパンフレットやホームページなど、各種広報媒体などについて、外国語版を作成しています。	－	1外国にルーツを持つ子ども、若者が区内の魅力的な文化観光コンテンツの情報を母国語で入手できる。 ②55,000（令和2年度比約10%増） ③－ ④外国人転入者に配布する。（年間約1万枚） ⑤－	①'数値維持継続型 ②数値上昇型 ③－ ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①7,700【0】 '②38,521（翻訳ページアクセス数）【50,000】 '③－ '④10,000枚【10,000枚】 ⑤－	①コロナ禍前に発行したインバウンド冊子について、情報が古いものについては、再開したイベント等で配付した。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットを作成した。（英語5,000部、繁体字800部、簡体字1,100部、韓国語800部） '②ページ内情報を最新のものに更新した。 '③日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封しました。 '④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。 ⑤－	B	①インバウンド需要の復活し、池袋東口観光案内所リニューアルオープン等の外国人観光客の受入体制を整備しつつ、情報発信のあり方を引き続き検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 '②ページ内容の更新をする。やさしい日本語ページの活用について検討するとともに、本ページの周知方法についても検討し、認知度を高めていく。 '③引き続きホームページでは日本語・英語・中国語の併記とともに、5言語の掲載を行い、外国語版のパンフレット・通知の作成を行います。 '④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。 ⑤－	①12,000【0】 ②38,782（翻訳ページ表示回数）【55,000】 ③－ ④10,000枚【10,000枚】 '⑤約12,000枚【－】	①池袋東口観光案内所による、SNS、WEB媒体を利用した日本語、英語での観光情報の発信を行った。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットを増刷した。（英語4,000部、繁体字3,000部、簡体字1,000部、韓国語1,000部）また、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂し、3,000部印刷した。 ②既存ページの内容を更新した。また、外国人にも分かりやすい平易な文章を用いるよう工夫した。 ③引き続きホームページでは日本語・英語・中国語の併記とともに、5言語の掲載を行い、外国語版のパンフレット・通知の作成を行い、外国語版のパンフレット・通知の作成を行う。 ④来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行います。 '⑤引き続き、来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、外国人相談窓口のリーフレットを配布し周知を図る他、その他の機会も活用しながら周知を強化していきます。	B	①外国人観光客の受入環境整備を強化し、旅マエ、旅ナカ情報発信のあり方を引き続き検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 ②既存ページの内容を更新する。また、外国人にもわかりやすいページを作成する。 ③外国籍児童の就学状況調査（アンケート）にてロシア語・タガログ語の翻訳版も追加します。 ④引き続き、来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行います。 '⑤引き続き、来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、外国人相談窓口のリーフレットを配布し周知を図る他、その他の機会も活用しながら周知を強化していきます。
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	－	－	－	－	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	－	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置しています。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していきます。
			新規事業	新規	外国人相談窓口		企画課（多文化共生推進担当）	身近な相談窓口として、様々な相談内容に応じた各課との連携や専門機関の紹介により課題解決につなげる。	多言語での相談に対応するほか、国や東京都などが作成している外国人向けのリーフレットやチラシ等を集約して一元的に提供する。	相談件数（件）	－	1810件	－	－	－	－	－	1,155件	達成率は低いですが、R5年度件数の約1.5倍となっており、目標値に近づいている。また、開設目的である「庁内・庁外へのつなぎ」「窓口完結」の割合が約2～3倍に増えており、各課手続き時の「通訳派遣」も件数が伸びている。	C
⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。	就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組みます。	計画事業	199	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	－	－	－	－	対象者はいませんでした。が、要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。治安対策担当が実施した東京都の再犯防止研修会に参加し理解を深めました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。	－	対象者はいませんでした。が、要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。
			計画事業	200	社会を明るくする運動	子ども若者課	7月の強調月間を中心に運動のPRを行い、更生保護の意義について周知します。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	庁内放送実施回数	－	12回（月・水・金）	数値維持継続型	－	7/9（日）に池袋西口公園グローバルラングシアターで中央大会「区民のつどい」を実施しました。作文コンテストの表彰式と社明合唱団等による合唱を行い街ゆく人に社会を明るくする運動の周知を図りました。また午前中から公園内に社明構成団体等のブースを設置し周知活動を行いました。	A	6年度はセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。	－	7/14（日）に区役所1階としまセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等の出し物を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。	A	7年度もしまセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等の出し物を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	青少年の再犯率を低下させるためのサポートをします。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	－	－	－	週2回午後には青少年相談を実施	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	週2回午後には青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ実施しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑨その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。	相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めています。	計画事業	202	女性の専門相談	男女平等推進センター	相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重度化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数	－	125件	数値上昇型	106件【90件（20件、法律・こころ70件）】（118%）	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	A	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。心的支援を強化するため、こころ及びDV相談をそれぞれ月1回拡充します。	141件・DV37件・法律47件・57件【125件】（113%）	令和6年度からDV相談、こころ相談をそれぞれ月1回ずつ増やすことで、相談件数が増加しています。特にDV相談は、これまでの夜間相談に加え平日の午後に広げ、個々の生活状況に合わせて相談できるようになりました。	A	一般相談との連携を強化しながら、専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施し、相談者の悩みに寄り添い課題解決できるよう支援します。
			計画事業	203	緊急一時保護	子育て支援課	D V等で緊急に保護の必要のある女性（子）の安全を確保します。	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	保護人数（含む）	－	80人	数値維持継続型	42人【60人】	保護の必要のある女性（含む）に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっている。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り要保護者のニーズにあわせた対応を心がける。	55人【80人】	保護の必要のある女性（含む）に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっている。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り要保護者のニーズにあわせた対応を心がける。
			計画事業	204	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	多様な人々の生き方や考え方に触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	－	－	－	－	・東京レインボープライド2023に出展 ・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まるとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③ファーマーズマーケット「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ④人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・パートナーシップ制度5周年記念イベント開催 ・区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」実施	B	・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②エポック10「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・当事者やその周囲の方（家族・友人等）が抱える悩みに対し相談ダイヤルを月1回開設予定	－	多様な性自認・性的指向に関する映画の上映や啓発展示等を行うとともに、トランスジェンダーに関する区民向け講座を開催しました。	B	引き続き、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、講座の開催やパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出し等を行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	
⑨その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。	相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めています。	計画事業	205	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童・園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数	－	配置人数該当校・園に1～2人	数値維持継続型	2名【2名】	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員（一部人材派遣）として看護師を配置しました。	A	引き続き必要な児童のいる小学校に看護師を配置します。	2名【2名】100%	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員として看護師を配置しました。	A	引き続き医療的ケアを必要とする園児や児童生徒のいる区立幼稚園及び区立学校に看護師を配置します。
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数（累積）	－	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6%※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。【70%】 ②3,603人【3,430人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①68.6%（「健康に関する意識調査令和4年度版」より） 【70%】 ②3,978人【3,950人】	①普及啓発：あらゆる年代に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施をしました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。
			計画事業	135	青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組めます。※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	－	200人	数値上昇型	172人【170人】	《ジャンプ東池袋》心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 《ジャンプ長崎》ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいようグループでの参加など工夫します。	143人【200人】（71%）	《ジャンプ東池袋》心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 《ジャンプ長崎》ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	C	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについて、日ごろの運営のなかでの利用者への周知をしていきます。自己肯定感を高めるために効果的な事業の検討も進めていきます。
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口の周知や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数	－	10回	数値上昇型	12回【8回（区立中学校数）】（150%）	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座を実施します。	17回【10回】（170%）	区立中学校8校に加え、区内私立男子中・高でも実施。区立中では新たに特別支援級で実施したほか、私立男子校では男子向けに深く学べるよう工夫するなど、それぞれに合わせた内容で若年層へ広く周知啓発を促進しました。	A	若年層において顕在化してきているデートDVを、将来、配偶者間のDVにつながるまいよう、区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図るほか、区内の中・高・大等へ、広くデートDV予防の必要性を周知していきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（％）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
（2）相談体制の充実と情報発信																				
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	①登録相談者数 ②相談者の状況	①99人 ②問題が重篤化した状況で繋が り、継続支援になる ケースが多い。	①登録相談者数：250名 ②問題が重篤化する前に、予防的に相談する人が増える。	①数値上昇型 ②－	①441人【350人】 (176.4%) ②アシスとおはなしでの相談は、全体件数のおよそ7割を占めている。	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシスとおはなし）による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	①321人【400人】 (80%)	引き続き区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行いました。全体相談人数が約80人減少していることをうけ、不登校及びひきこもりに関する相談も減少しました。	B	相談内容は複雑化、複合化し多岐にわたります。相談者数だけでは成果を確認することが困難であるため、新計画では相談者数に加え、支援回数を評価の指標に追加します。
			計画事業	206	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	複合的な課題をもつ相談者に対する支援を複数課において一元的に実施する体制を作るための意見交換の場をつくりま す。	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施して いきます。	福祉包括化推進員部会の開催	－	12回	数値維持継続型	9回【12回】	複合的な困難ケースに対し関係各課で情報を共有し、連携をはかりながら適切な支援につなげました。令和5年度から重層的支援体制整備事業が本格実施されたことに伴い、福祉包括化推進会議および部会のありかたについての検討を進めました。	B	引き続き、福祉包括化推進部会において、困難事例等の情報共有を語り、適切な支援につなげていきます。また、未解決の困難ケースへの支援検討のみならず、多機関連携により適切な支援につながった成功事例も会議の中で共有し、庁内全体の窓口職場のスキルアップにつなげていきます。	12回【12回】	複合的な困難ケースに対し関係各課で情報を共有し、連携をはかりながら適切な支援につなげました。また新規ケースの検討に加え、継続ケースの検討を行ったことから、事例検討件数が増加しています。	A	引き続き、福祉包括化推進部会において、困難事例等の情報共有を語り、適切な支援につなげていきます。また福祉包括化推進部会の関連部署については、適宜見直しを行い、要支援者を適切な支援に繋げられるよう取り組んでいます。
			計画事業	207	健康相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援 します。	「健康相談（保健・栄養）」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施して います。	実施回数	－	34回（健康相談（保健・栄養）24回、女性のための専門相談10回）	数値維持継続型	34回【34回】	予約制の健康相談を年間24回、女性のための健康相談を年間10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。	34回【34回】	予約制の健康相談を年間24回、女性のための健康相談を年間10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。
			計画事業	208	精神保健福祉相談	健康推進課 長崎健康相談所	こころの不調や病気について、適切に対処できるよう支援 します。	こころの不調や病気、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けして います。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っ ています。	実施回数	－	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回	数値維持継続型	専門医相談 18回【2,500件】 精神保健福祉士相談 12回	こころの不調や病気について、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しまし た。	A	継続して実施し、こころの不調や病気についての相談体制を維持します。	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回【2,500件】 精神保健福祉士相談 12回	こころの不調や病気について、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しまし た。	A	継続して実施し、こころの不調や病気についての相談体制を維持します。
			計画事業	209	消費生活相談事業	産業振興課	消費生活相談の充実を図り状況により弁護士による法律相談を実施 します。	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関するこ とは、状況により弁護士の法律相談を案内して います。	相談事業の実施数 ①相談件数 ②ヤミサラ相談	－	①2,700件 ②25件	数値上昇型	①2,691件【2,500件】 ②2件【10件】	ホームページやSNS活用した情報発信をするとともに、消費生活センターの受付時間を30分延長し、相談者の利便性向上に努め ました	A	高齢者、若者を対象とした被害防止キャンペーンや多重債務特別相談の情報発信を行い、消費者相談の充実を 図ります。	①2,685件【2,500件】 ②22件【10件】	ホームページやSNS活用した情報発信をするともに、啓発グッズを作成して消費者ホットライン「188」の周知を図った	A	高齢者、若者を対象とした被害防止キャンペーンや多重債務特別相談の情報発信を行い、消費者ホットライン「188」の周知を含めた消費者相談の充実を図 ります。
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	1歳の誕生日に合わせて訪問し必要な支援を提供 する。	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行 います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントし ます。	バースデー訪問件数 （全小中学校30校）	－	1,000件	数値維持継続型	1,201件【950件】	バースデーサポート事業の実施で訪問希望者が増加した。	A	引き続きバースデーサポート事業として取り組み、未通園児の家庭の孤立化防止に努 める。	1,057件【1,000件】	バースデーサポート事業で給付される子育てクーポンの金額が増額されたため訪問希望者が増加しま した。	A	引き続きバースデーサポート事業として取り組み、未通園児の家庭の孤立化防止に努めま す。
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めま す。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウ ンセリングや教員への助言を行いま す。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行いま す。	配置校数 （全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加 した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行っ た。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼を する。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続 する。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置しま した。さらに、各校1名配置から、3校は派遣人数・回数を2倍に、1校は3倍に増加しました。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行っ た。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼を します。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続 する。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
①相談体制の充 実と情報発信	困難を有する子ど も・若者やその家 族の相談体制を 充実するとともに、 情報が必要な方 に届けます。	相談しやすい体制 を整備するとと もに、支援に関す る情報発信を実施 します。	計画事業	38	「子どもの権利擁護 センター(仮称)」の 設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護 センター（仮称）」を設置する ことで、困難を有 する子ども・若者 やその家族への相 談体制を充実さ せます。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、 多様な性自認・性的指向の人々、 外国人など、子ども自身からの相談 に応じるために、子どもの権利擁護委 員を配置した子どもの権利擁護セン ターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて 検討中 ②設置に向けて 検討中	①令和4年度中 に開設 【①令和3年度中 に開設】 ②— 【②50件】	①— ②数値上昇型	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教 育文化センター内に令和5年9月 に開設した。また、相談室で相談 を受けるほか、子どもスキップや中 高生センタージャンプでのアウト リーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を 整備しながら、相談を進めていく。また、 相談室の愛称を小・中学生から募ると ともに、相談室の周知を図る。	39件 【50件】 （78%）	子どもの権利相談員、子どもの権 利擁護委員をはじめ、関係機関 と連携しながら子どもの権利侵害 に関する相談に対応し、権利の 救済や回復に向けた取組を行っ ています。相談室に親しみを持っ てもらうため、小・中学生の意見 を聞きながら、「ふくろう相談室」とい う愛称を決定しました。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子 どもの権利侵害に関する相談対応に 応じるとともに、子どもの権利侵害の 早期発見、早期改善につなげるため、ア ウトリーチなどにも力を入れていきま す。
			計画事業	39	子どもの権利擁護委 員相談事業【再掲】	子ども若者課	子ども自身や家族 からの相談を受 け、子どもの権利 を守ります。	子どもの権利侵害について相談に応 じ、救済や回復のために支援をしま す。また、権利侵害に関わる調査・調 整を行い、関係機関等と連携を図り、 子どもの権利侵害を予防し、子ど もの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わ る活動件数	—	20件	数値上昇型	28件 【25件】	令和5年9月に「としま子どもの 権利相談室」を開設し、個別相 談に対応するほか、ジャンプでの 巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施 するとともに、「としま子どもの権利相談 室」の活動報告書を作成し、広く活動 を周知していく。	39件	相談室に寄せられる個別相談へ の対応をはじめ、権利擁護委員 による中高生センタージャンプへの 巡回訪問を継続して実施してい ます。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相 談に応じるとともに、関係機関へのア ウトリーチなどを通じて、子どもの権利 侵害の予防、早期発見に努めていきま す。
			計画事業	41	人権擁護委員相談 事業【再掲】	区民相談課	人権擁護委員 が、電話相談を 24時間・365日 実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護 委員が、子ども対象とした電話相 談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員 が、電話相談を 24時間受け付け ます。	—	—	—	17件（電話9件、 対面8件）…作成 者：人権相談の結果は 件数しか区に報告され ないため、相談者が子 どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を 24時間・365日実施しました。 （相談件数は9件）。令和5 年8月より毎月第2・4木曜 日に対面による人権相談を再開 （相談件数は8件）	A	24時間体制の電話相談と対面相 談を実施していく。	13件（電話11、 対面2件）…作成 者：人権相談の結果は 件数しか区に報告され ないため、相談者が子 どもかどうか不明。	A	24時間体制の電話相談と対面相 談を実施していく。	
			計画事業	43	子どもに関する相談 事業【再掲】	子ども家庭支援 センター	東西子ども家庭 支援センターを中 心に子どもに関 するあらゆる相談 を受け、迅速に対 応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあ らゆる相談を面接、電話、Eメール などで受けています。	東西子ども家庭 支援センター相談 件数	—	13,000件	数値上昇型	16,102件 【14,000件】	SNSでの発信を強化し、来館せ ず相談できることの周知につとめ た。	A	引き続き、様々な相談方法や来館せ ずに相談できることの周知につとめ、 気軽に相談しやすい施設を目指す。	8,952件 【13,000件】 （68.9%）	SNSでの発信を強化し、来館以 外の相談方法の周知につとめまし た。令和5年度からの相談件数の 減少は、児童発達支援セン ターが開設したためこれまで計上 していた児童発達支援事業分の 発達相談件数が差し引かれたた めです。	C	引き続き、様々な相談方法や来館せ ずに相談できることの周知につとめ、 気軽に相談しやすい施設を目指し ます。
			計画事業	44	子どもからの専用電 話相談【再掲】	子ども家庭支援 センター	フリーダイヤルで相 談できることを周 知し子どもからの 相談を受ける。	18歳までの子どもを対象に、友だち や家族に関することなど様々な悩 みや心配事について、子ども専用 のフリーダイヤルでの電話相談を行 っています。	子どもからのフ リーダイヤルでの電 話相談件数	—	10件	数値上昇型	26件 【3件】	キャラクターを活用したSOSカー ドの配付、子どもの権利相談室開 設に併せフリーダイヤルの周知をし たことで、相談電話件数が増加し た。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒 体、機会を捉えフリーダイヤルの普 及に努める。	15件 【10件】	SOSカードの配付に加え、多様な 媒体、機会を捉えフリーダイヤルの 普及に努めます。子どもの権利ノー トに「児童福祉審議会へ意見表明 の相談先」として記載します。	A	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談 事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり 親等の安定した 生活が送れるよう 自立支援を行いま す。	配偶者の暴力から逃げてきた被害 者を一時保護し、安定した生活が 送れるようにします。他部署と連 携して女性や子どもの権利を守る ため、ひとり親家庭及び女性に対 する相談・指導、援助を行います。	相談件数	—	14,000件	数値上昇型	10,442件 【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚など あらゆる場面で困難な状況に陥 っている女性を対象に必要な相談、 助言、保護及び関係機関窓口へ の紹介を実施した。外国人、若 年の妊娠に対する相談が増加し た。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚など あらゆる場面で困難な状況に陥 っている女性を対象に必要な相談、 助言、保護及び関係機関窓口へ の紹介を実施した。外国人、若 年の妊娠に対する相談が増加し た。	10,910件 【12,000件】	B		
			計画事業	60	乳幼児健康相談 【再掲】	健康推進課 長崎健康相談 所	子育て家庭の健康 増進をはかると ともに、安心して 育児に取り組める よう支援します。	身近な区の施設等を会場として、 乳幼児を対象に身長、体重の計測 と栄養相談、育児相談、歯科相談 等を実施します。	実施回数	—	42回	数値維持継続型	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳 幼児の身長、体重の計測と栄養 相談、育児相談、歯科相談等 を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増 進を図るとともに、その家庭が 安心して育児ができるように支 援します。	48回 【42回】	A		
			計画事業	68	東部・西部子ども 家庭支援センター 事業【再掲】	子ども家庭支援 センター	子どもと家庭に関 するあらゆる悩 みに総合的に対 応し、育児不安 や子育ての悩 みの軽減をはか ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子 ども自身からの相談を受け、関係 機関と連携して問題の解決を図 ります。乳幼児とその親が遊びな がら1日過ごせる場所を提供する とともに、子育て・子育てを地域 で支え合う活動や仲間づくりを 支援します。	講座参加者数 （地域組織化）	—	6,000人	—	5,565人 【5,000人】	コロナ禍が落ち着き講座の定員 を戻し実施、またオンライン予 約の導入で参加しやすい状況 を作ることができた。	A	引き続き、子育ての負担軽減につ ながる講座を企画開催し、子育 て世帯の孤立化防止を目指し ます。	3,584人 【6,000人】	令和5年度は児童発達支援事業 で開催していた講座を令和6 年度は児童発達支援センターで 開催したため参加者数が減少 しましたが、ほとんどの講座の 予約が定員に達していました。	C	引き続き、子育ての負担軽減につ ながる講座を企画開催し、子育 て世帯の孤立化防止を目指し ます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	－	5,000件	数値上昇型	4,373【5,000】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまもとと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	4,043件【5,000件】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまもとと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。
			計画事業	74	マイほいくえん事業【再掲】	保育課	「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数（1園あたり平均）	－	増加	数値上昇型	9.4人【10人】	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したことで、登録者数が増え、区民にとってさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイほいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。	8.9人【10人】	区民ひろば10施設において、未就園児親子向けのイベントを開催した。参加者にマイほいくえんを周知したことで、保育園と繋がりを持ってもらえ、登録にも繋がった。	A	園内開催のプログラムのほか、区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを引き続き開催する。参加者にマイほいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業【再掲】	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数	－	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①304件【600件】 ②19件【36件】	大規模なイベント開催は難しいものの、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナウイルスの分類変更も踏まえ、今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	①195件【600件】 ②33件【36件】	在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。
			計画事業	158	教育相談【再掲】	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対する解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	－	460件	数値維持継続型	495件【460件】	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	552件【460件】	令和5年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携したことで、教育相談の認知度が高まり、終了件数よりも新規受付件数が増えた結果、目標値を上回った。前年度からの継続相談が増えているため、丁寧な伴走支援が行えている。	B	・心理職による、定期的な継続相談を通じ子どもの成長や発達に伴って生じる問題や悩み、いじめ等に伴走支援をし、相談者が自立できるようにしていく。また心理職にしかできない発達検査や継続相談を通じて、子ども自身の自己理解や保護者の子への理解を深め、家庭や学校内で上手にやっていけるよう後方支援をしていく。 ・不登校対策として西池袋中学校にチャレンジクラス（スリジエ）を開設したことにより、在籍校とも連携しながら中学進学相談を丁寧に対応する。
			計画事業	174	発達支援相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	発達相談件数	－	5,200件	数値上昇型	7,430件【6,000件】	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	6,885件【5,200件】（132.4%）	児童発達支援センターを開設し、区民や関係機関に区のホームページや会議等で設置の周知を行いました。また新たに栄養士を配置し、食育指導や調理体験等を実施し食に課題のある児童の支援を強化することができました。地域支援を担う役割として関係機関向けの学習会を実施しました。	A	個別専門相談の待機期間の減少に努めています。
			計画事業	177	発達障害者相談窓口【再掲】	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の運営	－	相談者数180人	数値上昇型	217人【190人】	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努め、関係機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につないでいく。	219人【180人】	広報としま、ホームページ等で明確なニーズのある区民への窓口の周知に努めました。講演会等で潜在的なニーズのある区民への働きかけをし、窓口のPRを図りました。関係部署・機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図りました。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係部署・機関を紹介しました。	A	明確なニーズのある区民へは広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努めます。潜在的なニーズがある区民には講演会等を通じ、窓口のPRを図ります。関係部署・機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につないでいきます。
			計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談【再掲】	教育センター	－	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	－	－	－	－	－	－	終了	終了	－	－	終了	終了

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	180	巡回子育て発達相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設のべ訪問件数	－	500園	数値維持継続型	560園【540園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。特にスキップからの依頼が増加した。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	494園【500園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行いました。保護者面談を実施し保護者と施設職員が発達について共通理解する機会をつくりました。	B	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行います。
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】	子ども若者課	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成します。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	－	－	－	週2回午後に青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ実施しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	週2回午後に青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ実施しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。
			計画事業	202	女性の専門相談【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口に関する情報発信を行い、被害等の重度化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わることの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数	－	125件	数値上昇型	106件【90件（20件、法律・こころ70件）】（118%）	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	A	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。心の支援を強化するため、こころ及びDV相談をそれぞれ月1回拡充します。	141件・DV37件・法律47件・57件【125件】（113%）	今年度からDV相談、こころ相談をそれぞれ月1回ずつ増やすことで、相談件数が増加しています。特にDV相談は、これまでの夜間相談に加え平日の午後に広げ、個々の生活状況に合わせて相談できるようになりました。	A	一般相談との連携を強化しながら、専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施し、相談者の悩みに寄り添い課題解決できるよう支援します。
			計画事業	210	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	子ども若者課	SNSなどを活用し、支援が必要な子ども・若者に情報を届けます。	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	区公式ツイッターへの投稿数	－	12回	数値上昇型	4回【10回】	ホームページ、としまテレビ、出前講座、広報等を活用した情報発信に加え、公式LINEで土日休日もつながる窓口等の情報提供も開始した。	C	情報発信ツールの中でも、支援が必要な子ども若者の目に留まりやすいLINEなどのツールを活用した情報発信（通知機能）を開始する。	7回【10回】（70%）	LINE情報発信を開始したため、ツイッターへの投稿は廃止となりました。	B	令和6年度末にLINE運用終了しました。今後はデジタルを活用した新たな情報発信を検討してまいります。
			計画事業	211	子ども・若者支援者への情報提供	子ども若者課	ホームページやメルマガ等で情報発信します。	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	メルマガ登録者数	－	500名	数値上昇型	184名【500名】※LINEの友だち人数	メルマガの配信は休止中。ホームページ、としまテレビ、出前講座、広報等で情報発信を行った。	C	LINEを活用した情報発信（通知機能）を開始する	179人【500人】（36%）	月に1度、通知機能を活用して居場所や相談先の情報を登録者へ発信しました。	C	令和6年度末にLINE運用終了しました。今後はデジタルを活用した新たな情報発信を検討してまいります。
			計画事業	151	としまscope【再掲】（令和3年度より、「【わたしらしく、暮らせるまち。】推進事業」に変更）	SDGs未来都市推進課シティブロモーション課	「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らすの情報や、公民連携情報の発信などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、SNS（Facebook）を活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らすの情報や、公民連携情報の発信などを行います。	Facebookフォロワー数（R2.3現在1,909人）	－	2,400人	数値上昇型	「としまSDGsアクション！」facebook フォロワー 2,514人【2,450人】	庁内のイベント情報の発信などを行った。	B	「としまSDGsアクション！」facebookは引き続き、庁内イベント情報等を発信していく。	「としまSDGsアクション！」facebook フォロワー 2,528人【2,450人】	庁内のイベント情報の発信などを行った。	B	令和6年度をもって本アカウントの運営を終了した。（本アカウントは「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業の一環として開始したものであった。令和5年度の組織改正に伴いSDGs未来都市推進課が一時的に引き継いだが、「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業の予算も令和5年度をもって終了となった。令和6年度、1年間暫定的にそのまま運用をしてきたが、令和7年3月31日をもって終了することとした）

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（％）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
目標6「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」																				
（1）地域の力の活用																				
①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援	地域の子ども・若者の支え手の育成や支援を推進します。	民生委員・児童委員や青少年育成委員等の子ども・若者を支援する活動を支援します。	計画事業	212	スポーツ推進委員事業	生涯学習・スポーツ課	子ども・若者から大人までの幅広い世代の区民に対し、各種スポーツの実技指導やスポーツに関する指導を行い、区民のスポーツやレクリエーション活動への参加を促し、健康増進の一助とする。また、スポーツを通じて、子ども・若者世代の健全な育成を図る。	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	事業数	－	11事業	数値維持継続型	10事業【11事業】91% ※中止1事業は「としまスポーツまつり 雨天による中止	各種大会や親善交流大会、スポーツイベントの実施を通して、スポーツに親しむことによる子ども、若者世代の健全育成のための取り組みを進めることができた。	A	事業が継続して実施され、子ども、若者世代が今後もスポーツに親しむことができるよう、情報発信にも力を入れている。	11事業【11事業】100%	各種大会や親善交流大会、ボッチャの講師派遣、ハイキング、総合型地域スポーツクラブ、スポーツイベントの実施を通して、スポーツに親しむことによる子ども、若者世代の健全育成のための取り組みを進めることができました。	A	引き続き子ども・若者世代を中心に誰もがスポーツに親しむことができるよう事業の継続と充実を図ります。
			計画事業	213	民生委員・児童委員事業	福祉総務課	民生委員・児童委員が研修等で地域の現状や支援制度等を学び、子ども・若者を見守り・相談・支援活動を実施する。	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区に對し的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	①協議会開催数 ②支援活動の実施数	－	①年1回協議会を開催 ②年間10回の会議及び支援の実施。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施【年1回】12月4日、参加者222人 ②年間11回の会議及び支援を実施。【年10回】	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施【年1回】12月4日、参加者222人 ②主任児童委員と教育事務局による意見交換会の実施【年1回】7月27日、参加人数22人 ③児童委員と主任児童委員が学校訪問を実施【年30校】延べ参加人数60人 ④各地区子育てサロンの実施【年104件】延べ参加人数3347人	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施します。 ②主任児童委員による研修の機会を増やし、関係機関との連携をさらに深め、相談・支援活動を実施していきます。 ③主任児童委員・児童委員による子育てサロンの開催および学校訪問を本格的に実施していきます。	A	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施【年1回】11月5日、参加者136人 ②主任児童委員と教育事務局による意見交換会の実施【年1回】7月30日、参加人数23人 ③児童委員と主任児童委員が学校訪問を実施【年30校】延べ参加人数237人 ④各地区子育てサロンの実施【年104件】延べ参加人数3163人	A	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施します。 ②主任児童委員の欠員補充を行い、関係機関との連携をさらに深め、相談・支援活動を実施していきます。 ③主任児童委員・児童委員による子育てサロンの開催および学校訪問を本格的に実施していきます。	
			計画事業	214	青少年育成委員会支援事業	子ども若者課	青少年育成委員会への補助金と、資質向上のための研修会を実施します。	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいけいけ」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	青少年育成委員研修会等参加者数	－	200人	数値維持継続型	255人【200人】	3年度から実施を見送っていた講演会では、若者への支援に関する講演を一般公開で実施しました。情報連絡研修会では社会福祉に関する研修を実施し、委員の資質向上を図りました。また、委員研修として人権プラザの視察も実施しました。	A	講演会は人権について一般公開で実施を予定しています。委員研修では東京都の「地区委員会アドバイザー派遣」を活用し委員の資質向上を図ります。	230人【200人】	講演会では子どもの人権に関する講演を一般公開で実施しました。情報連絡研修会では子どもの権利相談室に関する見学・研修を実施し、委員の資質向上を図りました。	A	講演会は40周年記念事業として、学校運営を題材に一般公開で実施を予定しています。また委員研修では東京都の「地区委員会アドバイザー派遣」を活用し委員の資質向上を図ります。
			計画事業	215	コミュニティソーシャルワーク事業	福祉総務課	制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対して、民生委員・児童委員、青少年育成委員等の関係機関と連携して支援を行います。	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援などを行っています。 ・CSWは、区内8か所の区民ひろばに2～3名常駐し、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わることすべてに対して、電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施しています。 ※令和2年度より事業内容一部変更	ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する個別相談支援件数	－	2,467件	数値上昇型	1,664件【2,303件】	新型コロナウイルス感染症が収束後も、区民の不安や困りごとに対して、感染症対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施しました。 ひきこもりに関する相談件数が、以前より減少傾向が見られます。	B	新型コロナウイルス感染症が収束後も、ひきこもり、子育て・教育、虐待等、区民のさまざまな不安や困りごとに対して、相談支援活動を実施していきます。	1,286件【2,467件】	相談件数は前年度より減少していますが、民生委員、主任児童委員をはじめとする地域の多様な関係機関と連携して相談支援を行いました。 なお、令和6年度にコミュニティソーシャルワーカーに寄せられた子育て・教育などに関する相談のうち、約4割が在留外国人世帯からの相談となっています。	C	在留外国人からの相談など、新たな相談事例の増加や、あらゆる世代におこる「望まない孤独・孤立」等のさまざまな問題について、引き続き、地域住民や多様な主体とともに、地域課題の解決や予防につながる取り組みを推進していきます。
			計画事業	216	地域福祉サポーターの養成と推進	社会福祉協議会	地域住民による支えあい活動を実施することで、「おたがいさま」の地域共生社会の実現を目指します。	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげるなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	地域福祉サポーター登録者数	－	500名	数値維持継続型	257名【500名】	コロナ禍において推進が停滞していた地域福祉サポーターについての法人内理解を目的に内部研修を実施。	B	・ボランティア活動のきっかけ、最初の一步としてのボランティア登録の受け皿として、登録者に有効な情報提供をしている。 ・交流会・学習会等再開し、地域福祉サポーター登録者同士のつながりの場づくりを行う。	252名【500名】（50.4%）	・地域福祉サポーターへ、コミュニティソーシャルワーカーなどが実施しうる講演会の案内や地域活動への参加のきっかけづくりを行った。 ・新規登録研修を実施できず、登録者を増やすことができなかった。	C	地域福祉サポーターの役割や位置づけ、登録研修プログラムの見直し等を行い、地域住民がより主体的に地域活動へ参画し、活躍することができるように取り組む。
計画事業	217	地域活動交流センター管理運営	区民活動推進課	さまざまな地域活動団体の活動及び交流を支援・促進し、地域力の向上及び地域の課題の解決を目指します。	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	施設利用人数（延べ）	－	2,700人【3,600人】	数値上昇型	3,570人【2,900人】	新型コロナの収束にともない、施設利用者数は回復し、平成29年度の施設移転後最も多い利用がありました。また、登録団体の交流を目的とするイベントを開催しました。	A	地域活動交流センター運営協議会と連携し、地域活動団体の活動及び交流の促進のため、利用しやすい施設の運営に取組みます。	3,353人【3,000人】	目標を超える3,353人の利用がありました。登録団体の交流イベントを回数を増やして開催しました。また、登録団体による共催セミナーでは子育て世代の参加がありました。	A	地域活動交流センター運営協議会と連携し、地域活動団体の活動及び交流を促進する施設運営に取組みます。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	重点事業	218	子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども若者課	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組めます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	ネットワークイベント参加者数	244人	200人→80人【400人】	数値維持継続型	127人【200人】（63.5%）	ネットワーク会議はパネルディスカッション、ワールドカフェの2部構成で意見交換を行った。講演会は全国の若者支援の取組み、区内の子ども支援の取組みについて発表形式（運営団体）で行った。	B	子ども若者支援の民間団体と行政が、また民間団体同士が顔を合わせ、お互いの活動を知り連携方法を確認できるイベントを実施する。実践で活用できるネットワーク構築を目指す。	54人【80人】（68%）	これまで年間2回実施していた会議を令和6年度より1回の実施とした。令和6年度は元ひきこもり当事者の方に「心をひらく一歩～支援者の経験から学ぶ対話の方法～」というテーマで講演会を実施。その後はいくつかのテーマに基づき参加者同士が意見交換を行った。	C	引き続きネットワーク会議を実施していく。本会議は子ども若者支援地域協議会の実務者会議の一環として実施している。7年度は委員の整理を行い要綱改正を行う予定。また更に支援者同士が横のつながりを構築し実務に活かしていただけるよう開催テーマや形式を検討していく。
			計画事業	219	若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会）	子ども若者課	子ども若者支援地域支援協議会を実施し、支援者間のネットワーク形成に努めます。	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者支援地域協議会実施回数	－	4回	数値維持継続型	10回【4回】	青少年問題協議会3回 子どもの施策調整会議3回 実務者会議（居場所会議）4回行った。	B	子ども若者支援ネットワークのイベントを、子ども若者支援地域協議会の「実務者会議」に位置付ける。	10回【4回】（250%）	青少年問題協議会3回 子どもの施策調整会議3回 実務者会議（居場所会議）4回 全10回実施しました。	A	子ども若者支援地域協議会の加入団体を増やし、ネットワークを広げることで支援者同士の横の関係を構築します。
			計画事業	220	生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催）	福祉総務課	子どものいる世帯も含めた各世帯へ、具体的な支援を提供し、早期に困窮状態から脱するプランを提供するため、関係機関連携のもと支援調整会議を開催します。	子どものいる世帯者の相談に対し、支援に関わるくらしごと相談支援センター関係者や関係機関事業者等が、親と子ども両者の支援プランを策定する会議を定期的に開催しています。その他情報共有及び支援方針を調整することで最適な支援を継続できるよう関係者と検討しています。	プラン作成数	－	500件	数値上昇型	360件【450件】	相談件数が若干減少したためプラン作成数も減少した。	B	相談者のいち早い自立に繋がるよう、適切に支援プランを策定しその実施をサポートする。	257件【500件】（51.4%）	子育て世帯も含む生活困窮世帯が早期に困窮状態から脱却できる支援プランを提供するため、関係機関と連携のもと支援調整会議を開催しました。しかしながら、有効求人倍率の上昇等を背景に、コロナ収束以降は新規相談者が減っており、プラン作成件数も減少しました。	C	コロナ収束以降新規相談者が減り、プランの策定件数も減少していることから、潜在的な生活困窮世帯の掘り起こしのため、制度や窓口に関する広報活動に力を入れていきます。
			計画事業	221	豊島区子育てネットワーク会議	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために提供する地域の子育情報を正確かつ迅速に関係機関で共有し提供します。	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っています。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	出席施設数	－	225施設	数値上昇型	201施設【190施設】	各地区の要望に合わせ対面、Zoomで実施。全14回中2回がZoomで開催した。	A	コロナの状況が落ち着き情報交換の要望が高まっているため引き続き対面とZoomを選択できるようにし、各施設が出席しやすい状況を目指す。	217施設【225施設】	各地区の要望に合わせ実施時間を変更し実施しました。それにより参加施設が令和5年度より増加しました。	B	各施設の希望を聞き、できるだけ多くの施設が参加できる方法で実施していきます。
			計画事業	222	中小規模公園活用プロジェクト	公園緑地課	利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた活用方法を地域とともに検討・検証し、活動の支援を図ります。	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。※令和2年度より事業内容一部変更	実施公園数	－	15園	数値上昇型	26園【20園】	パークマルシェ コミュニティガーデンの運用、PARK TRAUCK運行、おもちゃ倉庫の運用、インクルーシブ遊具の設置等、計24園で実施した。	A	引き続き、既存の取り組みを継続し、新たな公園での活用や、インクルーシブ遊具の設置やおもちゃ倉庫の設置を進めていく。	22園【20園】	パークマルシェ コミュニティガーデンの運用、PARK TRAUCK運行、おもちゃ倉庫の運用、計22園で実施した。	A	引き続き、既存の取り組みを継続し、新たな公園での活用や、おもちゃ倉庫の設置を進めていく。また、公園再構築プランにおいて、ソフト活用の拡大を検討する。
			計画事業	223	地域・大学連携事業	指導課	区内大学や地域の企業等と連携し区立小・中学校の教育活動を活性化します。	区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	区内全7大学との連携	－	区内全7大学との連携を強化	－	区内全7大学との連携	立教大と連携したイングリッシュキャンプを実施をした。 立教大と連携したサイエンスワールドを実施をした。 帝京平成大学等のインターンシップの受け入れをした。	A	新たに東京国際大学も加え、区内大学との連携を今後も推進する。	区内全8大学との連携	立教大と連携したイングリッシュキャンプを実施をしました。 立教大と連携したおもしろサイエンスワールドを実施をしました。 帝京平成大学等のインターンシップの受け入れをしました。	A	今後も区内8大学との連携を行い、教育活動を活性化します。
			計画事業	224	コミュニティ・スクール導入等促進事業	指導課（学校支援担当課長）	豊島区立学校にコミュニティ・スクールの導入を推進します。	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。	コミュニティ・スクール設置校数	－	8校 後期基本計画の目標値にあわせて5校→8校に修正。	数値上昇型	3校【3校】	令和4年4月にコミュニティ・スクールを池袋中学校、高南小学校に導入しました。 清和小学校、朋有小学校、さくら小学校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、令和6年度の本格導入を目指し、研修を実施しました。	A	令和6年度は千川中学校、富士見台小学校、池袋第一小学校、千早小学校、西栗鴨小学校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、令和6年度の本格導入を目指します。そして令和8年4月1日にはすべての小中学校（30校）で導入できるよう準備を進めていきます。	8校【8校】	計画通り、区立小中学校8校にコミュニティスクールを導入しました。また、令和7年度に向けて、予定より1校多い6校に対して、コミュニティ・スクール準備校に指定し、研修を実施しました。そして令和8年4月1日にはすべての小中学校（30校）で導入できるよう引き続き準備を進めていきます。	A	コミュニティ・スクール未導入校の16校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、研修を実施します。また、既に導入した学校に対しても、他自治体の取組み事例を紹介するなどして、更に取組みを促進できるよう支援をしてみたいです。
			計画事業	225	地域子ども懇談会	放課後対策課	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小中学校ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	実施施設数（全小中学校22施設）	－	22施設	数値維持継続型	22施設【22施設】	全22施設で開催しました。	A	今後も全校で開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	22施設【22施設】	全22施設で開催しました。	A	今後も全校で開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	計画事業	14	子ども食堂ネットワーク【再掲】	子ども若者課	「としま子ども食堂ネットワーク」連絡会で情報提供等を行い、安全な運営のための研修会を実施します。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	①としま子ども食堂ネットワーク連絡会実施回数 ②研修会回数	－	① 3 回 ② 1 回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	① 3 回【3回】 ②2回【1回】	子ども食堂ネットワーク会議を3回実施し、各子ども食堂同士が情報交換や交流を深める機会を提供しました。研修会では防災についてと、地域の子ども若者支援ネットワークと合同でワークショップを実施しました。	A	子ども食堂ネットワーク会議を3回程度実施し、各子ども食堂間の情報共有や情報交換を行う機会を提供します。また、新規の子ども食堂も増え、会食の再開も増えているため、セーフガーディングの研修等を実施し、スタッフの意識の向上を図ります。	① 3 回【3回】 ②2回【1回】	子ども食堂ネットワーク会議を3回実施し、各子ども食堂同士が情報交換や交流を深める機会を提供しました。研修会ではヤングケアラー・セーフガーディングについてと、地域の子ども若者支援ネットワークと合同でワークショップを実施しました。	A	子ども食堂ネットワーク会議を3回程度実施し、各子ども食堂間の情報共有や情報交換を行う機会を提供します。また、新規の子ども食堂も増え、会食の再開も増えているため、様々な種類の研修等を実施し、スタッフの意識の向上を図ります。
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催数	－	12回	数値維持継続型	12回【12回】	感染状況は落ち着いたが、効率面等を重視し引き続きオンラインにて開催した。	B	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	12回【12回】 （100%）	効率面等を重視し主にオンラインにて開催、半年に一度対面にて開催しました。	A	引き続きオンラインでの開催を続けつつ、定期的に対面での開催を行い、団体間、および区と団体での情報共有、意見交換の場を維持していきます。
			新規事業	新規	SDGs達成の担い手育成事業	指導課（学校支援担当課長）	学校を中心とした取り組みを通じて大人も子供ともに持続発展都市を作り上げる担い手を育成します。	区立小中学校全30校が保護者・地域・企業・大学などが協働でSDGs目標達成に向けた取組を推進します。	－	－	学校と保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みを定着させる。	－	区立小中学校全30校で保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みを継続します。	令和3、4年度に引き続き学校と保護者、地域、企業等との連携の取り組みの支援をするとともにSDGsフェスティバル等を開催しました。また、自分たちで「住み続けられる未来の豊島区」について考える「SDGsアイデアコンテスト」や「豊島区こども未来国連会議」に多くの区内小学校の児童が参加しました。	A	これまでのSDGsの取組みの中で培った地域や企業の方とつながりを活かし、今後は小中学校で導入を進めておりますコミュニティ・スクールの活動の中で、SDGsの推進をまいります。	－	令和5年度引き続き学校と保護者、地域、企業等との連携の取り組みの支援をするとともにSDGsフェスティバル等を開催しました。令和3年度～令和6年度ですべての幼稚園、小学校、中学校でSDGsの取組みの発表を行いました。	A	これまでのSDGsの取組みの中で培った地域や企業の方とつながりを活かし、今後は小中学校で導入を進めておりますコミュニティ・スクールの活動の中で、SDGsの推進をまいります。
③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスへの意識を地域ぐるみで高めていきます。	企業や事業者に対する普及啓発や、認定制度などを実施します。	重点事業	226	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	男女平等推進センター	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	認定企業数	50社	75社→65社	数値上昇型	59社→57社【70社】→【65社】 （79%）→（88%）	令和5年8月～10月認定企業募集、12月認定審査、令和6年1月認定書を授与しました。認定更新に係る事業者負担軽減のため、認定期間を2年から3年に延長しました。制度周知を充実し、区内大学を含む新規5社を認定しました。	B	目標達成に向けて、認定企業（事業者）の増加を図るため、そのメリットとなる、区ホームページでの認定企業の取組み状況の公表を積極的に進めます。また、より多くの事業者が参加できる仕組みを検討します。	59社【65社】 （91%）	令和6年8月～10月認定企業募集、12月認定審査、令和7年1月認定書を授与しました。チームとしま所属企業への訪問説明など、制度周知を充実し、新規6社を認定しました。	B	目標達成に向けて、認定企業（事業者）の増加を図るため、そのメリットとなる、区ホームページでの認定企業の取組状況（女性活躍に関する取組など）の公表を積極的に進めます。また、より多くの事業者が参加できるよう、申請企業範囲の拡大等を検討します。
			計画事業	227	企業・事業所への啓発事業	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスに関する講演や交流会を行い、区内企業に対し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた普及啓発を図ります。	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。	－	－	－	－	－	としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを東京都との共催事業として開催しました。「ハラスメントへの正しい対応」「急がれる介護離職の防止」をテーマに区内企業へ情報提供・啓発を行いました。	B	東京都との共催事業として、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを開催し、区内企業への情報提供・啓発を行います。	－	としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを東京都との共催事業として開催しました。令和6年度は、「アンコンシャスバイアスを知る・気づく」「アンコンシャスバイアスに対処する」をテーマに区内企業へ情報提供・啓発を行いました。	B	引き続き、区内の企業・事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。
			計画事業	228	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施し、地域全体でワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけを作ります。	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。	－	－	－	－	－	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催しました。	B	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催します。	－	ワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、区民向け、事業者向けにそれぞれ講座を開催しました。	B	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、引き続きワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。
			計画事業	229	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	すべての職員がそれぞれの生活環境に応じた、よりよい「働き方」と「キャリアプランの形成」に取り組めます。	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。	①年間20日の年次有給休暇の取得率 ②男性職員の育児休業等の取得率 ③管理職に占める女性の割合	－	①80% ②50% ③30%	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型	①80.4%【80%】 ②70.4%【50%】 ③23.6%【30%】	①個人目標・達成シートを継続して活用し、目標の取得率を上回った。②育児休業の分割取得を可能にする制度の活用を推進し、取得率上昇へつなげた。③女性管理職や係長へのインタビュー記事を掲載し、昇任意欲を醸成する取組を継続して行った。	B	引き続き、継続して取組みを実施する。年次有給休暇の取得については、【原則】年間16日以上目標と表記を改める。また、育児休業の取りやすい環境作りに当たっても、継続して所属長の意識を高めていく取組を行う。	①78.6%【80%】 ②71.1%【50%】 ③25.5%【30%】	①個人目標・達成シートを継続して活用した。②育児休業の分割取得を可能にする制度の活用を推進し、取得率上昇へつなげた。③女性管理職や係長へのインタビュー記事を掲載し、昇任意欲を醸成する取組を継続して行った。	B	引き続き、継続して取組みを実施する。また、育児休業の取りやすい環境作りに当たっても、継続して所属長の意識を高めていく取組を行う。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目 標値 達成率（％） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
（２）安全・安心な社会環境の整備																				
①子育て世帯に やさしいまちづくり の推進	子育て家庭に優 しい住まいや生活 の実現を図ります。	ファミリー層向け の住環境施策等 を実施します。	重点事業	230	子育てファミリー世帯 への家賃助成事業	福祉総務課	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	新規家賃助成数 ↓ 受給件数へ変更	30件 ※賃助成総件数123件	60件	数値維持継続型	助成件数203件	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。 豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。	B	・施策面を担う住宅課とともに、国籍要件変更を含め、制度の検討を行う。	190 【202】 94.1%	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。 豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。 施策面を担う住宅課とともに、国籍要件変更を含め、令和7年度に向けて制度の検討した。	B	令和7年度から制度を変更した。円滑な運用を目指す。
			計画事業	231	空き家利活用推進事業	住宅・マンション課	空き家の利活用の推進により、ファミリー層向けの住まい環境を提供します。	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動（多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等）をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。	地域貢献型空き家利活用事業の事業化件数（累計）	－	8件	数値上昇型	2件→5件 【3件】→【6件】	広報としま、区ホームページ、空き家セミナー開催、リーフレットの配布等を通じて、広く空き家オーナーに事業の周知・啓発を行った。	A	空き家の活用事例を空き家オーナーに周知することにより、空き家の登録件数や、空き家の活用を希望する団体とのマッチングの機会を増やし、民間で空き家活用に取り組んでいる人達の連携を強化していきます。また、オーナー、地域貢献団体の双方にとってより使いやすい事業になるよう、事業期間の見直し等についての検討を行います。	6件 【8件】	・広報としま、区ホームページ、空き家セミナー開催、リーフレットの配布等を通じて、広く空き家オーナーに事業の周知・啓発を行った。	B	これまでの取組みにおける利活用事業者との連携や、セミナー等での事例周知等により、事業の活用実績向上を目指す。 また、居住支援協議会登録団体や民間事業者等への働きかけにより新たな利活用事業者の発掘を行うとともに、他課が実施している支援事業等との連携を模索する。
			計画事業	232	近居・多世代同居の推進	住宅・マンション課	親子で支え合いながら子育てできる住まい環境を促進します。	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。	同居・近居する場合の住み替え支援制度の構築	－	－	－	－	他区の状況を調査・検討した。	B	R6年3月に策定した住宅マスタープラン（後期5年）においても引き続き同居・近居支援制度を検討するとしており、支援内容についての具体的な検討を行っています。	－	・子育て世帯が区内で親世帯と近居・同居する場合の引っ越し費用等の初期費用を助成する「多世代近居・同居支援事業」の検討を行い、令和7年度から新たに実施することとなった、	A	多世代近居・同居支援事業については様々な機会を捉えた周知を行い、制度の利用を推進する。
			計画事業	233	公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知	子育て支援課	安心して赤ちゃんと一緒に出かけられるようサポートします。	安心して乳児を連れて外出ができるよう、区民ひろばや子ども家庭支援センター等の地域の公共施設に、授乳やおむつ交換ができるスペースを設置し、周知します。	設置済み区立施設数	－	30施設	数値上昇型	29施設 【30施設】	区ホームページの更新、ステッカーの貼り替えなどにより周知を実施した。	B	引き続き設置施設増加に向け、関係部署への事業周知等を実施する。	34施設 【30施設】	区ホームページの更新、ステッカーの貼り替えなどにより引き続きの周知を実施しました。	A	着実な設置施設増加に向け、関係部署への事業周知や情報提供等を適切に実施します。
②有害環境等への 対応	子ども・若者に有害な環境への対策を推進します。	インターネット利用や薬物乱用防止に関する教育・普及啓発に取り組みます。	計画事業	234	薬物乱用防止教育	指導課	薬物乱用防止に関する学習及び教員研修を実施します。	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。	小学校6年生、中学校3年生での授業の実施数	－	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施	数値維持継続型	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施【年1回以上】	警察や地域活動団体による薬物の危険性を訴える出前の授業の実施をした。 薬剤師による薬の正しい服用等についての学習を実施した。	B	今後も推進する。	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施【年1回以上】	警察や地域活動団体による薬物の危険性を訴える出前の授業の実施をしました。 薬剤師による薬の正しい服用等についての学習を実施しました。	A	今後も推進します。
			計画事業	235	情報モラル教育	指導課	情報ネットワーク社会に対応した児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育を充実します。	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。	SNSルールの年一回の見直し 情報モラル教室の全校実施	－	SNSルールの年一回の見直し 情報モラル教室の全校実施	－	SNSルールの年一回の見直し	小中学校における児童会や生徒会活動の中での自主的なルールの見直しを各校で実施した。	B	今後も推進する。	SNSルールの年一回の見直し	小中学校における児童会や生徒会活動の中での自主的なルールの見直しを各校で実施しました。	A	今後も推進します。
			計画事業	236	PTAと連携した「SNSルール」の活用	庶務課	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、周知をする。	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験をもとに改善を図る「SNSルール」を周知し、家庭や学校での指導を徹底します。	－	－	－	－	－	不健全図書類等の自動販売機の設置がないことから、区独自の調査の実施はなく、東京都の東京都青少年健全育成協力員に各地区の育成委員が委嘱を受け、書店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店などへの環境浄化活動を行っています。	A	各地区育成委員の協力により東京都からの委嘱を受け、引き続き環境浄化活動を実施します。	－	不健全図書類等の自動販売機の設置がないことから、区独自の調査の実施はなく、東京都の東京都青少年健全育成協力員に各地区の育成委員が委嘱を受け、書店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店などへの環境浄化活動を行っています。	A	各地区育成委員の協力により東京都からの委嘱を受け、引き続き環境浄化活動を実施します。
			計画事業	237	不健全図書类等規制対策事業	子ども若者課	不健全図書类等の自動販売機調査を行います。	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書类等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	不健全図書类等の自動販売機設置数	－	0件	数値維持継続型	－	不健全図書类等の自動販売機の設置がないことから、区独自の調査の実施はなく、東京都の東京都青少年健全育成協力員に各地区の育成委員が委嘱を受け、書店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店などへの環境浄化活動を行っています。	A	各地区育成委員の協力により東京都からの委嘱を受け、引き続き環境浄化活動を実施します。	－	不健全図書类等の自動販売機の設置がないことから、区独自の調査の実施はなく、東京都の東京都青少年健全育成協力員に各地区の育成委員が委嘱を受け、書店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店などへの環境浄化活動を行っています。	A	各地区育成委員の協力により東京都からの委嘱を受け、引き続き環境浄化活動を実施します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組内容（r）	主管課 評価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	令和6年度実績 【】内は令和6年度目 標値 達成率（%） （u）	事業目標に資する令和6年度の 取組内容（v）	主管課 評価 （w）	令和7年度以降の取組の方向性 （x）
③防犯・事故予 防の推進	犯罪や事故を防ぐ まちづくりを進めま す。	道路や公園におけ る安全な環境整備 や、事故予防に 関する普及啓発に 取り組みます。	計画事業	238	子ども事故予防セン ター「キッズセーフ」の 運営と事故予防の 啓発	健康推進課 長崎健康相談 所	子どもの事故予防 について見て、触 れて、学べる場を 提供します。	子どもの死亡原因の上位を占める 「不慮の事故」を減少させるため、保 護者・関係者が家庭内の事故予防 について見て、触れて、学べる場を提 供しています。（家庭内の事故：台 所でのやけど、浴槽での溺水、ペラ ンダからの転落等）	来所数	－	6,500人	数値維持継続型	6,850人 【6,500人】	家庭内を再現したコーナーに、子 どもの不慮の事故予防に関する パネルや資料を展示し、普及啓 発を図りました。	A	継続して実施し、家庭内の事故予防 に関する普及啓発に取り組みます。	6,803人 【6,500人】	家庭内を再現したコーナーに、子 どもの不慮の事故予防に関するパ ネルや資料を展示し、普及啓発 を図りました。	A	継続して実施し、家庭内の事故予防 に関する普及啓発に取り組みま す。
			計画事業	239	安全・安心パトロー ルの実施	防災危機管理 課	区内の治安を維 持します。	区民の安心感を確保するため、区内 全域を青色防犯パトロールカーでパ トロールします。登下校時の通学路警 戒の他、小学校、保育園、子どもス キャップ等の施設にも立ち寄るなど見 える防犯活動を行います。	（区内の犯罪発 生件 数の減少を目標 に、）区内の刑法 犯認知件数	－	1,500件	数値下降型	3,405件 【3,000件】	警察や町会・商店会等の地域団 体等と連携した環境浄化パトロー ルは令和5年度中102回実施し ました。 客引き行為や路上喫煙、ごみの ポイ捨て等各種迷惑行為につい て、指導・注意喚起を継続的に 行いました。	B	令和5年度に引き続き、警察や町会・ 商店会等の地域団体等と連携した環 境浄化パトロールを継続するととも に、 更に効果的な巡回・広報啓発を研究 し、区内の治安維持に努めます。	3,730件 【2,700件】	警察や町会・商店会等の地域団 体等と連携した環境浄化パトロー ルは令和6年度中128回実 施しました。 客引き行為や路上喫煙、ごみの ポイ捨て等各種迷惑行為につい て、指導・注意喚起を継続的に 行いました。	B	令和6年度に引き続き、警察や町会・ 商店会等の地域団体等と連携した環 境浄化パトロールを継続するととも に、 更に効果的な巡回・広報啓発を研究 し、区内の治安維持に努めます。
			計画事業	240	小学校児童の通学 路安全対策の推進	学務課	通学路における子 どもたちの安全対 策として、各小学 校の通学路に防 犯カメラを増設し ていきます。	通学路における子どもたちの安全対 策として、各小学校の通学路に防犯 カメラを増設していきます。	通学路防犯カメラ の設置数	－	小学校1校区あた り10台（計220 台）	数値上昇型	210台→220台 【210台】→【220台】	令和5年度は、防犯カメラ更新3 か年計画の初年度として、予定 通り小学校22校中7校に設置し た35台のカメラを更新しました。	A	3か年計画の2年目として、計画に従い 防犯カメラの更新を実施します。	220台 【220台】 100%	令和6年度は、防犯カメラ更新3 か年計画の2年目として、予定通 り小学校22校中10校に設置し た50台のカメラを更新しました。	A	3か年計画の3年目として、計画に従い 防犯カメラの更新を実施します。
			計画事業	241	学校安全安心事業	学務課	通学路合同点検 の計画的に実施 します。	通学路等における子どもたちの安全 を確保するため、各小学校の保護者 等の見守り活動を支援します。	3年に一度通学 路合同点検の実 施校数 （全校）	－	7校	数値維持継続型	7校 【7校】	小学校7校において通学路合同 点検を実施、安全確保に努めま した。	A	継続して合同点検を実施し、安全確 保に努めます。	8校 【8校】 100%	小学校8校において通学路合同 点検を実施、安全確保に努めま した。	A	継続して合同点検を実施し、安全確 保に努めます。
			計画事業	242	安全・安心な学校づ くり（インターナシ ョナルセーフスクール）	指導課（学校 支援担当課 長）	コミュニティ・ス クール活動と運動し、 インターナシ ョナルセーフ スクールの取 組を拡大しま す。	インターナショナルセーフスクール認証 校のノウハウを生かし、8つの中学校 ブロックを中心とした普及・啓発を推 進する。また、小・中学校連携教育の 視点から、各中学校ブロックで、創 意工夫を生かして取組を充実させま す。	インターナシ ョナル セーフ ス ク ー ル 認 証 校 数	－	10校	数値維持継続型	10校 【10校】	令和5年度は仰高小と池袋本町 小が再認証を取得しました。 また、保健室データの入力方法の 統一化を図り、全校のけがデータ を教育委員会で一元的に分析で きる環境を整備し、集計を行いま した。	A	令和6年度以降、ISSの再認証申請 は行わず、これまでのISS活動で培 った「安全・安心な学校づくり」を全 校で実践するとともに、SDGs活動、 防災活動など、新しい視点を取り入 れたCSとして、学校、地域の協働 により持続・発展を目指します。	10校 【10校】	令和6年度以降、ISSの再認証申 請は行わず、これまでのISS活動で 培った「安全・安心な学校づくり」 を全校で実践するとともに、SDGs 活動、防災活動など、新しい視点 を取り入れたCSとして、学校、地 域の協働により持続・発展を目指 すため、学校や地域へ説明を行いま した。	B	これまでのISSの取組みの中で培 った地域や企業の方とつながりを 活かし、今後は小中学校で導入を 進めておりますコミュニティ・ス クールの活動の中で、安全・安心 な学校づくりの推進をしてまい ります。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
③防犯・事故予防の推進	犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。	道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。	計画事業	243	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	学務課 放課後対策課	区立小学校全校において入退室システムを導入し、児童・保護者の安全と安心を向上させます。	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	通知配信校数	－	区立小学校22校	数値維持継続型	22校【22校】	学務課 区立小学校1年～3年の保護者に、無償で入退室メール通知を配信した。 事業が好評のため、令和3年度からは、学童クラブ児童以外の小学4年生以上の生徒についても有償で実施している。 放課後対策課 学童クラブ児童の保護者に、無償で入退室メール通知を配信しました。また、従来の入退室管理システムはICタグを専用機器にタッチする必要がありましたが、ハンズフリー設備を導入することにより、タッチの必要がなくなりました。	A	学務課 継続して安全確保に努める。 放課後対策課 区立小学校入退室システムの運用及び校庭改修に応じたシステムの修繕をします。	22校【22校】	学務課 区立小学校1年～3年の保護者に、無償で入退室メール通知を配信しました。 事業が好評のため、令和3年度からは、学童クラブ児童以外の小学4年生以上の生徒についても有償で実施しています。 放課後対策課 学童クラブ児童の保護者に、無償で入退室メール通知を配信しました。	A	学務課 継続して安全確保に努めます。 放課後対策課 入退室管理システムの拡張機能として、出欠確認機能、連絡帳機能が付与されたことから、試行を行った後、全施設で導入いたします。
			計画事業	244	交通安全施設整備事業	道路整備課	区道の交通安全を図るため、道路標識、ガードレール、転落防止柵等の交通安全施設の設備及び維持管理を行います。	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行う。	－	－	－	－	28箇所12.7km	自転車ストップマーク等：28箇所、防護柵等（横断抑止）の設置・改修：4箇所、区画線の整備：12.8km パトロールや依頼によってその都度修理するため、令和四年度目標値はなし	B	引き続き、安全確保・安全対策を行う。	19箇所8.8km	自転車ストップマーク等：19箇所、防護柵等（横断抑止）の設置・改修：5箇所、区画線の整備：8.8km パトロールや依頼によってその都度修理するため、令和五年度目標値はなし	B	引き続き、安全確保・安全対策を行う。
			計画事業	245	交通安全対策事業	土木管理課	交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	－	－	－	－	－	区民ひろばで交通安全研修を実施した。高齢者対象22回513名参加、子育て世代対象22回524名参加した。	B	継続して実施する。	－	区民ひろばで交通安全研修を実施しました。高齢者対象24回595名参加、子育て世代対象22回497名参加しました。	B	引き続き、高齢者及び子育て世代に対して、区民ひろばで交通安全研修を実施し、交通安全について普及啓発を行います。
			計画事業	246	中学校自転車安全教室（スクアード・ストレイト授業）	土木管理課	交通事故予防のため、区立中学校で自転車安全教室を行います。	事故の恐ろしさや交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。	－	－	－	－	－	令和5年5月1日明豊中学校、令和5年11月24日千登世橋中学校、令和5年12月1日西巣鴨中学校、でスクアード・ストレイト授業を実施した。	B	継続して実施する。	－	令和6年4月25日西池袋中学校、令和6年4月30日千川中学校でスクアード・ストレイト授業を実施しました。	B	引き続き、中学生に対して、スクアード・ストレイト授業を実施し、自転車の安全利用について普及啓発を行います。
			計画事業	247	自転車ヘルメット普及啓発事業	土木管理課	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子育て世代及び高齢者のヘルメット購入を支援します。	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子ども用自転車ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「親子自転車安全利用教室」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更	幼児児童用ヘルメット購入補助数	－	590個	数値上昇型	1,071個【－】	令和5年7月11日から、対象を全年齢の区民及び区外在住で区内に在園・在学の中学生に拡大し、1,071個自転車ヘルメットの購入費を助成した。	A	継続して実施する。	810個【－】	全年齢の区民及び区外在住で区内に在園・在学の幼児・小学生に対して、810個自転車ヘルメットの購入費を助成しました。	A	引き続き、全年齢の区民及び区外在住で区内に在園・在学の幼児・小学生に対して、自転車ヘルメットの購入費を助成し、自転車乗車時のヘルメット着用について普及啓発を行います。
			計画事業	248	高齢者安全運転支援装置設置促進事業	土木管理課	交通事故予防のため、高齢者の安全運転支援装置の購入を支援します。	高齢者の運転する自動車事故を防止し、区民の安全と安心を図る目的として、高齢者が安全運転支援装置新たに購入及び設置した場合に要する経費の一部を補助します。	－	－	－	数値維持継続型		終了		終了				
			計画事業	249	公園等防犯カメラ整備事業	公園緑地課	公園等における安全対策の強化を図ります。	死角の生まれやすいトイレのある公園から優先的に防犯カメラを設置することで、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。	公園等全施設に設置（89公園62児童遊園2森）	－	8施設に設置	数値上昇型	6施設に6か所新規に設置。2施設5か所をクラウド型に取り換え。	千早なかよし広場、池袋本町公園、中池袋公園、大塚駅北口公衆便所、南長崎はらっぱ公園、雑司が谷三丁目広場に昨年度に続きクラウド型の防犯カメラを設置。南池袋公園のSDカード式の防犯カメラ4基、上り屋敷公園1基をクラウド型に取替。	A	令和4年度よりクラウド型の防犯カメラを導入し、画像確認の迅速化を図っている。引き続き区民の要望がある公園、トイレ等死角になりやすい場所に防犯カメラを設置することで、安心して利用できる公園を整備していく。	3施設に4か所新規に設置。5施設5か所をクラウド型に取り換え。	千川児童遊園、染井よしのさくらの里公園、上池袋さくら公園にクラウド型の防犯カメラを設置。南池袋一丁目公園、上池袋公園、東池袋公園、朝日公園、池袋本町電車の見える公園のSDカード式の防犯カメラをクラウド型に取替。	A	令和4年度よりクラウド型の防犯カメラを導入し、画像確認の迅速化を図っている。引き続き区民の要望がある公園、トイレ等死角になりやすい場所に防犯カメラを設置することで、安心して利用できる公園を整備していく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
（3）子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり																				
①文化・芸術に親しむ環境づくり	アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。	子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。	重点事業	250	トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	観光課	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数（後期基本計画との整合性の問題から「関連施設」に修正）	設置に向けて検討中	180,000人	数値上昇型	123,447人【160,000人】(68.6%)	「W50周年記念 デビルマン×マジンガーZ展」「よつばと！ 原画展」「ふたりの絆 石ノ森草太郎と赤塚不二夫」の特別企画展を開催した。区内小中学校に「ふるさと学習」での来館を促し、児童等1,344名が来館した。来館者数は約34%増加しているが、目標には及んでいない状況となっている。	B	年3回 特別企画展を開催する。さらに、トキワ荘通りお休み処、トキワ荘マンガステーション、トキワ荘マンガミュージアムサロン、昭和レトロ館と連携して、昭和の歴史を感じながら回遊できる街づくりに取り組む。	151,700人【180,000人】(84.3%)	「鈴木伸一のアニメーションづくりは楽しい！！～トキワ荘からアニメの世界へ～」 「CAPCOM VS. 手塚治虫キャラクターズーテツカブファイティングユニバース2ー」「島本和彦 炎の原画展 Ver.3 トキワ荘編」の特別企画展を開催した。区立小学校の見学は、延べ6校、323名であったが、関連施設を含めた地域の来街者は23%増加している。	A	年3回 特別企画展を開催する。引き続き、トキワ荘通りお休み処、トキワ荘マンガステーション、トキワ荘マンガミュージアムサロン、昭和レトロ館と連携して、昭和の歴史を感じながら回遊できる街づくりに取り組む。
			計画事業	251	トキワ荘通りお休み処の運営	観光課	トキワ荘マンガミュージアムと連携してマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。	来館者数	－	29,000人	数値上昇型	14,386人【28,000人】	トキワ荘マンガミュージアムのショップ機能を補完するとともに、スタンブラリーの拠点になるなど、街を回遊しながらマンガ文化に触れる機会を創出し、来館者を約14%増加させた。	C	引き続き、トキワ荘ゆかりの地など地域の魅力を発信する拠点として、地域の回遊性の向上に取り組む。	14,511人【29,000人】50.0%	スタンブラリーの拠点となるなど、トキワ荘の街を回遊しながらマンガ文化に触れる機会を創出している。来館者数はほぼ前年度と同数となっている。	C	引き続き、トキワ荘ゆかりの地など地域の魅力を発信する拠点とともに、地域の回遊性の向上に向けた取り組みを検討していく。
			計画事業	252	芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	文化企画課	子どもたちに良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供します。	国際アート・カルチャー都市のシンボルである芸術文化劇場（東京建物BrilliaHALL）の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。	劇場来場者数	－	150,000人	数値維持継続型	261,578人【150,000人】	鑑賞教室等を実施するなど、区内中学生をはじめ、区内外の来場者へ良質な芸術文化の鑑賞機会を提供しました。劇場来場者の目標数を大幅に達成しました。	A	今後も良質で多種多様な舞台芸術鑑賞機会を提供できるよう、安定した施設運営・事業実施を行っています。	208,031人【150,000人】	鑑賞教室等を実施するなど、区内中学生をはじめ、区内外の来場者へ良質な芸術文化の鑑賞機会を提供しました。劇場来場者の目標数を大幅に達成しました。	A	今後も良質で多種多様な舞台芸術鑑賞機会を提供できるよう、安定した施設運営・事業実施を行っています。
			計画事業	253	舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	文化企画課	子どもたちに舞台芸術の創造、発信の機会を提供することで、舞台芸術の担い手の育成を図ります。	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。	劇場来場者数	－	60,000人	数値維持継続型	48,887人【60,000人】	利用者は、目標値を達成することができませんでしたが、子どもを含めた老若男女に向けて、適切な施設運営・事業実施に努めました。	B	多種多様な舞台芸術に触れる機会を提供できるように安定した施設運営を行っています。	49,937人【60,000人】	利用者は、目標値を達成することができませんでしたが、子どもを含めた老若男女に向けて、適切な施設運営・事業実施に努めました。	B	多種多様な舞台芸術に触れる機会を提供できるように安定した施設運営を行っています。
			計画事業	254	池袋西口公園野外劇場管理運営事業	文化企画課	子どもたちが身近に本格的な文化芸術に触れられる機会を提供します。	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場（GLOBAL RING THEATRE）を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。	野外劇場利用日数	－	200日	数値上昇型	136日【100日】	目標利用日数を達成し、子どもを含めた老若男女に向けて、多種多様な文化芸術に触れる機会を提供することができた。	A	今後も適切な施設運営を行い、文化芸術を身近に感じられる環境の整備を図っていきます。	159日【200日】	目標利用日数は達成できませんでしたが、昨年度よりも利用日数を増やすことができ、多種多様な文化芸術に触れる機会を作ることができました。	B	今後も適切な施設運営を行い、文化芸術を身近に感じられる環境の整備を図っていきます。
			計画事業	255	池袋モンパルナス回遊美術館事業	文化事業課	池袋モンパルナス回遊美術館事業により、美術作家だけではなく、子どもたちが表現する機会を提供していきます。	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。	子どもの作品の展示プログラム数	－	4プログラム	数値維持継続型	4プログラム【4プログラム】	「まちかどアーティストデビュー展」の認知が広がり、応募作品数が増えた。	B	東京芸術劇場改修により、まちかど子ども美術展及びアーティストデビュー展の会場を他展示と共存して展示する。	6プログラム【4プログラム】150%	東京芸術劇場改修時には、まちかど子ども美術展及びアーティストデビュー展の会場をとしま区民センター1階を会場とした。	A	文化庁補助金報告において、各主体とも、子どもの参加者数を把握することとなり、区政の方向性とも同調し、子どもたちを意識したプログラムを増やす方向で企画されてきている。
			計画事業	256	東京芸術祭開催事業	文化事業課	子どもの頃から身近に演劇があり触れることのできる、演劇のまちとしての魅力を発信します。	国際アート・カルチャー都市の基幹事業として関係団体、地域と連携を図りながら、東京芸術劇場、あうるすぽっと、街なかの施設等を中心に国際的な舞台芸術祭を開催し、演劇のまちとしての魅力を発信します。	プログラム数及び参加人数	－	①25プログラム ②14万人程度	①数値維持継続型 ②数値上昇型	未実施	東京都へ事業移管したため、区の事業としては実施していません。	D	事業の実施予定はありません。			終了	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績【】内は令和6年度目標値達成率（%）（u）	事業目標に資する令和6年度取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①文化・芸術に親しむ環境づくり	アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。	子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。	計画事業	257	庁舎まるごとミュージアム運営事業	文化事業課	展示空間を利用し、子どもたちに豊島区の文化芸術を紹介するとともに、各課と連携し、子どもの作品展示、また権利等についての展示を随時、実施しています。	本庁舎を美術館や博物館のような空間に演出し、3階から9階の通路部分の壁面を使用した展示を行い、区の文化資産の紹介や区の重点施策等の情報をわかりやすくタイムリーに掲示して、区民・来庁者に発信します。	子ども関連展示回数	－	5回	数値維持継続型	8回【6回】	子どものみを対象とするものでなく、老若男女問わず対象とする展示が多く、概ね予定通り展示が実施されました。	A	子どもを含む区民の作品や、子どもの権利月間・里親月間に合わせた展示をすることで、区民が文化芸術に親しむ機会の提供と子どもの権利の周知を行っています。	7回【5回】	子どもを含む区民の作品や、子どもの権利月間・里親月間に合わせた展示のほか、ミュージアムラリーや環境月間に伴う区内の取り組み、写真コンテストなど、様々な種類の文化芸術に関する事業を紹介しました。	A	事業見直しにより事業は廃止 区役所4階に展示エリアを集約し、展示を継続する。
			計画事業	258	熊谷守一美術館の運営	文化事業課	子どもたちが美術文化を享受することにより、文化の向上と豊かな地域社会の形成を図ります。	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。	観覧者数(有料展示室入館者)	－	6,800人	数値維持継続型	9,293人【6,800人】	夏休みに子ども向けのワークショップを開催し、スキップなどへの周知を行いました。 観覧者数は当初の目標値を上回りました。	A	今後も、子どもに向けた美術館の周知や、事業開催に取り組みます。	11,374人【6,800人】	まちかど子ども美術館への協賛・副賞として招待券を発行しました。 観覧車数は当初の目標値を上回りました。	A	今後も、子どもに向けた美術館の周知や、事業開催に取り組みます。
			新規事業	新規	IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信	観光課	豊島区の文化と観光などの情報を集約して発信することで、区内外に豊島区の魅力をPRする。	「文化」「観光」「交流都市」の3つのカテゴリに仕分けた情報をWebサイトで公開する。	アクセス数	－	100,000	数値上昇型	237,911【100,000】	JIMO-Toshimaによる区民ライターを活用した地域の魅力の掘り起こしを実施した。 また、夏からはイベント情報を月2回公開し、目玉となるイベント特集も合わせて行った。	A	引き続きJIMO-Toshimaライターによる情報発信を行う中で、記事の更新時期に偏りがなく年間を通じて充実した情報発信を進める。 IKE-CIRCLEの二次元コードの掲出や関係各所へのサイトリンクを積極的に行い、サイトへの流入を図る。	326,931【100,000】	JIMO-Toshimaライターの記事を年間を通じて発信した。また、スポットやイベントを紹介する文化観光課作成のトレーディングカードを作成し、裏面にQRコードを施し、サイトへの流入及び区の名所紹介を行った。 課公式のInstagram内においてもプロフィール欄にリンクを貼り、フォロワーに対してサイトへの流入を促した。	A	IKE-CIRCLEが令和7年度から「としまの魅力」サイトへ移行され、引き続きJIMO-Toshimaライターの記事やイベント情報を掲載を通じて区の魅力を区内外へPRする。